富士見市一般廃棄物処理基本計画

（ごみ処理・生活排水処理基本計画）

第２次計画改訂版（案）（平成２８年度～平成３２年度）

平成２８年４月

富　士　見　市

目　次

富士見市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理・生活排水処理基本計画）第２次計画改訂版

序 1
第１編　基本計画の概要 3
　第１章　計画改訂の趣旨 5
　　１　計画の目的と背景 5
　　２　計画の位置づけ 6
　　３　計画適用範囲 7
　第２章　富士見市の概況 8
　　１　位置・地勢等 8
第２編　ごみ処理基本計画 13
　第１章　ごみ処理・リサイクルの現状 14
　　１　ごみ処理フロー（平成２５年度） 14
　　２　ごみ・資源の排出量 14
　　３　減量化・資源化 17
　　４　収集・運搬 19
　　５　中間処理施設 20
　　６　最終処分 22
　　７　可燃ごみの組成 23
　　８　減量・資源化に対する市の施策、市民の活動 24
　　９　環境啓発活動の現況 25
　　１０　不法投棄の現況 26
　　１１　ごみ処理費の状況 27
　第２章　ごみ処理評価 28
　　１　既存計画の達成状況 28
　　２　国及び県の目標値との比較 30
　　３　類似団体との比較 31
　第３章　ごみ処理の課題 33
　　１　ごみ処理の課題 33
　第４章　ごみの将来予測 35
　　１　人口将来予測 35
　　２　事業活動将来予測 36
　　３　ごみ発生量将来予測 37
　第５章　ごみ処理基本計画 43
　　１　ごみ処理の基本理念 43
　　２　ごみ処理基本方針 44
　第６章　ごみ減量化目標 46
　　１　国の計画目標　（現段階） 46
　　２　埼玉県の計画目標　（現段階） .....
　　３　市の計画目標 47
　　４　国・県・市の目標値の比較 50

第７章　基本施策 51
１　発生・排出抑制・資源化計画 51
２　収集・運搬計画 54
３　中間処理計画 56
４　最終処分計画 57
５　基本施策のまとめ 58
６　数値目標 59
７　市民・事業者・行政の役割 60
第３編　生活排水処理基本計画 61
第１章　生活排水処理の現状 63
１　生活排水処理フロー（平成２５年度） 63
２　生活排水処理の状況 64
３　下水道整備状況 64
４　し尿・浄化槽汚泥の処理状況 65
第２章　生活排水処理計画 66
１　管理主体 66
２　処理目標 66
３　処理計画 66
第３章　し尿・浄化槽汚泥の処理計画 67
１　収集運搬計画 67
２　処理計画 67
第４編　一般廃棄物処理今後の課題 69
第１章　ごみ処理・資源化今後の課題 71
１　環境負荷を低減する低炭素化資源循環型社会の構築 71
２　ごみ処理・資源化のＰＤＣＡサイクルの確立 71
３　高齢社会への対応 71
４　市民・事業者・行政の協働と連携の強化 71
５　低炭素化資源循環型社会に向けた環境施策の方向性 72
第２章　生活排水処理今後の課題 73
１　生活排水処理今後の課題 73
資料編 75
１　富士見市一般廃棄物処理基本計画策定委員会設置要綱 77
２　一般廃棄物処理基本計画策定委員会委員名簿 78
３　富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画策定経過 78
４　生ごみの水分について 81
５　生ごみの水切りの工夫 82
６　第８次埼玉県廃棄物処理基本計画（概要） 84
解説編 89

注意：数値については端数処理の関係で一致しない場合があります。

序

富士見市一般廃棄物処理基本計画
第２次計画（平成２３年４月策定）の概要

背景

国は、平成１２年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、循環型社会を形成するための施策を総合的かつ計画的に推進しています。また自治体には、地域単位での循環システムの構築等住民の生活に密着した基礎的な役割を果たすとともに、市民・事業者・行政の協働や連携により循環型社会を形成するための施策を展開することが求められています。

富士見市は、平成６年３月に「富士見市一般廃棄物処理基本計画・第１次計画」を策定し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会からごみの減量化・資源化等を推進する資源循環型社会へ向けた施策を展開してきました。平成１２年４月には、地球環境を守り人と自然とが共生できる豊かな生活の創造を目指した「環境にやさしい都市宣言」を市民総意で宣言しました。平成１５年３月には「富士見市環境基本計画」を策定し、人と自然の共生を柱とした持続可能な地域社会の形成を目指すとともに、平成１８年９月の「富士見市地球温暖化対策実行計画」により温室効果ガスの削減を目的として具体的な実行を推進しています。また、平成１９年１０月に施行された「富士見市をきれいにする条例」に基づき、平成２２年４月には「富士見市美化推進計画」を策定しました。平成２２年１０月には市内３駅周辺を「美化推進重点区域」に指定し市民協働での地域美化活動を実践しています。

平成２３年３月には、その後改定された国の「ごみ処理基本計画策定指針」及び「第７次埼玉県廃棄物処理基本計画」をもとに、第１次計画を引き継ぎ、新たに「富士見市一般廃棄物処理基本計画・第２次計画」を策定し、資源循環型社会へ向けた更なる展開を図ることとしました。第２次計画においては、低炭素化資源循環型社会の構築を行うこと、処理・資源化段階におけるＰＤＣＡサイクルの確立による見直し及び評価を行うことで、一般廃棄物処理の課題を地球規模の環境問題として捉え、処理計画や行動計画を具体的に実践していくことを定めています。

目標達成の基本的考え

４Ｒ（リフューズ／ごみとなるものは持ち込まない。リデュース／ごみを減らす。リユース／再利用。リサイクル／再資源化。）の推進と啓発を行うことで排出抑制の推進を図ります。また、合理的かつ効率的な収集・運搬体制を補完するシステムや施策を講じることで、ソフト面のみならずハード面からのアプローチを行います。

第１次計画のまとめ

第１次計画の果たした役割としては、適正な処理だけではなく、資源循環型社会形成に向けた取り組み「４Ｒ」の推進でした。具体的な施策や実践が活発に行われ、ごみの分別や減量化及び資源化が促進され、適正な収集運搬へと改善されました。さらに、志木地区衛生組合の中間処理について、資源化施設整備計画や資源化施設建設等に関し、志木地区衛生組合構成自治体の志木市と新座市との連携政策へ大きな影響を与えました。

第２次計画の途中経過

第２次計画の果たす役割としては、廃棄物の適正な処理だけではなく、行政・市民・事業者の適切な役割分担とそれぞれの積極的な取り組み、協働と連携を強化することから、低炭素化資源循環型社会の推進にアプローチを図ることです。また、高齢化や情報社会化といった社会情勢にあった具体的な施策や実践が活発に行われ、排出機会の質的向上やごみの分別や減量化、更なる資源化を促進しています。

第１編　基本計画の概要

第1章 計画改訂の趣旨

１　計画の目的と背景

（１）　一般廃棄物処理基本計画の目的

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき策定されたものです。富士見市第５次基本構想との整合性を図りつつ、これまでの経緯や、平成６年３月に策定された「富士見市一般廃棄物処理基本計画・第１次計画」及び平成２３年３月に策定された「富士見市一般廃棄物処理基本計画・第２次計画」の成果と今後の社会・経済情勢の変化も踏まえながら、低炭素化資源循環型社会の実現を目指して本市の一般廃棄物処理の長期的かつ総合的な基本計画を定めるものです。

（２）　改訂の背景

超高齢社会への突入や、人口様態、社会様態・情勢及び構造、ライフスタイルの変化などの情勢変化により廃棄物の量及び質は変わることが予想されます。これら様々な情勢変化に的確に対処するため、富士見市第２次一般廃棄物処理基本計画（平成２３～３２年度）を見直し、低炭素化資源循環型社会の実現を目指した施策を、総合的かつ計画的に推進するため、現行の第２次計画を見直し、今後５年間の廃棄物行政の指針とするものです。

２　計画の位置づけ

この計画は、環境基本法をはじめとする関係法令、富士見市の「環境にやさしい都市宣言」、関係条例や基本構想、基本計画等を踏まえ、低炭素化資源循環型社会の実現に向けた本市の一般廃棄物処理の基本的な計画となるものです。また、平成２５年６月に環境省が改定した「ごみ処理基本計画策定指針」に準拠しています。

一般廃棄物処理基本計画と他の関連法・計画との関係

３　計画適用範囲

(1)　対象区域
富士見市全域とします。

(2)　対象廃棄物
本計画の対象物は、本市全域から排出される一般廃棄物を対象とします。

(3)　計画目標年度
本計画の期間は、平成２３年度（２０１１年）から１０年間とし、平成３２年度（２０２０年）を目標年度とします。具体的には、実施された施策を、その年度ごとにＰＤＣＡサイクルの計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・見直し（Act）を継続していくこととします。

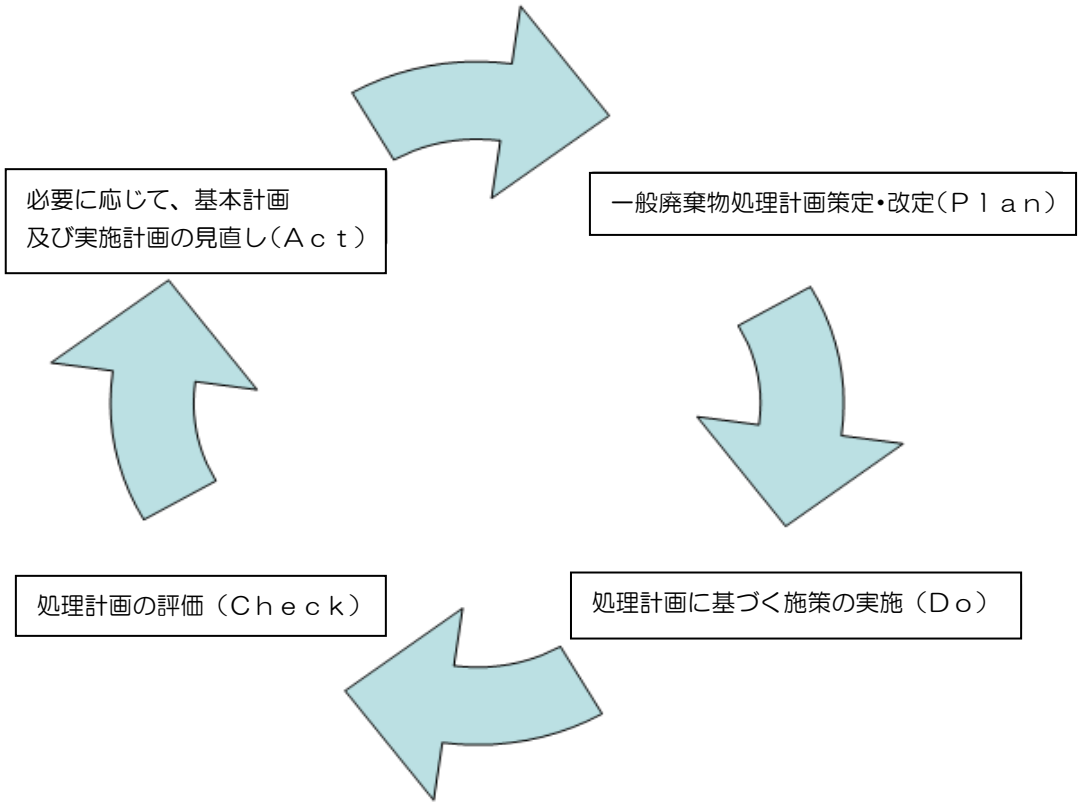

一般廃棄物処理計画における PDCA サイクル（イメージ図）

中間年度＝PDCA
本計画期間の５年目（平成２７年度）を中間年度とし、これまでの課題や進捗状況を分析し、目標値や施策などの達成状況を評価します。特に、明らかに進捗状況が目標値・施策の達成において、一定の水準に達していない事項は、その要因や改善の方策を具体的にし、後半の５年へ向け、重点的に事業化を進めることや、新たな施策を具体的に実施するための中間の進捗、評価年度とします。なお、今回の見直しが上記に該当しています。

第2章　富士見市の概況

１　位置・地勢等

(1)　地勢

本市は埼玉県の南東部、首都３０キロメートル圏に位置し、東は荒川を挟んでさいたま市に、北は川越市とふじみ野市、西は三芳町、南は志木市にそれぞれ接しています。面積は１９．７７平方キロメートルで、県全体の面積に対する割合は０．５２パーセントです。

地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地に大きく分かれており、台地部は更に諸河川の分断により、独立した小台地となっています。洪積層からなる武蔵野台地は、明治・大正初期には台地林が帯状に連なり、広大な雑木林を形成していましたが、現在はその大半が住宅地と畑作地帯で構成されています。一方、沖積層からなる荒川低地は、さいたま市との市境を流れる荒川と、江戸と川越地域を結ぶ重要な交通路であった新河岸川という、２つの１級河川を擁する水田地帯となっています。荒川が現在の市境を流れるようになったのは、江戸時代に行われた河川改修によるもので、それ以前の荒川はびん沼川として、その面影をわずかに残しています。

地質は、台地部が火山灰の風積からなる赤土（ローム）でおおわれているのに対して、低地部は主に黒泥層により形成されています。これは、氷河期の後期に起きた海面上昇により、低地部が海になっていたことによるものであり、また、台地縁辺部には縄文時代の人々の生活を今に伝える貝塚などの遺跡が数多く残存しています。

北緯	35 度 51 分 24 秒	東経	139 度 32 分 57 秒	海抜	4m～25m
東西	7.0 km	南北	6.8 km	面積	19.77 平方km

(2) 人口動態

本市の人口は、平成２７年１０月１日現在では１０９，８５６人で、４９，０５８世帯、１世帯当たり平均２．２４人となっています。昭和３０年代後半から大規模団地の建設や民間デベロッパー等の開発によって急激な都市化と人口増加が進んでいましたが、近年の人口増加は、ほぼ横ばいから微増となっています。また、世帯あたりの人員の減少割合が大きく、世帯全体に対し単身者世帯や核家族世帯の割合が増加傾向であることが伺えます。

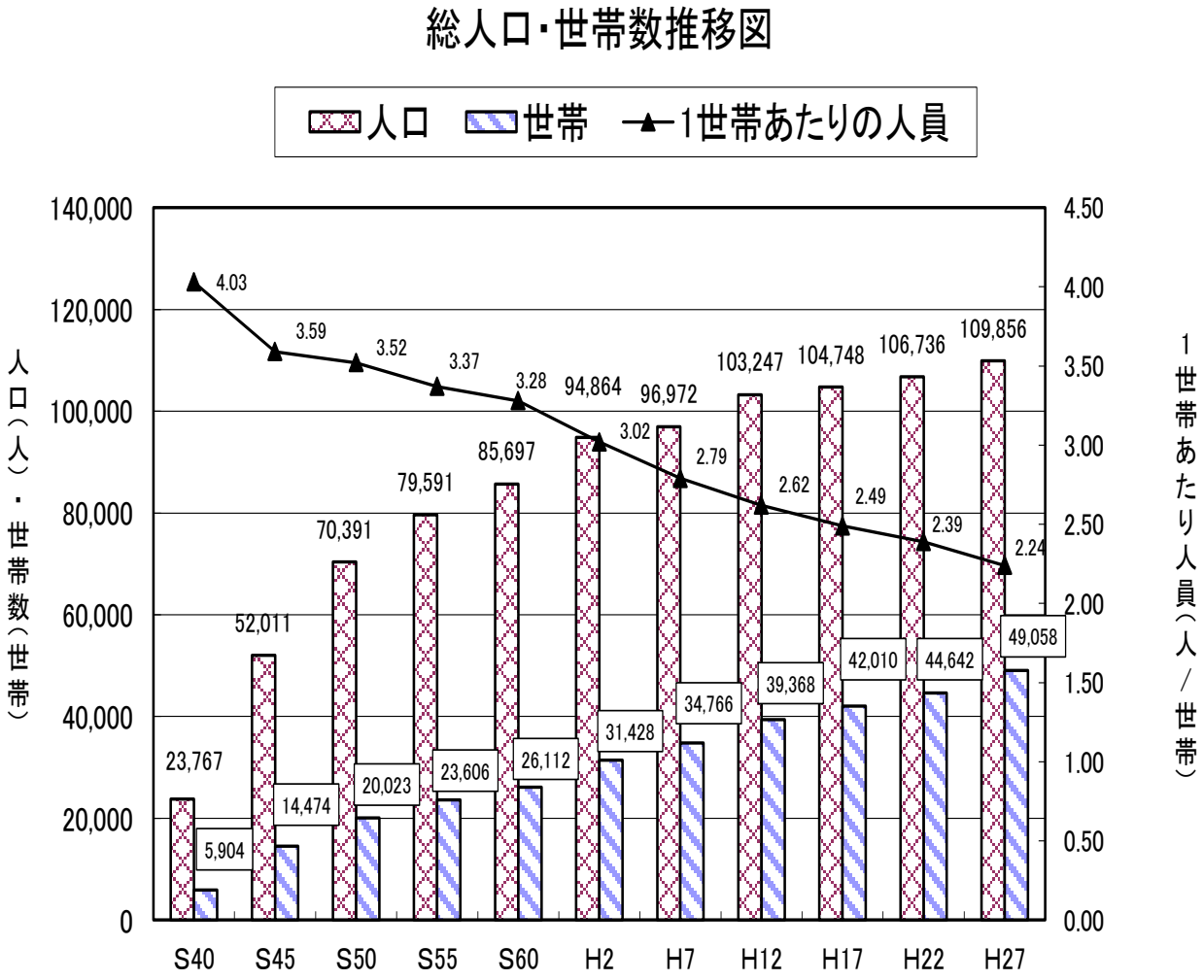

出典：「国勢調査」各年１０月１日現在　（平成２７年は市民課資料）

(3)　産業の動向

本市の産業の動向を産業別事業所数でみると、平成２４年の全事業所数は２，８１４事業所で、その内第３次産業の事業所が２，２７５事業所あり、割合が８０．８％と最も高くなっています。また、第２次産業の事業所は５３５事業所、割合が１９．０％、第１次産業の事業所は４事業所、割合が０．１％となっています。

年間商品販売額は平成２４年の数値では、卸売店と小売店を合わせ約６３２億円となります。内訳は、卸売業が約１４４億円（埼玉県内４０市の中で３９位)、小売業が約４８７億円（埼玉県内４０市の中で３６位）となっています。平成２７年４月には大型商業施設が開業し、今後さらに市内産業の活性化が見込まれます。

事業所数の推移表

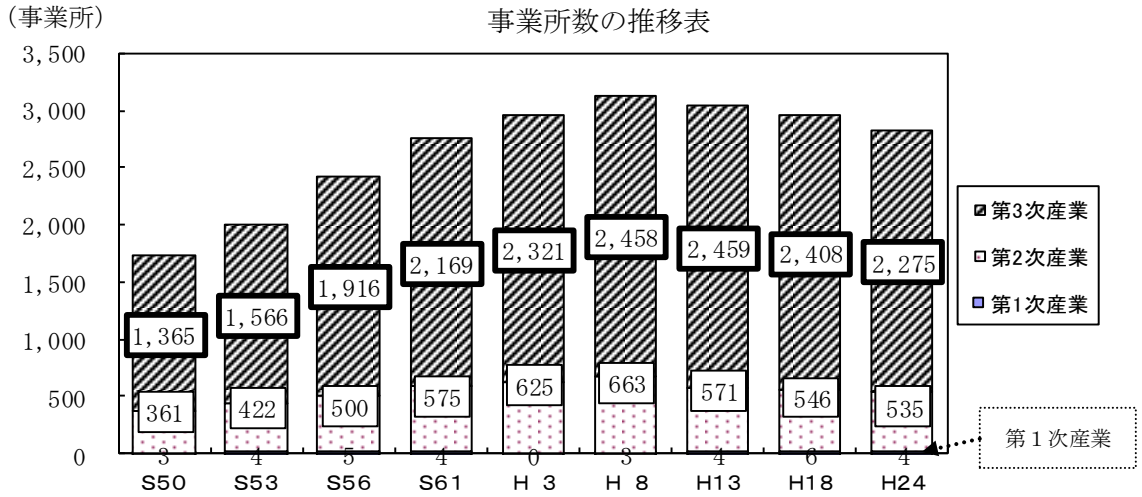

出典：事業所・企業統計調査、経済センサス活動調査

卸売業・小売業の事業所数・従業者数年間商品販売額の推移表

	事業所数			従業者数	年間商品	売場面積
		卸売店	小売店	（人）	販売額（万円）	（㎡）
昭和51年	740	50	690	2,423	2,287,303	33,454
昭和54年	812	67	745	2,741	3,557,057	35,167
昭和57年	808	55	753	2,931	4,603,440	40,947
昭和60年	772	58	714	3,182	5,609,725	43,411
昭和63年	818	69	749	3,965	7,783,813	48,710
平成 3年	841	62	779	5,248	9,262,126	57,242
平成 6年	734	56	678	4,021	9,632,353	54,595
平成 9年	716	46	670	4,153	9,960,069	58,470
平成11年	767	74	693	4,945	9,791,744	58,387
平成14年	715	69	646	5,068	8,336,112	62,050
平成16年	677	72	605	4,615	7,190,695	55,240
平成19年	598	62	536	4,310	6,824,774	52,443
平成24年	457	63	394	3,580	6,316,600	50,243

出典：商業統計調査、経済センサス活動調査

(4) 土地利用状況

本市の市街化区域内の既成市街地は、東武東上線沿線に昭和３０～４０年代に開発された市街地と、その後の土地区画整理事業により開発された地域からなっています。

市街化調整区域は、市内を南北に通る国道２５４号バイパス（富士見川越バイパス）、県道１１３号（川越新座線）と東西に通る国道４６３号（浦和所沢線）沿いで、市街地に隣接しています。主に都市近郊農地として土地利用されています。

また、鶴瀬駅東口・西口の土地区画整理事業、勝瀬原特定土地区画整理事業、旧暫定逆線引き地域であった水子・諏訪地区の市街化区域編入による市街化区域の増加などで、今後の土地利用状況の変化が予想されています。

(5) 交通

鉄道は、東武東上線が南北に通過し、東京メトロ有楽町線・副都心線、東急東横線、横浜高速みなとみらい線も乗り入れており、「みずほ台駅」「鶴瀬駅」「ふじみ野駅」の３駅が設置されています。本市は、東京都心まで私鉄を利用し１時間足らずで到着できるという交通アクセスが至便な位置にあります。

市内の幹線道路は、南北方向に国道２５４号（川越街道）と国道２５４号バイパス（富士見川越バイパス）が、東西方向には国道４６３号（浦和所沢線）が通っています。

(6) 基本構想との関係

富士見市では、「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市」を将来都市像とする「富士見市第５次基本構想・中期基本計画」を策定し、まちづくりを進めています。

一般廃棄物に関しては、基本構想の基本目標５の基本施策（大柱）の項で、「(3) 循環型社会の形成と生活環境の保全」の中、「誰もが快適な生活環境を創出するため、廃棄物の減量や分別処理、リサイクルが徹底された循環型社会の確立を推進」し、「省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を推進」し、「さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進」することを目指しています。

第２編　ごみ処理基本計画

第１章　ごみ処理・リサイクルの現状

１　ごみ処理フロー（平成 25 年度）

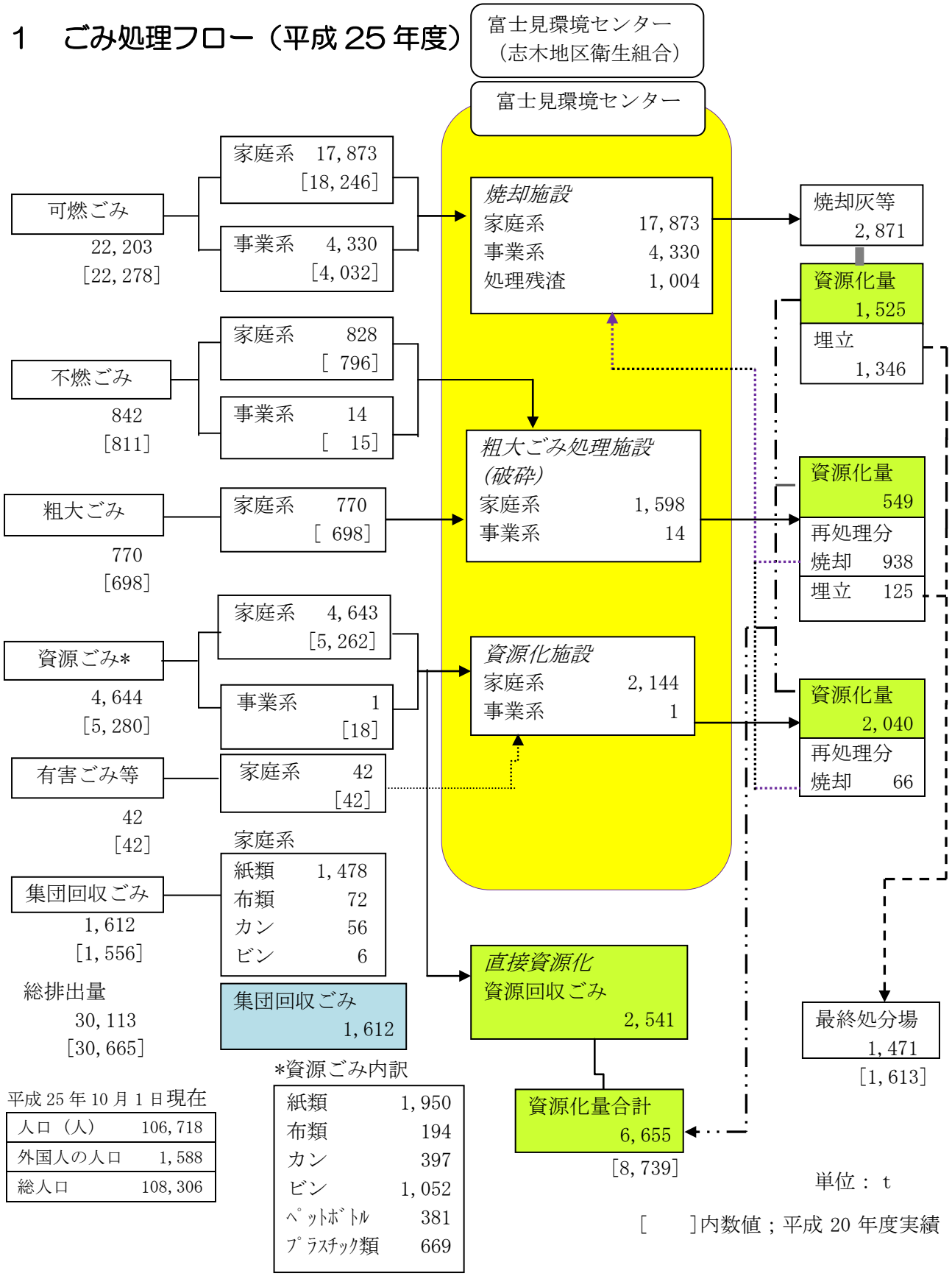

平成 25 年 10 月 1 日現在

人口（人）	106, 718
外国人の人口	1, 588
総人口	108, 306

*資源ごみ内訳

紙類	1, 950
布類	194
カン	397
ビン	1, 052
ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	381
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	669

２　ごみ・資源の排出量

市全体でみると、ごみの総排出量は平成１２年度をピークに減少傾向にあり、平成２２年度からは人口の増加傾向に反し、総排出量は横ばいに推移しています。

ごみ種別でみると、可燃ごみはほぼ横ばいですが、資源ごみは１０年前と比較すると約２５％減少しています。

１人１日あたりのごみの量（*）は、平成２５年度７６２ｇで埼玉県の平均値９０８ｇを大幅に下回りました。この数値は人口１０万人以上５０万人未満の全国の自治体（２５４自治体）でみると、第１６位と上位に位置しています。

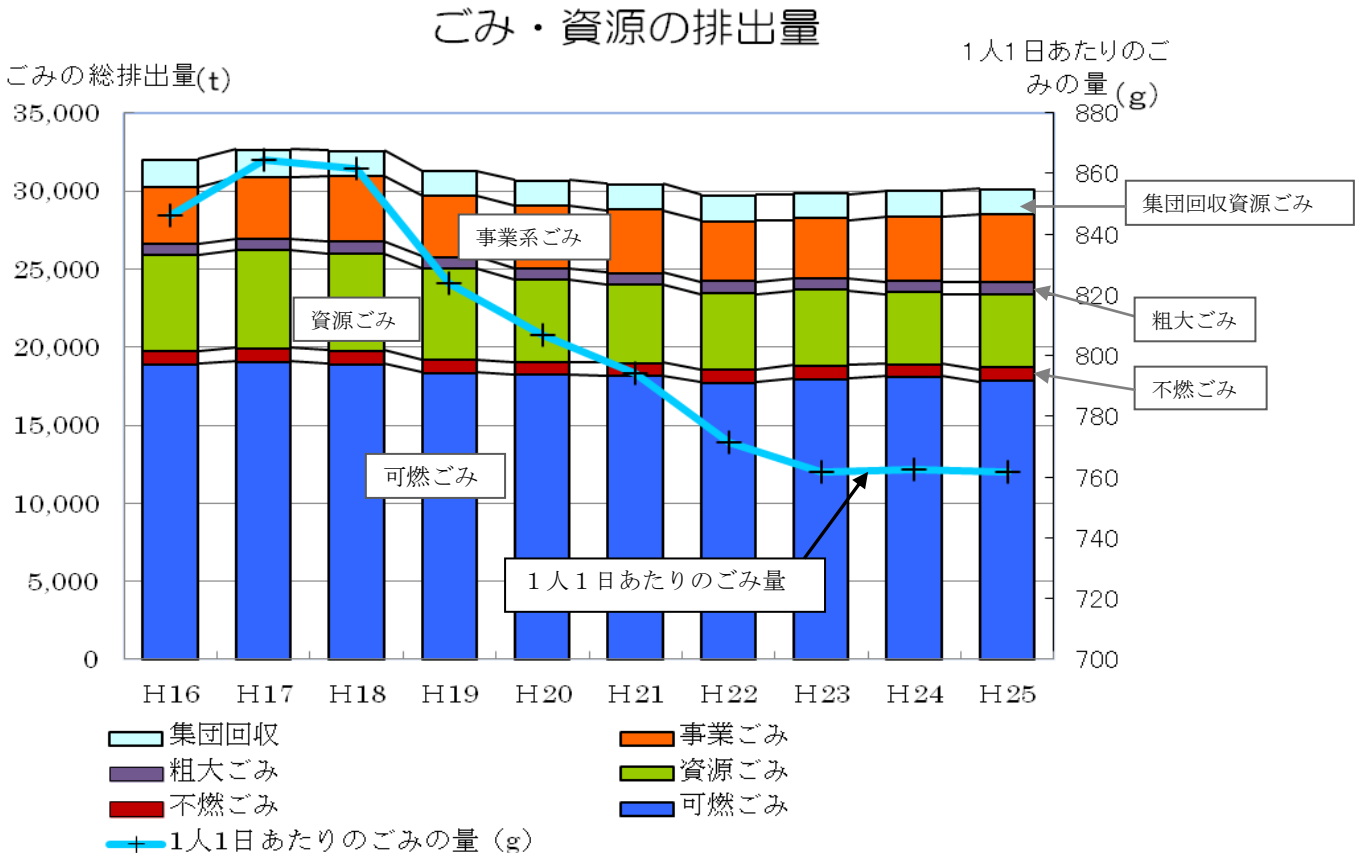

＊ 数値については、環境省の一般廃棄物実態調査の数値を使用しています。

＊ 平成２６年度一般廃棄物実態調査値については平成２８年度中に確定する予定であり、他市との数値を比較する上で最新の平成２５年度一般廃棄物実態調査数値を採用しました。

＊ １人１日あたりのごみの量(ｇ)＝ごみの総排出量÷人口（外国人人口含む）÷年間日数

近隣自治体（類似団体）との比較において、富士見市の特徴としては、①家庭ごみにおける可燃ごみの占める割合が高く、②家庭ごみにおける資源ごみの占める比率が低い、などがあげられます。③総排出量で比較した場合、１人あたりのごみの量は他市より少なくなっています。事業系ごみを除く排出量も同様の傾向にあります。

一般廃棄物実態調査（平成 25 年度実績）

（単位：ｔ）

区分		富士見市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	戸田市	入間市	ふじみ野市	平均
人口（10 月 1 日現在）	a	108,306	132,263	72,813	79,436	162,366	129,755	150,238	109,837	—
家庭ごみ（集団資源回収除く）	b	24,156	30,116	17,134	18,320	32,217	31,561	37,657	25,142	—
可燃ごみ		17,690	19,679	11,904	12,841	26,280	21,036	24,609	16,030	—
直接搬入可燃ごみ		183	501	49	374	177	86	897	246	
家庭ごみ中に占める割合		74.0%	67.0%	69.8%	72.1%	82.1%	66.9%	67.7%	64.7%	70.6%
不燃ごみ		802	1,143	484	715	1,258	1,354	1,781	1,251	—
直接搬入不燃ごみ		26	3	0	0	0	0	237	137	
家庭ごみ中に占める割合		3.4%	3.8%	2.8%	3.9%	3.9%	4.3%	5.4%	5.5%	4.1%
資源ごみ		4,643	7,518	4,172	3,498	3,363	7,839	7,364	6,387	—
直接搬入資源ごみ		0	0	0	0	0	0	556	55	
家庭ごみ中に占める割合		19.2%	25.0%	24.3%	19.1%	10.4%	24.8%	21.0%	25.6%	21.2%
粗大ごみ		323	251	242	181	584	1,246	312	626	—
直接搬入粗大ごみ		447	1,021	258	685	501	0	1,901	369	
家庭ごみ中に占める割合		3.2%	4.2%	2.9%	4.7%	3.4%	3.9%	5.9%	4.0%	4.0%
その他		42	0	25	26	54	0	0	41	—
直接搬入その他ごみ		0	0	0	0	0	0	0	0	
家庭ごみ中に占める割合		0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%
集団資源回収	c	1,612	2,289	167	1,218	7,456	0	2,948	969	—
紙類		1,478	2,117	151	1,113	6,842	0	2,793	941	—
布類		72	115	8	69	416	0	103	0	—
カン		56	57	8	35	198	0	48	25	—
ビン		6	0	0	1	0	0	4	3	—
事業系ごみ	d	4,345	6,317	4,350	3,634	8,904	12,555	8,805	7,499	—
ごみの総排出量*	e(b+c+d)	30,113	38,722	21,651	23,172	48,577	44,116	49,410	33,610	—
１人あたりごみの量（kg / 人・年）	e/a	278	293	297	292	299	340	329	306	304
１人 1 日あたりごみの量(g / 人・日)	e/a/365	762	802	815	799	820	931	901	838	834

事業系ごみを除く

区分		富士見市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	戸田市	入間市	ふじみ野市	平均
総排出量（t/年）	f	25,768	32,405	17,301	19,538	39,673	31,561	40,605	26,111	ー
１人あたりごみの量（kg/年）	f/a	238	245	238	246	244	243	270	238	245
１人 1 日あたりごみの量(g/日)	f/a/365	652	671	651	674	669	666	740	651	672

＊ 数値については、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」の数値を使用しています。
＊ 端数処理のため合計が合わない場合があります。
＊ ごみの総排出量とは、収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量の合計量を示します。

３　減量化・資源化

資源化量は、全体的に減少傾向にあり、特に紙・布類は、平成１４年度３，９３８ｔをピークに平成２０年度では２，８２８ｔ、平成２５年度では２，１４４ｔと大幅に減少しています。ペットボトルは、やや上昇傾向です。総排出量に対する集団資源回収を含む資源化率は、平成２０年度で２２．４％となりましたが、平成２５年度では２０．９％となり、減少傾向にあります。

なお、中間処理施設資源化量を含めますと、平成２５年度の本市の資源化率は２７．５％となります。これは、埼玉県内の自治体の資源化率の平均２１．７％を５．８％上回っており、県内全６３自治体の順位でみると、第１３位と上位に位置しています。

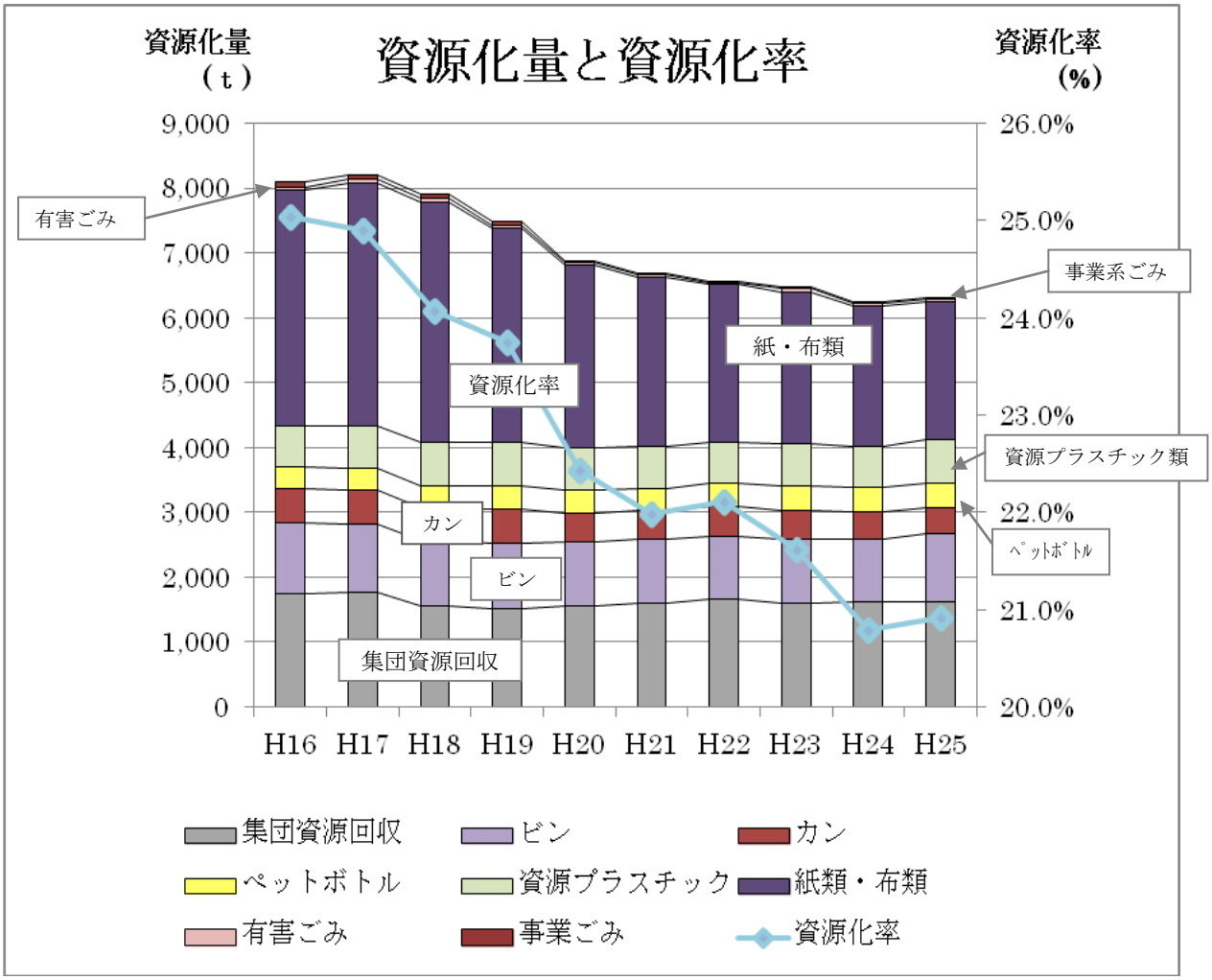

＊ 資源プラスチックは、平成１３年度から一部地域で分別収集、平成１４年度から市全域で分別収集を実施。

再資源化量

（単位：ｔ）

年　度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ビン	977	977	992	983	1,052
カン	443	459	445	424	397
ペットボトル	346	362	379	378	381
資源プラスチック	644	636	645	628	669
紙類・布類	2,609	2,432	2,350	2,166	2,144
有害ごみ	40	31	44	44	42
小計	5,059	4,897	4,855	4,623	4,685
事業ごみ	23	23	21	4	1
集団資源回収	1,603	1,651	1,591	1,608	1,612
合計（資源化量）	6,685	6,571	6,467	6,235	6,298
ごみの総排出量	30,418	29,725	29,905	30,002	30,113
資源化率	22.0%	22.1%	21.6%	20.8%	20.9%

*資源化率（%）＝資源化量÷ごみの総排出量
*端数処理をしているため合計が合わない場合があります。
*中間処理施設の資源化量は、含んでいません。

本市では、容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）第８条に基づき、平成８年に富士見市分別収集計画を策定し、現在までに６回の改定作業を行い、ごみの減量化と循環型社会の構築のための施策を推進しています。

分別収集の対象となる容器包装廃棄物の素材は、鋼製・アルミニウム製のほか、紙・ダンボール製、無色・茶色などのガラス製やプラスチック製のものとなっており、それぞれの種類ごとの分別収集計画量を定めています。

(1)　定期資源回収

本市の定期資源回収は、資源回収業者で構成されている東入間資源リサイクル協同組合（市指導で組合化）との協定により実施しています。市内の資源ごみの定期回収を奨励制度により推進する事業です。資源回収業者の育成に効果的であるほか、委託契約による回収に比較し、市民・事業者・行政の協働と信頼関係により市の財政負担が膨らまない回収事業となっています。平成５年６月１日から実施しています。

(2)　集団資源回収

本市では平成２年に集団資源回収実施団体奨励金交付制度を導入し、紙類（新聞、ダンボール、雑誌、紙パック、雑がみ）・布類、カン、生ビンを回収する団体（営利を目的としないものに限る）に対し、奨励金を交付しています。これにより、資源循環の促進のほかにも、地域による自主的な資源回収の推進、地域コミュニティの活性化などが促進されました。

集団資源回収実施団体数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
団　体　数	57 団体	60 団体	51 団体	61 団体	61 団体

４　収集・運搬

(1)　収集運搬体制

家庭から排出される資源とごみの収集は、市職員による直営収集と、廃棄物処理業者への委託による収集、資源回収業者との協定による収集、集団資源回収で行っています。

ごみ処理の主体（平成２７年４月１日現在）

区分	ごみの種類	処理区分		処理主体
組合搬入処理 ※1	可燃ごみ	収集運搬	家庭系	市（委託）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		中間処理（焼却）		組合（委託）※
		最終処分（残渣処理）		組合（委託）※
	不燃ごみ 粗大ごみ （家庭系のみ）	収集運搬	家庭系	市（不燃ごみ：委託、粗大ごみ：直営）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		中間処理（破砕）		組合（委託）※
		最終処分	資源物（売却）	組合（委託）※
			残渣処理	組合（委託）※
	ビン カン	収集運搬	家庭系	市（委託）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		中間処理（選別）		組合（委託）※
		資源化	資源物（売却）	組合（委託）※
			容器包装ﾘｻｲｸﾙ協会	組合（委託）※
	ペットボトル	収集運搬	家庭系	市（委託）
			事業系	各事業者（直接搬入、許可業者に委託）
		資源化	容器包装ﾘｻｲｸﾙ協会	組合（委託）※
	資源プラスチック （家庭系ごみ）	収集運搬	家庭系	市（委託）
		中間処理（選別）		組合（委託）※
		資源化	容器包装ﾘｻｲｸﾙ協会	組合（委託）※
	有害ごみ （家庭系ごみ） ［乾電池、蛍光灯、水銀計］	収集運搬		市（委託）
		保管		組合（委託）※
		資源化		組合（委託）※
市回収処理	紙類	新聞	回収処理	市（東入間資源リサイクル共同組合）
		段ボール		
		雑誌類		
		紙パック		
		その他の紙		
	布類	衣類		
		毛布		
集団資源回収	紙類	新聞	回収処理 （資源回収登録団体）	資源回収登録業者
		段ボール		
		雑誌類		
		紙パック		
		その他の紙		
	布類	衣類		
		毛布		
	ビン類	ビン		
	金属類	金属類		

※組合とは、本市と志木市、新座市の三市で構成される志木地区衛生組合のこと

(2)　ふれあい収集

地域の協力が期待できない、高齢者やお体の不自由な方の世帯のごみの排出を援助する目的で、ご自宅まで訪問して収集するふれあい収集事業を関係各課と連携して平成２１年５月から開始しました。（平成２６年度末で７３世帯収集）

５　中間処理施設

(1)　現状

富士見市内から排出される一般廃棄物は志木地区衛生組合（本市と志木市、新座市で昭和３９年に一部事務組合を結成）の処理施設で処理されています。志木地区衛生組合とその施設の概要は以下のとおりです。

*資源化に関連する施設は、富士見環境センターに集約されています。

（名称）志木地区衛生組合
（構成市）志木市・新座市・富士見市
（処理面積）５１．６０ｋ㎡
　　志木市９．０５ｋ㎡、新座市２２．７８ｋ㎡、富士見市１９．７７ｋ㎡
（処理人口）３４６，０９３人（平成２７年４月１日現在）
（所在地）事務局　富士見市大字勝瀬４８０番地

①　富士見環境センター

施設概要	富士見市大字勝瀬４８０番地
	■可燃物処理施設 竣工年度：昭和６１年３月 処理方式：全連続燃焼式（ストーカ式焼却炉） 処理能力：１８０t／２４ｈ（９０ｔ×２基） 焼却灰含有重金属処理施設 処理能力：１５ｔ／２４ｈ 集塵灰含有重金属処理施設 処理能力：３．６ｔ／２４ｈ ダイオキシン恒久対策施設（排ガス高度処理施設） ■粗大ごみ・ビン処理施設 竣工年度：平成２６年１２月 処理方式：低速回転式破砕機（二軸せん断式） 高速回転式破砕機（堅型） 処理能力：粗大・不燃ごみ系列　２５ｔ／５ｈ ビン系列　１３ｔ／５ｈ
現状	ダイオキシン恒久対策工事（平成１２年８月完成）を行うとともに、施設の一部改良工事で延命化を図った。

②資源化施設・リサイクルプラザ利彩館併設

施設概要	富士見市大字勝瀬４８０番地
	■資源プラスチック処理施設 処理能力：２６ｔ／５ｈ 処理方式：圧縮梱包処理式 竣工年度：平成１４年２月
現状	平成１３年１１月に、資源プラスチック分別処理施設稼動。 平成１４年　４月に、リサイクルプラザ利彩館開館。

③新座環境センター

施設概要	新座市大和田３丁目９番１号
	■新座環境センター西工場　可燃物処理施設 竣工年度：平成６年９月 処理方式：全連続燃焼式（ストーカー式焼却炉） 処理能力：９０ｔ／２４ｈ ダイオキシン恒久対策施設（排ガス高度処理施設） ■新座環境センター東工場　可燃物処理施設 竣工年度：平成１５年２月 処理方式：全連続燃焼式（ストーカー式焼却炉） 処理能力：９０ｔ／２４ｈ ダイオキシン恒久対策施設（排ガス高度処理施設） ■粗大ごみ処理施設 竣工年度：昭和５４年１月 処理方式：切断処理方式 処理能力：５ｔ／５ｈ
現状	新座東工場については、ダイオキシン恒久対策工事（平成１５年２月完成）を行うとともに、施設の一部改良工事で延命化を図った。

６　最終処分

富士見市内を含め、志木地区衛生組合管内には最終処分場がないため、排出される焼却灰や集塵灰、不燃残渣については、埼玉県環境整備センター（埼玉県寄居町）や民間の施設に埋め立てられています。

埋め立てる量を減らすにあたって焼却灰や集塵灰の一部を民間の業者に委託してセメントや人工砂の原料としてリサイクルしています。

（単位：ｔ）

焼却灰・不燃残渣等の排出量の推移

年　度	焼　却　灰	集　塵　灰	不　燃　残　渣		合　計
			金属残渣	ガラス残渣	
平成 21 年度	1,136	265	265	0	1,666
平成 22 年度	1,032	261	282	0	1,575
平成 23 年度	761	688	274	0	1,723
平成 24 年度	975	549	192	0	1,716
平成 25 年度	823	523	125	0	1,471

出典：志木地区衛生組合概要［志木地区衛生組合構成自治体（志木市、新座市、富士見市）で按分しています。］

７　可燃ごみの組成

ごみの種類別組成の年度別比較グラフ

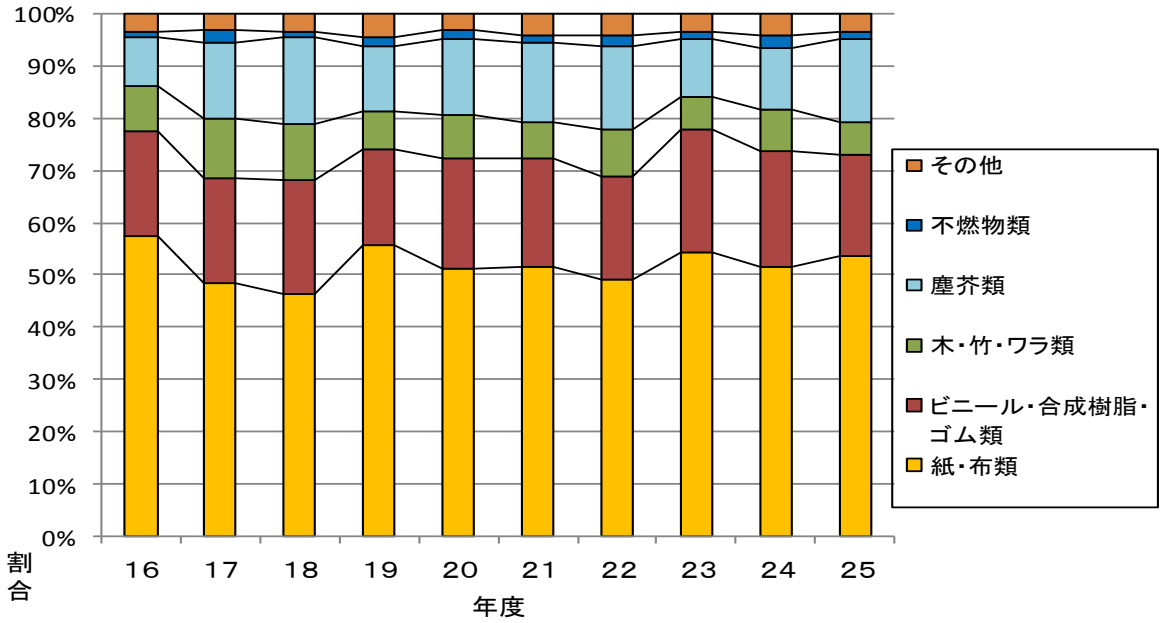

出典：志木地区衛生組合概要

測定分析調査結果

ごみ性状分析結果一覧

（昭和52年11月4日　環整第95号　厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知に基づく測定）

［組合における平均値］　（単位　%）

項目			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
乾物規準	種類別組成	紙・布類	51.55	49.19	54.41	51.43	53.58
		ﾋﾞﾆｰﾙ･合成樹脂･ｺﾞﾑ類	20.78	19.72	23.50	22.32	19.45
		木・竹・ﾜﾗ類	6.92	8.85	6.08	7.91	6.23
		厨芥類	15.34	16.16	11.32	11.77	16.10
		不燃物類	1.40	2.04	1.41	2.51	1.19
		その他	4.01	4.04	3.28	4.06	3.45
		合　計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
湿物規準	成分	水分	48.91	49.82	47.93	48.20	50.54
		灰分	6.10	6.87	6.75	6.68	5.46
		可燃分	44.99	43.31	45.32	45.12	44.00
		低位発熱量（kcal）	1,919	1,876	1,899	1,854	1,770

＊ 端数処理をしているため合計が合わない場合があります。

＊ 低位発熱量は、水分が蒸気でいる場合の発熱量で、実際に利用できる熱量にあたる真発熱量のこと。

ごみの性状は、種類別組成でみると毎年紙類がごみの半数以上を占めています。次いで、ビニール・合成樹脂類が２０％前後、厨芥類は１５％程度、木・竹・ワラ類は６％程度となっています。

ごみの３成分の推移では、水分・可燃分の変動幅は４０～５０％程度であり、灰分の変動は５～７％となっています。低位発熱量の推移では１，９００ｋｃａｌの高カロリーから１，８００ｋｃａｌへとやや低くなっています。

８　減量・資源化に対する市の施策、市民の活動

身近な環境を守り育てるために、それぞれの主体が単独でできる活動は限られています。低炭素化社会の実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割に応じた活動をしていく必要があります。

(1)　富士見市環境施策推進市民会議

環境の保全及び創造を目指す市民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じた役割分担で連携、協力しながら互いに自主的な行動を推進していく組織として平成１５年６月に発足しました。現在では、市内を４ブロック（鶴瀬東・鶴瀬西・水谷・南畑）に分け、地域に根ざした活動を展開しています。（平成２７年度推進員１１８名）

(2)　富士見市環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項を調査し、審議します。また、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができます。環境審議会は学識経験者６名、事業者４名、市民団体３名、公募市民２名の合計１５名で構成されています。

(3)　富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会は、環境に関する施策について行政内部の総合的な調整や計画の進行管理を行う組織で、関係各課の所属長１５名により構成されています。

(4)　地域ボランティア団体の活動

投げ捨てられたごみや、道端に放置されたままの犬のふんなどが無い、きれいなまちをつくるためには、市民一人ひとりが自分の住むまちの環境に関心を持ち、活動していくことが必要です。

本市では、町会や自治会、子供会育成会などの団体からの協力により、環境美化活動（ごみゼロ運動）を実施し、地域の環境美化意識の向上に向けた啓発活動を行っています。

ごみゼロ運動取組み実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
団体数	50	52	53	61	56
活動回数合計(回)	74	65	83	102	95
参加人数合計(人)	6,389	6,060	7,684	8,568	7,721

(5)　公共施設の排出生ごみの堆肥化

給食センターなど公共施設から排出される生ごみについては、早期に減量・資源化する手法として、堆肥化プラントを持つ専門業者が一括して回収・堆肥化処理する方法を実施しています。平成２６年度については、約１００ｔを堆肥化しています。

(6)　公園剪定枝葉のチップ化

公園で剪定された枝葉はチップ化し、ぬかるみ対策及び雑草対策として公園等にまかれています。平成２６年度は３２ｔの剪定枝葉をチップ化し、資源として活用されました。

９　環境啓発活動の現況

環境教育は、人間が環境に与える影響についての理解と関心を高め、次世代を担う子どもたちの環境を大切にする心を育てるために重要な役割を果たしています。また、環境教育は学校教育現場だけに限らず、家庭や地域の様々な場面で行われています。

(1)　富士見ふるさと祭り環境コーナーでの活動

富士見ふるさと祭りの環境コーナー（平成２７年度からは「エコ広場」）では、来場者が環境について学びながら楽しめるような内容で企画参加をしています。環境関連団体や事業所に呼びかけ様々な企画やくらしのリユースを目的としたフリーマーケットなどを行っています。

また、展示会場では、身近な環境や地球温暖化問題などのパネルのほか、市内小中学生による環境問題啓発ポスターの優秀作品を展示しています。平成２７年度は３２７点の応募があり、その内の１８点を優秀作品として選び、入賞者を表彰しています。

(2)　市内小中学校での環境講座の開催

将来の社会を担っていく子どもたちが、人と環境との関わりについて学び、関心を高められる機会として、本市では市内小中学校からの依頼により、環境に関する出前講座を行っています。

(3)　「富士見市の環境」の発行

本市の環境の状況や環境に関する施策を定期的に報告するために、年次報告書「富士見市の環境」を発行しています。

(4)　環境情報の提供

本市では、市広報紙やホームページでの情報発信はもとより、市民団体などからの依頼により、環境に関する出前講座を行っています。

また、富士見市環境施策推進市民会議との共催により、環境に関する様々なテーマを題材とした講演会（環境講座）を実施しています。

１０　不法投棄の現況

(1)　不法投棄の回収量

不法投棄物の回収とごみゼロ活動によるポイ捨てごみの回収量は、以下のとおりです。

不法投棄物及びポイ捨てごみの回収量（適正処理困難物を除く）　　（単位：kg）

年度	不法投棄物	ごみゼロ活動によるポイ捨てごみ収集量	
		空きカン	その他のごみ
平成２２年度	12,020	320	17,700
平成２３年度	13,160	220	11,580
平成２４年度	7,440	20	14,960
平成２５年度	8,640	660	17,480
平成２６年度	7,240	460	14,940

(2)　不法投棄の発生件数

不法投棄の発生件数と場所内訳は以下のとおりです。減少傾向にありますが、依然として多くの不法投棄が発生している状況です。

不法投棄発生件数　　（単位：件）

場所／年度	集積所	その他	合　計
平成２２年度	77	158	235
平成２３年度	101	175	276
平成２４年度	122	120	242
平成２５年度	70	110	180
平成２６年度	59	76	135

(3)　不法投棄がもたらす財政負担

不法投棄やごみゼロ活動などにより回収されたごみを処分する際の財政負担は、以下のとおりです。処理費総額は減少傾向にあります。

不法投棄がもたらす財政負担　　（単位：円）

年度	処理委託費等	不法投棄家電リサイクル料金	志木地区衛生組合負担金*	処理費総額
平成２２年度	363,720	296,494	423,922	1,084,136
平成２３年度	382,987	365,076	417,596	1,165,659
平成２４年度	303,292	269,603	395,856	968,751
平成２５年度	285,075	238.050	488,720	1,011,845
平成２６年度	267,894	246,132	416,707	930,733

*志木地区衛生組合負担金とは、各市の搬入量に基づき割りあてられる負担金の概算値のことです。

１１　ごみ処理費の状況

平成２５年度のごみ処理経費（し尿処理費を除く）は、組合負担金、収集運搬費等合計で約９億円かかっています。ごみの処理人口からみると、１人あたり年間約８千円となります。

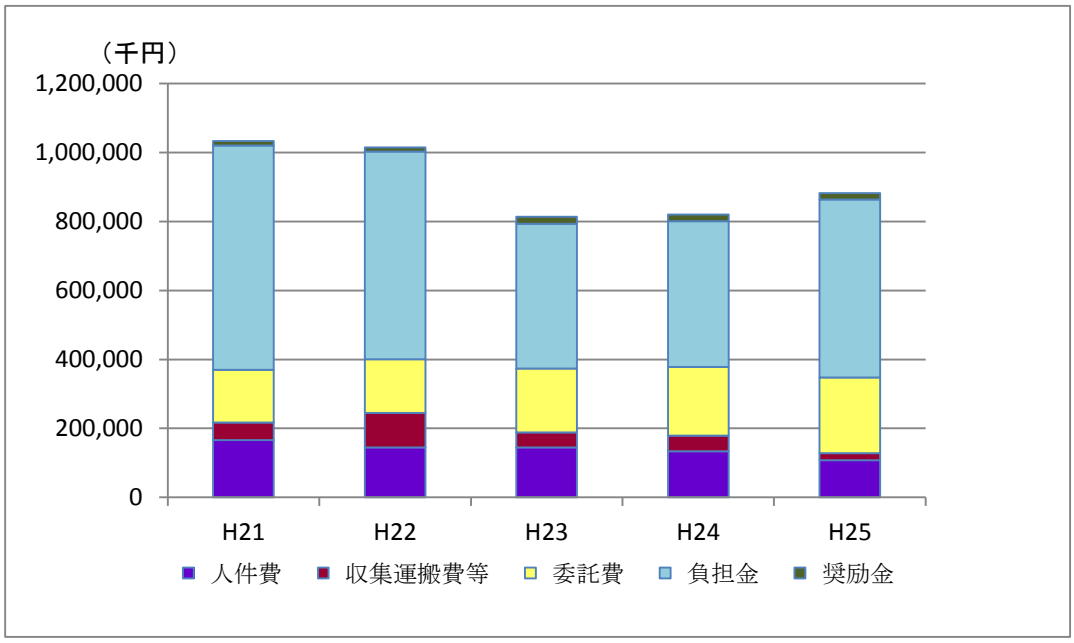

富士見市　廃棄物処理事業経費（実態調査値）　※富士見市の環境より

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ごみ総排出量（ｔ）		30,418	29,725	29,905	30,002	30,113
ごみ処理経費（千円）		1,033,083	1,014,804	813,331	819,937	882,208
	人件費	166,290	145,135	144,416	133,688	108,048
	収集運搬費等	50,395	99,574	43,532	45,697	20,495
	委託費	153,287	156,097	185,711	198,459	219,465
	負担金	650,065	601,836	419,950	423,199	515,401
	奨励金	13,046	12,162	19,722	18,894	18,799
１人あたり年間ごみ処理経費（円）		9,687	9,461	7,562	7,714	8,146
１ｋｇあたり年間ごみ処理経費（円）		34	34.1	27.2	27.3	29.3

廃棄物処理事業経費の近隣他市との比較（平成25年度一般廃棄物実態調査値）

	富士見市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	戸田市	入間市	ふじみ野市
1人あたりのごみ処理経費（円）	8,146	10,669	8,404	10,764	8,089	8,765	10,925	13,471

＊ 数値については、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」報告値です。
＊ 端数処理をしているため合計が合わない場合があります。

第2章　ごみ処理評価

１　既存計画の達成状況

「富士見市一般廃棄物処理基本計画・第２次計画（平成２３年４月策定）の各施策の達成状況の途中経過については、「ごみ処理計画評価シート」のとおりです。

（１）　発生・排出抑制・資源化計画

減量化目標量に対する達成状況

	平成 25 年度の実績量	平成 27 年度の目標量	達成率(%)
１人１日あたりの家庭系ごみの量(ｇ)	611	614	100.5

ごみ処理計画評価シート

計画	目標	施策の内容	進捗状況
発生・排出抑制・資源化計画	家庭系ごみ排出抑制の推進	資源化率向上の取組み	試験的に一部事業所の廃食油の資源化を実施しています。家庭の廃食油の資源化の実施方法について研究していきます。
		生ごみ減量化の推進	生ごみの資源化を学ぶワークショップの開催や、各種イベントで水切り等の啓発を実施しています。さらに、町会や学校に対する出前講座などを通して食品ロスの削減を啓発し、家庭から出る生ごみの量を削減します。
		環境教育・学習の充実	学校や町会などの参加者の年齢層等に応じた環境学習の機会を出前講座などを通じて提供しています。
		市民への意識啓発	広報やホームページのみならず、富士見ふるさと祭り（環境コーナー（エコ広場））や街頭キャンペーンにおいて、各種意識啓発を実施しています。
		店頭・販売店回収の促進	大型店舗においては店頭回収が実施されています。今後さらに、事業者と協力して容器包装等を削減する施策を推進していきます。
		バイオマスの研究	公共施設の生ごみを堆肥化しています。埼玉県清掃行政研究会などにおいて新たなバイオマスの取組についての視察研修などに参加し、研究を進めています。
		家庭ごみ有料化の研究	家庭系一般廃棄物の有料化については、志木地区衛生組合構成市と連携し、課題の研究を行っています。
	中期のまとめ（評価コメント）	家庭系の１人１日あたりごみ量は平成２０年度（６４９ｇ/人・日）に対し、平成２５年度（６１１ｇ/人・日）は約６％の減量が進んでいます。水切りの推進や分別、資源回収への理解と協力が図られていることによるものと考えられます。具体的な実践活動としては、集団資源回収、出前講座や環境講座などを通じた啓発活動、店頭回収などが挙げられます。一方で、当初計画で掲げたもののうち、より資源化が推進できる、食品廃棄物や紙おむつの資源化、剪定枝等の資源回収などの施策の推進については、今後５年間の課題とします。	
	事業系ごみ排出抑制の推進	エコアクション21・ISO14001の導入啓発	エコアクション２１については、他自治体と共同での導入啓発を開始しました。今後さらなる導入啓発を実施し、認証取得に向けた啓発を行います。
		過剰包装の抑制	ポスターや啓発キャンペーンで減量化やマイバッグの利用の促進などについて啓発を行っています。商工会、商店会連合会などと連携し、より一層の排出抑制が推進される施策を講じます。
		個人事業者への啓発	事業系ごみ削減キャンペーンなどで減量化・資源化の啓発を実施しています。今後は施策で掲げたアンケートの実施について方法などを研究します。
		発生源の排出抑制	事業系ごみ削減キャンペーンや多量排出事業者に指導することで抑制を図っています。
		食品廃棄物の排出抑制	ホームページ上で「食べきりタイム」の実施啓発を行っています。今後さらに効果的な啓発を図り、食品を提供する事業者だけでなく消費者も含めた排出抑制・削減の施策を推進します。
		環境に配慮した物品の使用促進	環境に配慮した物品については、公共施設への購入啓発を行っています。今後、さらに同製品の購入及び使用を推進します。
	中期のまとめ（評価コメント）	エコアクション２１の導入啓発や、事業系ごみ削減キャンペーン及び多量排出事業者資源化計画書の提出などの施策を進めました。エコアクション２１については、近隣自治体と共同での導入啓発事業の検討を進めています。一方、発生源に対するアプローチとしてのアンケート実施などの施策については、商工会・商店会連合会などと連携して、実態把握と具体的減量を図っていきます。また、食品廃棄物の排出抑制については提供者・消費者と協働して効果的な減量に取り組みます。	

（２）　収集・運搬計画

ごみ処理計画評価シート

計画	目標	施策の内容	進捗状況
収集・運搬計画	市民サービスの適正化と合理的、効率的な収集・運搬体制の整備	収集・運搬体制の合理化、効率化	平成27年4月をもって、粗大ごみ・ふれあい収集以外の収集運搬については委託化（一部協定）が完了しました。
		高齢者や障がい者の収集運搬体制の充実	ふれあい収集事業は継続し実施しています。収集かごについては、軽量かごの貸与やキャスター取付等の提案を行うなど引き続き、各集積所の利便性の向上を図っていきます。
		ごみ集積所管理システムの充実	集積所情報をはじめ、収集運搬にかかる情報の整理を行うことにより、収集効率等の確認を行っています。今後も効果的なシステム運営を図っていきます。
		クリーンエネルギー自動車の導入	清掃車を新規導入する機会がなかったため、導入しませんでした。今後は、委託車両に対して導入啓発及び指導等の実施を検討します。
		市民・事業者・行政のパートナーシップの確立	環境施策推進市民会議では、市民、事業者、行政が連携して事業を行い、街頭キャンペーンや、ごみの分別・減量化を図っています。今後もより一層の効果的な取り組みを行います。
		一般廃棄物会計基準の導入促進	作成にあたっては、志木地区衛生組合との連絡・連携を図ることが求められており、構成市と導入について研究をしていきます。
	中期のまとめ（評価コメント）	収集運搬計画については、おおむね順調に達成に向けて取り組めました。平成２７年４月をもって、定期収集運搬業務については委託化が完了し、収集運搬業者との連携によりごみ集積所管理システムについても効果的な運用が進み、より効率的・合理的な収集運搬体制の拡充が図られています。更なる効率性・合理性を図るため、市民・事業者と協働して、課題解決を図っていきます。また、高齢者や障がい者の収集運搬体制の充実のための施策としては、集積所ごとに利便性の向上を図った対応やふれあい収集などの充実を関係各課と連携して行います。	

（３）　中間処理計画・最終処理計画・施設整備計画

中間処理計画・最終処理計画・施設整備計画については、平成２４年に志木地区衛生組合において一般廃棄物処理基本計画の改定を実施したため、既存計画の評価を行わないこととします。

２　国及び県の目標値等との比較

廃棄物処理法の基本方針に掲げられている１人１日あたりのごみの量、資源化率、最終処分率に関する目標との比較では、平成２７年度における国の目標値及び埼玉県の予測値を達成しています。

項　　目		富士見市	国	埼玉県
		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 27 年度
ごみの量	１人１日あたりのごみの量（ｇ）*1	762	963	891
資源化率　*2	廃棄物からの資源回収率（%）	27.5	－	24.8
最終処分率 *3	廃棄物のうち最終処分される割合（%）	4.9	－	－

（注）*1　１人１日あたりのごみの量（ｇ/人・日）は、ごみ総排出量÷人口÷年間日数により計算しています。数値が低いほど排出量が少ないこととなります。

*2 資源化率は、総資源化量(資源化量＋集団資源回収量)÷ごみ総排出量により計算しています。数値が高いほど資源化が進んでいることとなります。

*3 最終処分率は、最終処分量÷ごみ総排出量により計算しています。数値が低いほど最終処分の割合が低く最終処分量の減量が進んでいることとなります。

３　類似団体との比較

本市での平成２５年度の実績値と類似団体との比較を行った結果、資源化率の項目は平均値を下回り、他の項目では平均値を上回る結果となっています。

	項　　目	富士見市	埼玉県平均	類似団体平均
循環型社会形成	１人１日あたりのごみの量（ｇ）	762	908	839
	資源化率（%）	27.5	25.0	28.4
	最終処分率（%）	4.9	5.4	5.0
経済性	１人あたり年間処理経費（円）*1	8,146	14,083	9,875

（注）数値は、環境省の「平成２５年度一般廃棄物実態調査」報告値です。
*1 処理経費が低いほど効率的な処理が進んでいることとなります。

類似団体（自治体）

本市とともに志木地区衛生組合構成市の志木市と新座市及び人口規模や財政規模が類似した近隣の自治体の朝霞市・和光市・戸田市・入間市･ふじみ野市の７市を類似団体（自治体）としました。

国の「ごみ処理基本計画策定指針」の中では、ごみ処理の評価方法について、国の基準値との比較評価に加えて、類似団体の平均値を基準値とした比較評価を求めています。

○国の「ごみ処理基本計画策定指針」のごみ処理の評価方法（抜粋）

客観的な評価の方法は、標準的な評価項目について数値化し、当該数値について次の方法のいずれか、または次の方法の組合せにより評価を行うこととする。

ア　当該市町村で設定した目標値を基準値とした比較による評価
イ　国の目標値を基準値とした比較による評価
ウ　全国または都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準値とした比較による評価

なお、この３つの方法の中で、類似団体間の比較分析を行う方法は、他市町村と比較して優れている点、不十分な点を把握し、その理由を分析し、市町村間で情報共有することによって、市町村が自らの一般廃棄物処理システムを改善することが可能となる。したがって、類似団体間の比較分析をできるだけ実施することが望ましい。

指標値は、類似団体の平均を１００として、本市との比較を行っています。図の四角形が大きいほど良好な状況にあることを示しています。類似団体と比較して見ると、本市がこれまで推進してきた排出抑制効果により、１人１日あたりのごみの量、最終処分率、１人あたり年間処理経費は、類似団体よりも高い評価となっており、資源化率については、類似団体よりもやや低い評価となっています。

類似団体との指標値比較
レーダーチャート（平成２５年度実績）

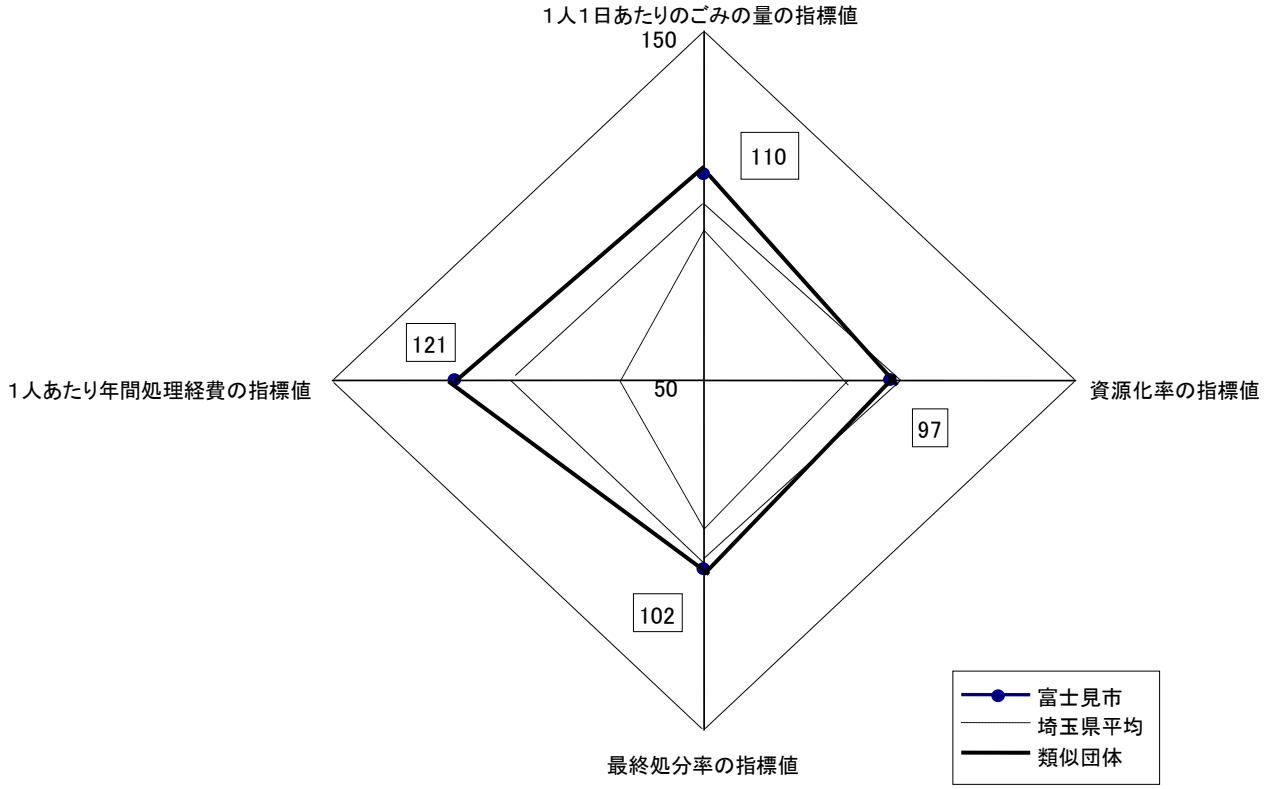

	項　　目	富士見市	埼玉県平均	類似団体
循環型社会形成	１人１日あたりのごみの量の指標値 *1	110	92	100
	資源化率の指標値 *2	97	88	100
	最終処分率の指標値 *3	102	93	100
経済性	１人あたり年間処理経費の指標値 *4	121	70	100

（注）*1　１人１日あたりのごみの量の指標値は、１０ポイント類似団体を上回り、ごみの減量化が進んでいる状況を示しています。
*2 資源化率の指標値は、３ポイント類似団体を下回り、ごみの資源化が類似団体よりも劣っている状況を示しています。
*3 最終処分率の指標値は、２ポイント類似団体を上回り、最終処分量の減量化が進んでいる状況を示しています。
*4　１人あたり年間処理経費の指標値は、２１ポイント類似団体を上回り、ごみ処理経費の削減が進んでいる状況を示しています。

第3章　ごみ処理の課題

１　ごみ処理の課題

本市のごみ処理・資源化の現状分析とごみ処理の評価を行った結果、全体の課題は以下のとおりです。

(1)　市民・事業者・行政が協働してごみの減量化・資源化を推進すること。
(2)　適切で安全安心な中間処理と最終処分を推進すること。

なお、個別の項目の課題は以下のとおりです。

	課　　題
排　　出	○排出抑制は類似団体との比較では、一定の成果を得ていますが、更なる発生・排出抑制の推進を図る必要があります。 ○可燃ごみの組成では紙類が約５０％を占め、次いで厨芥類が１５～１６％となっています。今後さらに、紙・布類の適正排出を啓発していく必要があります。 ○事業系ごみの排出の実態については、家庭系の集積所への排出や食品リサイクルの利用啓発による減量化等の課題もあり現状把握が重要です。 ○事業者数が減少している一方で、事業系一般廃棄物の排出量が増加している傾向があります。特に可燃ごみの増加が顕著であることから、事業者への排出抑制を改めて啓発し、併せて食品リサイクルや紙類の資源化などの方策を積極的に取り組むことができるよう、サポート体制を整えることが課題として挙げられます。
減量化・資源化	○分別と資源化は市民・事業者・行政の協働と協力が重要です。減量化・資源化意識の高揚が実践につながる具体策を研究・検討し、志木地区衛生組合や構成市（志木市・新座市）と十分に協議していくことが必要です。また、町会や環境施策推進市民会議などとの連携や地域リーダーの育成など、さらに意識啓発を進めていかなければなりません。 ○家庭系ごみ有料化の研究 行政の責務としての一般廃棄物処理に関する業務のあり方を確認した上で、ごみの排出抑制や家庭ごみの排出量に応じた負担の公平化を図る手段の一つとして志木地区衛生組合や構成市（志木市・新座市）とともに研究を進めることが求められています。
収集・運搬	○定期収集運搬業務の全面委託化が完了し、今後はより効率的に収集運搬を行うことについて研究・検討しなければいけません。 ○高齢者や障がい者を対象にした「ふれあい収集」は今後の高齢化率の上昇により利用者の増加が予想されます。より効果的な施策実施のために地域市民の協力体制も含めた見直しが求められます。

中間処理	○一般廃棄物を処理するためには中間処理施設の安定的な稼動が不可欠です。中間処理施設の維持管理は志木地区衛生組合で行っていますが、稼動開始から３０年以上経過している設備の経年劣化を視野にいれた中・長期的な施設、設備の維持計画の作成が求められています。 ○現有施設の維持管理は、計画的に実施していくことが必要です。同時に、前記の課題改善に必要な設備の拡充も検討する必要があります。また、ごみ処理の考え方は、燃やす方向から他の方向を新たに模索する検討も始まっています。世界・国・県等の動向を注目していく必要があります。
最終処分	○最終処分場をもたない本市では、最終処分地を管外に依存しているため、常に処分地の確保が不安定な状況にあります。また、現在の委託先の埋め立て残存容量には限りがあります。資源化や減量化と併せ、１００％地区内処理の可能な方法の検討を進めていく必要があります。
学習・啓発活動	○基本である３Ｒ運動を進めるとともに一歩進めた形とし「リフューズ」（Refuse＝ごみとなる物を持ち込まない・持ち込ませない）を加えた４Ｒ運動の啓発をさらに進めます。また、ごみの減量化・資源化を学ぶ機会の充実を図り、ボランティア活動等を通じた市民との協働が求められています。 ○リサイクルプラザ「利彩館」の市民の利用促進をさらに図る必要があります。
不法投棄対策	○撤去のための負担は減少傾向にあるものの、依然として不法投棄は続いています。啓発活動と併せ市民のモラル向上のための施策も求められますが、以前から決め手となる具体策が難しいのが実情です。関係者・団体等との連携を図りながら、捨てにくい環境づくりの研究を進めていく必要があります。また、２市１町（富士見市・ふじみ野市・三芳町）の環境課等による連絡協議会を設置し広域的な取組として情報交換や対策等を進めていく必要があります。
ごみ処理費	○老朽化したごみ処理施設の維持更新や収集費用の増加が今後予測されます。 ○さらなるコスト削減を行うために、市民や事業者へのごみ減量の啓発とともに、民間事業者への委託の推進等を含めたあらゆる方法の比較検討が必要です。

第4章　ごみの将来予測

１　人口将来予測

本市の将来の人口は、本計画策定年次の平成２２年で１０７，１５０人、中間年次の平成２７年で１０９，８５６人、目標年次の平成３２年で１１１，１３９人となっています。想定では、平成３２年度まで人口は増加し続ける見込みとなっています。

平成２２年の本市の総人口に占める６５歳以上７５歳未満の割合は１２．８％、７５歳以上の割合は、７．１％ですが、平成３２年では、６５歳以上７５歳未満が１１．６％、７５歳以上が１２．６％となり、高齢化率の上昇が見込まれます。反面、０歳から１４歳の占める割合は、１３．８％から１２．８％となり、少子高齢化の人口構成が予測されます。

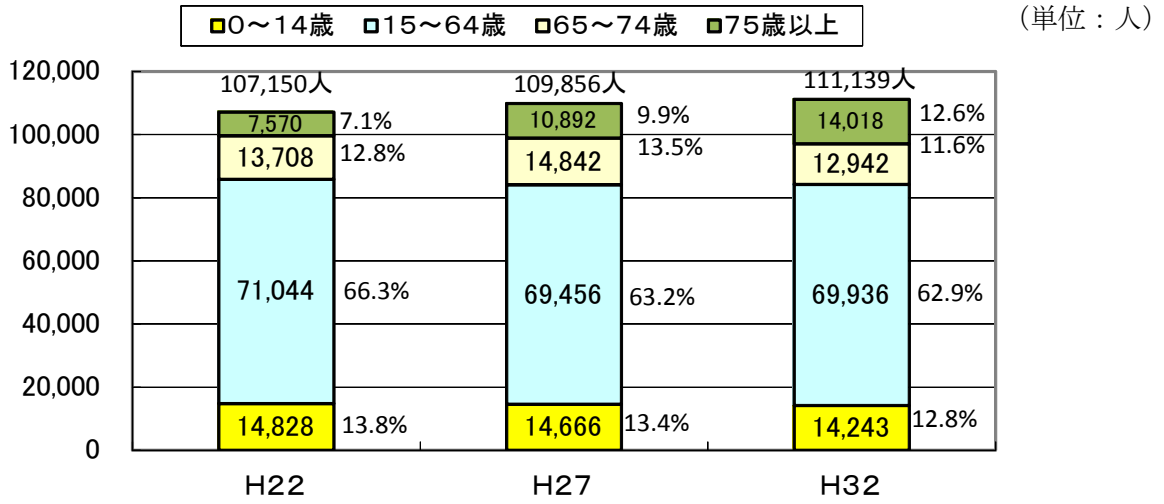

出典：平成 22 年度及び平成 27 年度は住民基本台帳　１０月１日現在人口　（市民課資料）
平成 32 年度は年齢区分別推計＜富士見市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン（概要版）＞
※人口ビジョンは、８月１日現在の推計値です。

２　事業活動将来予測

富士見市内の事業所数は昭和から平成初頭にかけて増加していて、昭和５３年には１，９９２事業所だったものが平成８年には３，１２４事業所まで増えています。しかし、そこから緩やかに減少して平成２４年には２，８１４事業所になっています。

従業員数も事業所数の伸びに伴って昭和から平成初頭にかけて大きく伸びていましたが、平成８年以降は微増するにとどまっており、平成２４年では２１，４０９人と減少しています。平成２４年で見ると事業所あたり約７．６人となっています。

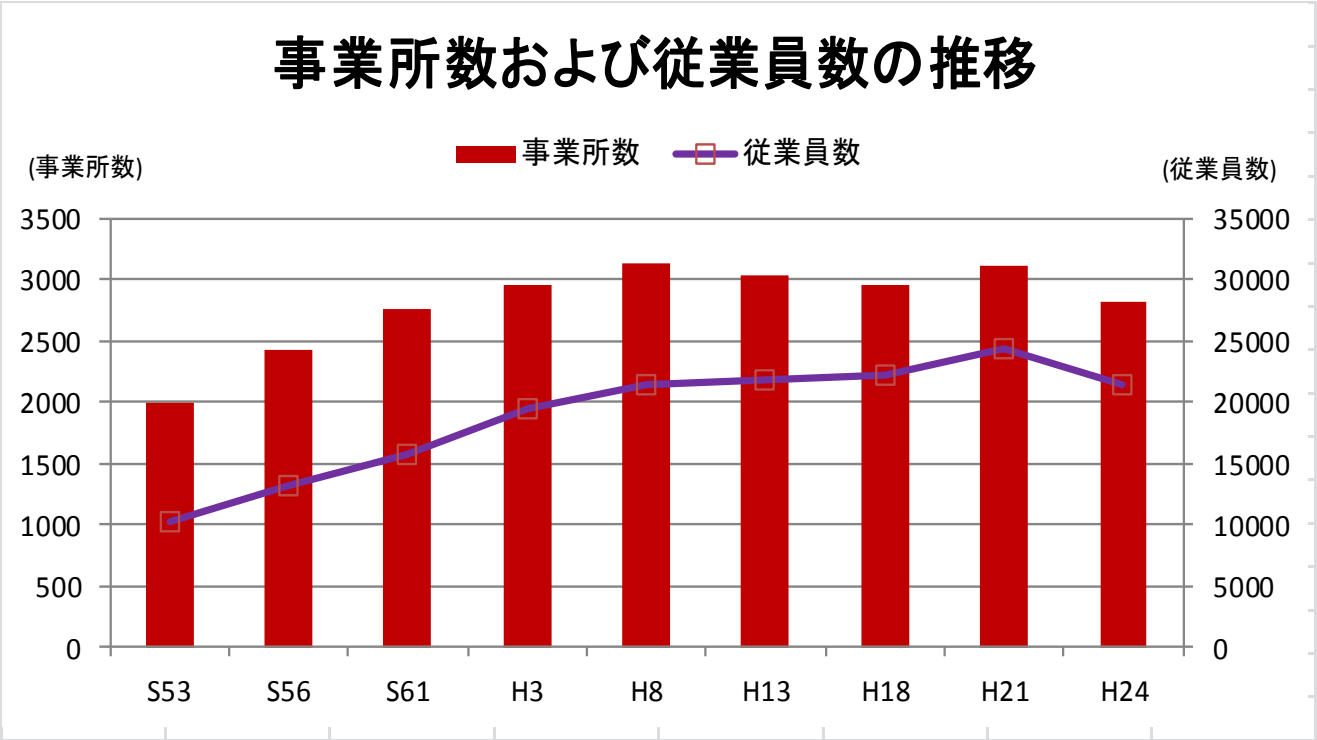

出典：事業所・企業統計調査、経済センサス、埼玉県統計年鑑

現在、我が国の人口は減少傾向にあります。また、今日の社会経済状況を考慮すると以前のような経済発展の見込みは厳しい状況にあると言えます。

本計画では、上記の要因を考慮し、本市の事業所数及び従業員数については、現状維持を基本に考察しましたが、平成２７年４月の大型商業施設の開業に伴い、大幅に増加します。また、今後の市内の商業開発の状況によっては、差異が生じる可能性があるものと考えます。

３　ごみ発生量将来予測

（１）　ごみ発生量

将来のごみ排出量については、人口に直接関連する家庭系ごみ、人口に直接関連するとは限らない事業系ごみ、市民自らが分別回収を行う集団資源回収の三種類に分けてそれぞれの値を算出します。

家庭系ごみの排出量は１人１日あたりのごみの量を実績の傾向（トレンド法）をもとに重量を推計します。

その値から　１人１日あたりのごみの量 × 人口 × 年間日数　により総重量を推計します。

得られた家庭系ごみの排出量中の値にごみ品目ごとの重量比率をかけて種類ごとの重量を推計します。

事業系ごみは実績の傾向（トレンド法）をもとに全体の重量を算出します。得られた値にごみ品目ごとの重量比率をかけて種類ごとの重量を推計します。

集団資源回収の排出量は、実績の傾向（トレンド法）をもとに全体量を推計します。

また、資源化率（ごみの総排出量に対する資源の割合）については上記の推計により得られた値から割り出します。

（２）　予測方法

ごみ排出量の予測計算については、過去のごみ量の実績から回帰式（関数式）によって将来値の予測を行う数学的方法（回帰予測）により行うこととします。回帰式は①線形式（単純な増加または減少を示す直線式：y＝a＋bx)、②対数式（経年とともに増加率または減少率が縮小していく曲線式：y＝a＋blogx)、③累乗式（経年とともに増加率または減少率が増大していく曲線式：y＝axb)、④指数式（年次とともに穏やかに増加または減少していく曲線式：y＝abx）の４種類を使用します。今後のごみ排出量は現状から横ばいで推移すると思われます。よって、回帰式で割り出した値の中から、基準値となる平成２５年度の値にもっとも近い数値の予測を用います。

家庭系ごみと集団資源回収の排出量予測の基となる実績については、ごみの分別方法が現在と同じ９種類１４分別での収集体制をとり始めた平成１４年度から平成２６年度までのものを使用します。

事業系ごみの排出量予測については、平成２０年度から平成２６年度までのものを使用します。

回帰式（関数式）

回帰分析で求められる一次方程式のこと。
回帰分析とは、複数の変数間を一次方程式の形で表現する分析方法（統計処理)。
ごみ排出量の予測計算では、過去の年度ごとのごみ排出量の実績から将来の排出量を予測する方法として用いられる手法。
回帰式としては、上記①～④の四種類の式が一般的に使用される。
本章の式及びグラフで使用されるｙはごみの排出量、ｘは年度を表す変数に該当します。

（３）　家庭系ごみの将来予測

家庭系ごみの１日１人あたりの排出量予測は以下のとおりとなっています。ごみの排出量は平成１７年度をピークに下がり続けています。第２次計画では平成３２年度における排出量が平成２１年度の排出量に最も近い対数式による予測を採用しましたが、平成２５年度までの実績では、線形式による予測値に近くなっています。しかし、同一の推移で下がり続けるとは考えづらいため対数式による減少率を採用し、平成２５年度実績に合わせて調整した曲線により予測値を算出しています。

（単位：g/日）

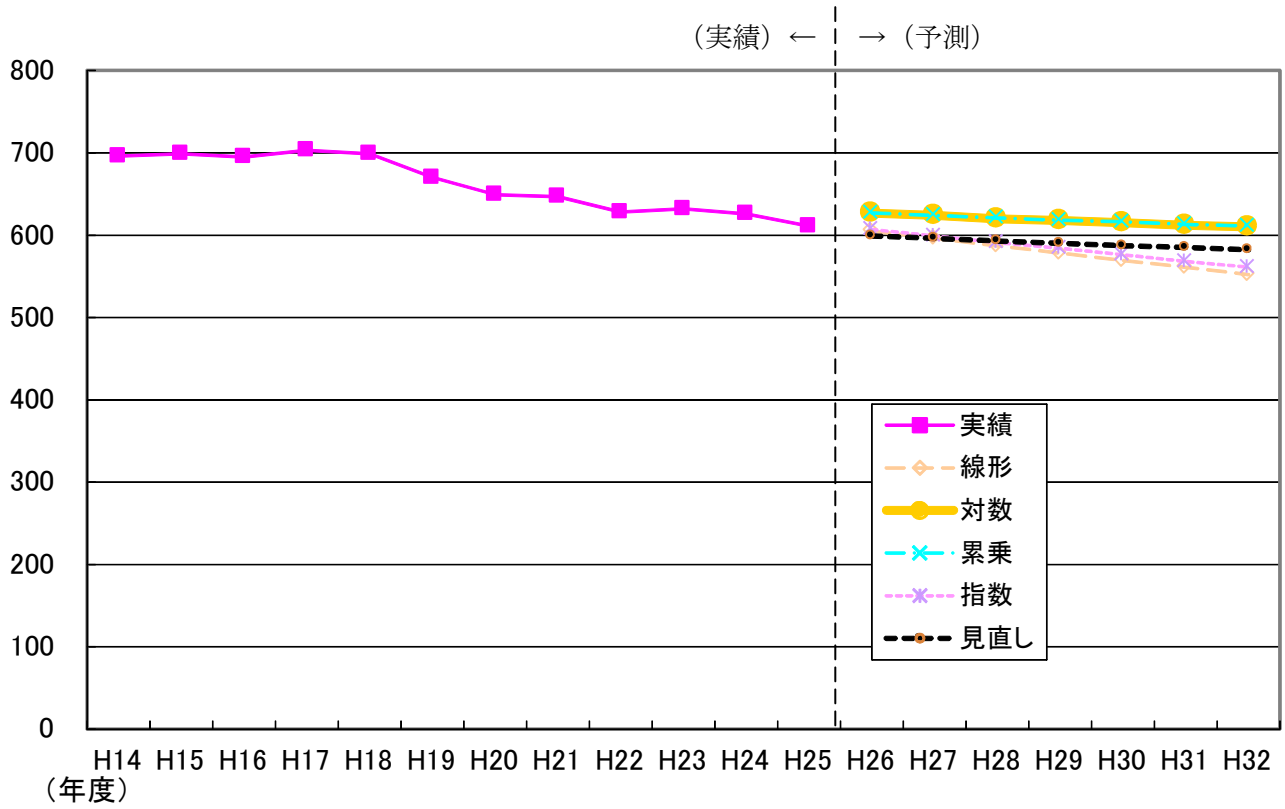

（４）　事業系ごみの将来予測

事業系ごみの年間排出量予測は以下のとおりとなっています。事業系ごみの排出量は事業所の数とほぼ同じ量で推移していくものと仮定し、本計画では平成３２年度の排出量が基準年度に最も近い線形式による予測を採用しましたが、平成２５年度までの実績では増加傾向にあります。したがって、平成２７年度以降の年間排出量予測については、線形式による予測を近年の増加傾向に合致するものとして採用します。また平成２７年４月の大型商業施設の開業に伴い、年間約６５０ｔの排出量の増加が予測されるため、算出された線形式の傾きをそのままに、増加分を加味したトレンドを根拠とし予測値を算出しています。

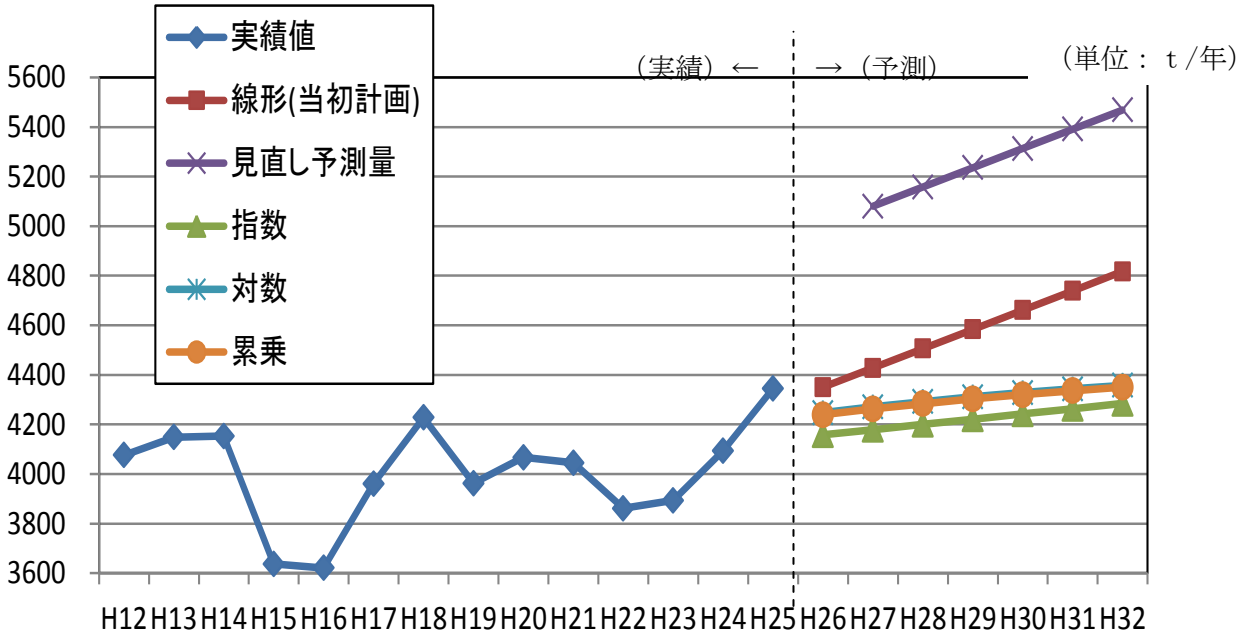

（５）　集団資源回収の将来予測

集団資源回収の年間回収量予測は以下のとおりとなっています。集団資源回収量は平成１２年度をピークに減少傾向にありますが、過去３年はほぼ横ばいの傾向にあります。よって予測値は、比較的減少傾向の小さい累乗式による推移予測を採用し、実績に合わせて調整した曲線により予測値を算出しています。

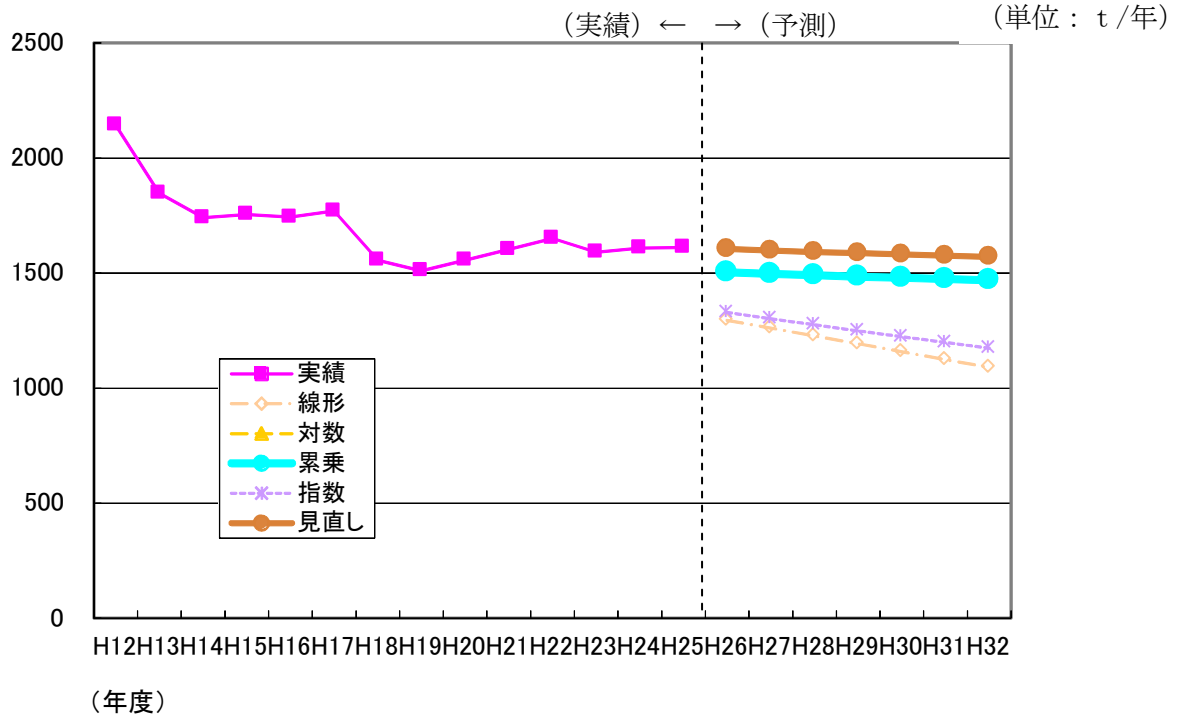

（６）　ごみ排出量の将来予測

これまで割り出した将来予測を踏まえると、ごみ全体の将来予測は次ページ記載の表のとおりとなります。総排出量で見ると中間年次の平成２７年度は３０，６４２ｔ/年、目標年次の平成３２年度は３０，６４９ｔ/年となります。

なお、この数値については、現状のまま推移した場合のものであり、今後の法や制度の変更は加味されていません。ごみの排出量等に影響を及ぼす変更が生じた場合は数値も変動するものと考えます。

ごみ排出量の将来予測・推計値

（単位：ｔ／年）

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口	105,945	107,805	108,306	109,232	109,856
家庭ごみ(一人g/日)	630	618	611	599	596
家庭系ごみ	24,421	24,300	24,156	23,882	23,964
可燃ごみ	17,973	18,094	17,873	17,676	17,770
不燃ごみ	851	818	828	818	816
粗大ごみ	742	765	770	746	756
資源	4,855	4,623	4,685	4,641	4,621
カン	445	424	397	415	409
ビン	992	983	1,052	992	1,003
プラスチック	645	628	669	637	641
ペットボトル	379	378	381	373	375
有害ごみ	44	44	42	43	43
紙類(定期)	2,098	1,944	1,935	1,958	1,934
紙パック(定期)	20	18	15	17	17
布類(定期)	232	204	194	206	200
事業系ごみ	3,914	4,098	4,345	4,515	5,080
可燃ごみ	3,864	4,082	4,330	4,485	5,056
不燃ごみ	8	8	14	11	13
資源	21	4	0	10	5
ビン(事業)	2	1	0	1	1
カン(事業)	18	2	0	8	4
ペットボトル(事業)	1	1	0	1	1
集団資源回収	1,591	1,608	1,612	1,605	1,598
総排出量	29,905	30,003	30,113	30,002	30,642

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人口	110,113	110,370	110,626	110,883	111,139
家庭ごみ(一人g/日)	593	590	587	585	582
家庭系ごみ	23,833	23,768	23,702	23,741	23,609
可燃ごみ	17,650	17,606	17,562	17,586	17,490
不燃ごみ	815	812	809	811	807
粗大ごみ	752	747	747	748	743
資源	4,617	4,602	4,584	4,596	4,569
カン	404	407	404	405	403
ビン	1,009	996	996	999	992
プラスチック	644	637	636	638	634
ペットボトル	374	372	371	372	370
有害ごみ	42	42	42	42	42
紙類(定期)	1,929	1,930	1,919	1,924	1,914
紙パック(定期)	16	17	16	16	16
布類(定期)	199	201	199	199	198
事業系ごみ	5,158	5,236	5,313	5,391	5,469
可燃ごみ	5,133	5,208	5,287	5,364	5,441
不燃ごみ	14	13	14	14	14
資源	5	7	6	7	7
ビン(事業)	1	1	1	1	1
カン(事業)	4	6	5	5	5
ペットボトル(事業)	1	1	1	1	1
集団資源回収	1,592	1,587	1,581	1,576	1,571
総排出量	30,584	30,590	30,597	30,708	30,649

平成２３～２５年度の数値は実績値（一般廃棄物処理事業実態調査から）
人口については、平成２７年度までは一般廃棄物処理事業実態調査に合わせ、１０月１日現在の数値を使用しています。
平成２８年度からは、人口ビジョン（平成３２年度値）の数値を元に独自の算出をしています。平成３２年度値は人口ビジョンに基づくものです。

（７）資源化率の将来予測

ごみ排出量から算出される将来の資源化率は、現行の水準で推移していくとすると下記のとおりの予測となっています。

資源化総量とは家庭系ごみのうち資源（カン、ビン、プラスチック、ペットボトル、有害ごみ、新聞紙、ダンボール、雑誌、紙パック、雑がみ、布類）の合計量と事業系ごみの資源（ビン、カン、ペットボトル）の合計量と集団資源回収の排出量を合計したものです。

この予測から見るとごみの総排出量も減りますが、資源化総量も減るため、資源化率はほとんど変化がありません。資源化率を上げるためには、新たな施策を講じる必要があります。なお、中間処理後の数値を資源化総量に組み込んでいないため、県が発表している資源化率の数値とは異なっています。

	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度
総排出量(t)　(A)	29,905	30,003	30,113	30,002	30,642
資源化総量(t)（B)	6,467	6,236	6,298	6,246	6,219
資源化率(%)　(B/A)	21.6	20.8	20.9	20.8	20.3
	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度	平成３２年度
総排出量(t)　(A)	30,584	30,590	30,597	30,708	30,649
資源化総量t%)（B)	6,209	6,189	6,165	6,172	6,140
資源化率(%)　(B/A)	20.3	20.2	20.1	20.1	20.0

(8)　土地利用計画の変更に伴う予測

「富士見市第５次基本構想・中期基本計画」の市街地整備事業（鶴瀬駅西口土地区画整理事業・鶴瀬駅東口土地区画整理事業・水谷、柳瀬川土地利用推進事業・水子、諏訪地区の整備）の進捗によっては、今後の人口動向や事業所数の推移にも変動が生じるものと推察されます。当然、その変化は廃棄物の発生の将来予測にも影響があると考えていますが、本計画の将来予測では、上記の要因は加味せずに考察しました。

第5章　ごみ処理基本計画

１　ごみ処理の基本理念

本市における将来に向けたごみ処理の基本理念は、地球環境の保全や人と自然が共に生活していく社会を持続させるとともに将来を担う子どもたちに引き継ぐべき環境を考慮し、低炭素化社会の実現に向けた資源をムダにしない環境にやさしい循環型社会の形成です。

これらのことを踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

低炭素化社会の実現に向けた

資源をムダにしない環境にやさしい循環型社会

これは、環境への負荷を減らすため、市民・事業者・行政の協働による循環型社会の達成を目指していくことを示しています。

低炭素化社会とは

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの中で寄与度の大きい二酸化炭素の排出が少ない社会のことです。2007 年（平成 19 年）5 月に政府が発表した政策パッケージ「クールアース 50」において、生活の豊かさの実感と二酸化炭素の排出削減が同時に達成できる社会の姿として提唱されたものです。

2008 年（平成 20 年）7 月には、2050 年までに温室効果ガス排出量を現状よりも 60～80％削減するとする低炭素社会への具体的な道筋を示した行動計画が閣議決定され、具体的な推進が行われています。

2009 年から 2010 年にかけて行われたエコポイント、エコカー減税・補助金などは、この行動計画による制度です。

２　ごみ処理基本方針

基本理念のもとに、市民・事業者・行政が協働して、低炭素化社会の実現に向けた資源をムダにしない環境にやさしい循環型社会を達成するため、３つの基本方針を定めます。

基本方針Ⅰ　環境に配慮した取組みの推進

環境に配慮した環境負荷の少ない安全で安心な廃棄物の処理と将来を担う子どもたちに引き継ぐべき低炭素化社会の実現に向けた事業推進を図ります。

基本方針Ⅱ　４Ｒのさらなる推進

市民、事業者、行政が一体となり、ごみの減量化・再資源化を進めるため、４Ｒ（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）のさらなる推進を図ります。

分別の区分の見直しを引き続き行い、分別を徹底することで、ごみの資源化を推進します。

基本方針Ⅲ　市民・事業者・行政のパートナーシップの構築

ごみの分別や資源化を推進するためには、市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責務を果たすことが必要です。

行政は、情報の提供を密にしながら、市民・事業者との連携をこれまで以上に進め、パートナーシップを構築していきます。

４Ｒの例示

リフューズ（Refuse）

リフューズとは、ごみとなる物を持ち込まない持ち込ませないということで、不要な物を買わない・断ることです。

（例１）スーパーのレジ袋や包装紙、割り箸などを購入時に断る。

（例２）本当に必要な物以外を衝動買いしない。

リデュース（Reduce）

リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。

（例１）ある物で間に合わせる、もらわない。

（例２）買い物にはマイバッグを持参する。

リユース（Reuse）

リユースとは、使える物は、繰り返し使うことです。

（例１）詰め替え用の製品を選ぶ。

（例２）いらなくなった物を譲り合う。

リサイクル（Recycle）

リサイクルとは、資源を繰り返し利用することです。

（例１）資源とごみは異なるため、正しく分別する。

（例２）ごみを再生して作られた製品を利用する。

ごみ処理体系図

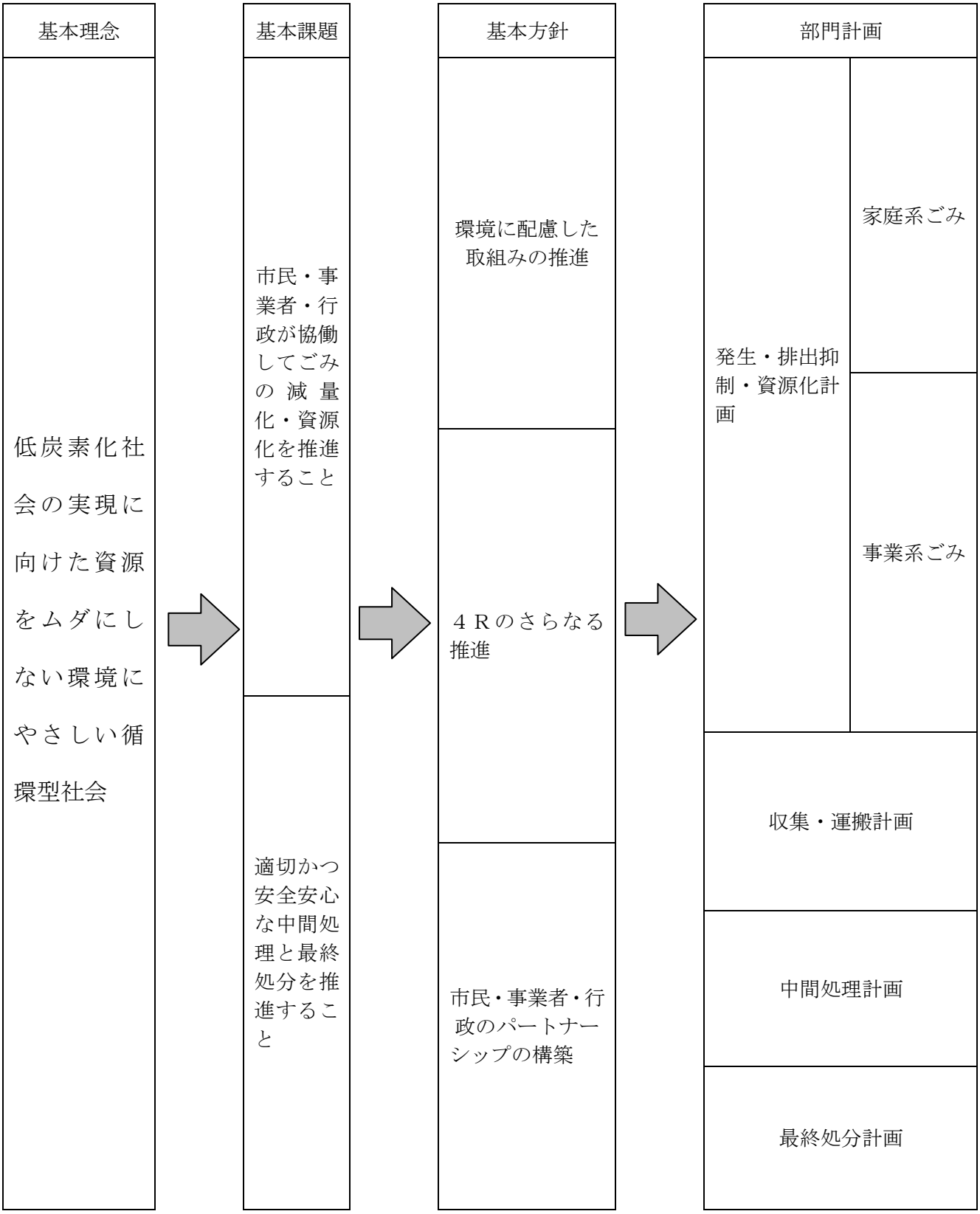
基本理念
基本課題
基本方針
部門計画
低炭素化社会の実現に向けた資源をムダにしない環境にやさしい循環型社会
市民・事業者・行政が協働してごみの減量化・資源化を推進すること
適切かつ安全安心な中間処理と最終処分を推進すること
環境に配慮した取組みの推進
４Ｒのさらなる推進
市民・事業者・行政のパートナーシップの構築
発生・排出抑制・資源化計画
家庭系ごみ
事業系ごみ
収集・運搬計画
中間処理計画
最終処分計画

第6章　ごみ減量化目標

１　国の計画目標　(現段階)

一般廃棄物の減量化目標について、国は次のように計画を策定しています。

○第３次循環型社会形成推進基本計画（平成２５年５月３１日閣議決定）
平成３７年頃を目標に循環型社会形成の中長期なイメージをつくっており、その中で一般廃棄物減量化に関する平成３２年度の取組指標が設定されています。

（１）１人１日あたりのごみ排出量を平成１２年度から平成３２年度にかけて約２５％削減する。
（ごみ排出量とは生活系ごみ、事業系ごみ、資源ごみ、集団資源回収、定期資源回収等など排出されるごみ全てを指します。）
（２）１人１日あたりの生活系ごみ排出量を平成１２年度から平成３２年度にかけて約２５％削減する。
（生活系ごみの中には資源ごみ、集団資源回収、定期資源回収等、資源として回収されるものは含みません。そのため、富士見市における家庭系ごみとは定義が異なります。）
（３）事業系ごみの排出量を平成１２年度から平成３２年度にかけて約３５％削減する。
（事業系ごみについては、事業所によって規模の違いや年ごとの事業所数の変動が大きいため、事業所単位ではなく事業系ごみの総量で考えます。）

２　埼玉県の計画目標　(現段階)

一般廃棄物の減量化目標について、埼玉県は次のように計画しています。

○第８次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成２８年３月策定予定）
平成３２年度を目標とした、排出量・最終処分量に関する一般廃棄物の減量目標値が設定されています。また、きめ細やかな削減対策を推進するため、生活系ごみと事業系ごみとを区分して対応するとともに、１人１日あたりの最終処分量と産業廃棄物の最終処分量について定め、さらなる削減に取り組むための目標値としています。

（１）県民１人１日あたりの家庭系ごみ排出量を平成２５年度５４１ｇから７％減の５０３ｇ／人・日に削減する。
（２）事業系ごみ排出量を平成２５年度実績５４３千ｔから４８８千トンに削減する。
（３）最終処分量を、平成２５年度実績４９ｇ／人・日から、１人１日あたりの最終処分量を４４ｇ／人・日に削減する。
（４）最終処分量【産業廃棄物】を平成２５年度実績１９４千ｔから１７５千ｔに削減する。

※県の定める「家庭系ごみ」とは、一般家庭から排出される資源ごみの量を加えていないものであり、本市の「家庭系ごみ」とは算出方法が異なります。

参考：埼玉県の１人１日あたり生活系ごみ排出量（本市でいう「家庭系ごみ」）の平成２５年度実績は６５２ｇ／人・日であり、本市実績６１１ｇ／人・日と比較すると、かなり減量化が進んでいるということがいえます。

３　市の計画目標

(1)　全体の目標

本市で排出されるごみの中には資源が多く含まれています。特にごみ全体の７０％以上を占める可燃ごみのうち、再生利用が可能な紙・布類は５０％前後、木・竹・ワラ類は６％程度となっています。この中でも、再生利用可能で資源化が取組みやすい紙類の再資源化を向上させます。具体的には、紙製容器包装等の収集方法を施策の中で見直すことで、ごみ全体の減量化及び再資源化率の向上を図ります。

国（環境省）が策定した第２次循環型社会形成推進基本計画での目標値は平成２７年度の総排出量が３０，１１８ｔなっています。また埼玉県が策定した第７次廃棄物処理基本計画での目標値は平成２７年度で１人１日あたりのごみの量（家庭系）が６４２ｇとなっています。本市ではそれぞれの目標値を国や県で定める計画年度において達成可能な状況です。また、市民・事業者・行政の協働による新たな施策の追加や見直しを行うことで更なる排出抑制が可能であると考えます。一方で、計画策定時に想定していた人口増加量と大きな差があること、事業系ごみの排出量が増加傾向にあることを含め総合的に判断した結果、国や県の目標値をもとに新たに本市の平成２７年度の中期予測と平成３２年度の計画目標を以下のように設定します。

市の計画目標・全体の目標

	現状 平成 25 年度	中期予測 平成 27 年度	見直し計画目標 平成 32 年度
ごみの総排出量(t)	30, 113	[30, 642]	[30, 649] 28, 741
増減率(%)	－	＋1. 8	-4. 6
資源回収量(t) ＊	6, 298	[6, 219]	[6, 140] 6, 585
増減率(%)	－	-1. 3	＋4. 6
資源化率(%) ＊	21. 0	20. 3	22. 9

［ ］内の数値は、今回の見直しによる推計値（第２編第４章（６）ごみ排出量の将来予測より）

*1 増減率は、平成２５年度実績値に対する数値

*2 資源回収量＝資源ごみ回収＋集団資源回収　※事業系資源ごみは含めない

*3 資源化率：資源回収量÷総排出量

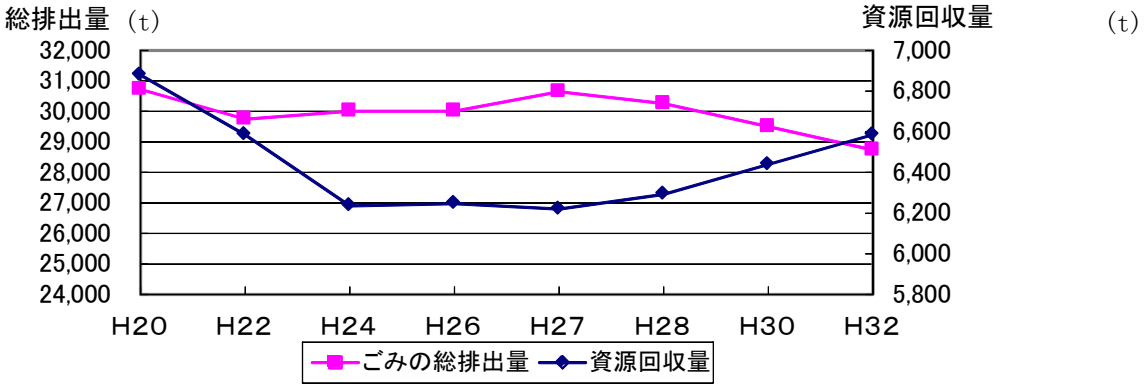

（２）　一般廃棄物の削減目標

① 家庭系ごみ

資源ごみの分別の徹底を図り資源化率を向上させる等の施策を講じることにより、１人１日あたりのごみの量の数値目標を次のように定めます。

市の計画目標・家庭系ごみ

	現状 平成 25 年度	中期予測 平成 27 年度	見直し計画目標 平成 32 年度
人口（人）	108, 306	[109, 856]	[111, 139]
１人１日あたりの ごみの量(g)（家庭系）	611	[596]	[582] 542
ごみの排出量(t) （家庭系）	24, 156	[23, 964]	[23, 609] 21, 987
増減率(%)	－	-0. 8	-9. 0

［ ］内の数値は、今回の見直しによる推計値（第２編第４章（６）ごみ排出量の将来予測より）

増減率は、平成２５年度実績値に対する数値

＊家庭系ごみの計画目標の内容

２４，１５６ｔ(平成 25 年度)－２１，９８７ｔ(平成 32 年度)＝△２，１６９ｔ

減量割合（可燃ごみ水切りの徹底△２５％、剪定枝のチップ化△１０％、４Ｒの推進△３５％、雑がみ等に資源化△３０％）

② 事業系ごみ

ごみ処理単価の見直しの要請、ごみ減量に関するメリットや再資源化業者に関する情報を周知することにより、処理するごみ量を減らしていきます。これにより、次のように数値目標を定めます。

市の計画目標・事業系ごみ

	現状 平成 25 年度	中期予測 平成 27 年度	見直し計画目標 平成 32 年度
ごみの排出量(t) （事業系）	4, 345	[5, 080]	[5, 469] 4, 990
増減率(%)	－	+16. 9	+14. 8

［ ］内の数値は、今回の見直しによる推計値（第２編第４章（６）ごみ排出量の将来予測より）

増減率は、平成２５年度実績値に対する数値

＊事業系ごみの計画目標の内容

５，０８０ｔ(平成 27 年度)－４，９９０ｔ(平成 32 年度)＝△９０ｔ

減量割合（可燃ごみ水切りの徹底△４５％、４Ｒの推進△５５％）

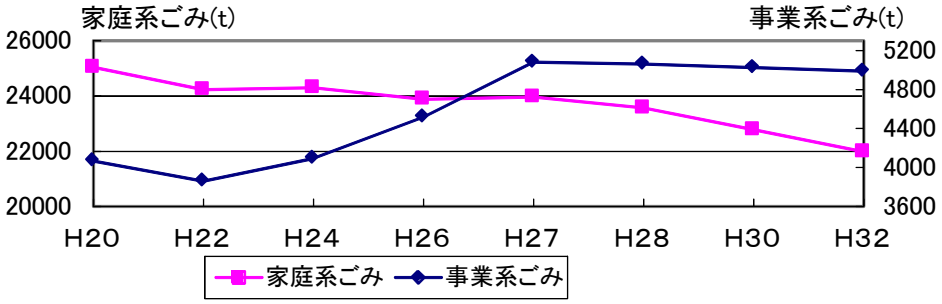

（３）資源回収の目標

①　資源ごみ回収

本市が回収を行っている資源ごみの排出量及び定期資源回収量は現在よりやや減少傾向で推移すると想定しています。可燃ごみとして排出されていた紙製容器包装等の回収量を増やす等の施策を行うことにより資源ごみの回収促進を図ります。それにより資源回収量の数値目標を次のように定めます。

市の計画目標・資源ごみ回収

	現状 平成 25 年度	中期予測 平成 27 年度	見直し計画目標 平成 32 年度
資源回収量(t)	4,685	[4,621]	[4,569] 4,821
増減率(%)	－	-1.4	+2.9

［ ］内の数値は、今回の見直しによる推計値（第２編第４章（６）ごみ排出量の将来予測より）事業系を除く。

増減率は、平成２５年度実績値に対する数値

②　集団資源回収

集団資源回収量は第２次計画の基準年度とした平成２０年度より減るものと想定していますが、可燃ごみとして排出されていた紙製容器包装等の集団資源回収にて回収することにより資源回収の増加を図ります。そのため、集団資源回収の紙類収集量割合を元に増加見込みの数値目標を定めます。

市の計画目標・集団資源回収

	現状 平成 25 年度	中期予測 平成 27 年度	見直し計画目標 平成 32 年度
集団資源回収量(t)	1,612	[1,598]	[1,571] 1,764
増減率(%)	－	-0.9	＋9.4

［ ］内の数値は、今回の見直しによる推計値（第２編第４章（６）ごみ排出量の将来予測より）

増減率は、平成２５年度実績値に対する数値

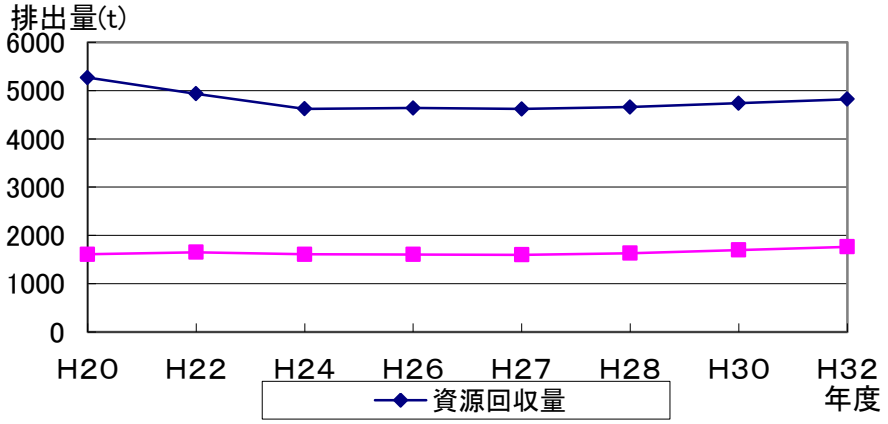

４　国・県・市の目標値の比較

環境省の平成２５年度一般廃棄物処理実態調査によると、本市における１人１日あたりのごみの量は７６２ｇとなっています。全国平均では１人１日あたりのごみの量は９７２ｇであり、比較すると少ない排出量となっています。また人口１０万人以上５０万人未満の自治体（２５４自治体）の中で、全国第１６位となっています。

以上のことから本市のごみ排出量は現状を維持し続けることが重要であると言えます。また、新たな施策を講じることで、更なるごみの減量化に取り組んでいきます。資源化率については、現状では、県の目標値には到達していませんが、平成３２年度までの目標達成を目指します。前項までの国・県・市の目標値をまとめた比較は以下のとおりとなります。

国・県・市の目標値の比較

区分		実績		見直し新予測		新目標
		H20年度	H25年度	H27推計値	H32予測値	H32目標値
家庭系ごみ(t)		25,043	24,156	23,964	23,609	21,987
	県計画値					24,623
事業系ごみ(t)		4,067	4,345	5,080	5,469	4,990
集団資源(t)		1,556	1,612	1,598	1,571	1,764
総排出量(t)		30,666	30,113	30,642	30,649	28,741
	国計画値					36,063

		実績		見直し新予測		新目標
		H20年度	H25年度	H27推計値	H32予測値	H32目標値
１人１日あたりのごみの量(g)		807	762	762	756	709
	国計画値					889
１人１日あたりのごみの量（家庭系）(g)		649	611	596	582	542
	県計画値					607

	実績		見直し新予測		新目標
	H20年度	H25年度	H27推計値	H32予測値	H32目標値
資源ごみ(家庭)(t)	5,304	4,685	4,621	4,569	4,821
集団資源(t)	1,556	1,612	1,598	1,571	1,764
資源回収量(t)	6,878	6,289	6,219	6,140	6,585
資源化率(%)	22.4%	20.9%	20.3%	20.0%	22.9%

第7章　基本施策

１　発生・排出抑制・資源化計画

(1)　計画目標

本市では、これまで定期資源回収奨励金制度及び集団資源回収奨励金制度等を導入して、ごみの排出抑制や資源化の推進に取り組んできました。

これからの排出抑制の方策にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し協働しながら、まず確実にできることから取り組み、ごみの排出抑制推進に努めます。また、国の政策では３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）が推進されていますが、本市では、より積極的な廃棄物の排出抑制を行うために、さらに１Ｒを加えた４Ｒ（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進していきます。また、ごみの発生や排出の抑制・資源化計画等をもとに一般廃棄物処理事業に関する費用の更なる効果的・効率的な運用を行うことで、新たな財源を生み出し、市民サービスのより一層の向上を目指します。

(2)　家庭系ごみの排出抑制・資源化計画

①　資源化率向上の取組み

ア　集団資源回収の促進

意義の周知やホームページや広報、出前講座等を活用した啓発、実施団体に対する支援を行うことにより、集団回収実施団体を増やし、回収量の増加を図ります。特に、大規模集合住宅等の開発にあたっては、積極的に実施を働きかけ資源回収の促進を図ります。

イ　剪定枝・紙製容器包装等の定期資源回収の実施

可燃ごみとして排出されていた剪定枝・紙製容器包装等を新たに、定期回収することにより資源化率向上に努めます。具体的には、市内にモデル地域を指定し剪定枝・紙製容器包装等専用回収袋を配布します。手法としては地域の方々との協働による集団資源回収により回収を行います。その後、課題点等を検討し全市域への定期資源回収に移行、恒常化していきます。

ウ　廃食用油の回収・再資源化

一般家庭からの廃食用油を市の施設等を利用した定期回収場所を設置し市民協働で回収を行います。回収した資源は、有価で処理業者に委ね燃料等として活用します。

②　生ごみ減量化の推進

可燃ごみのうち生ごみの約８０％以上が水分です。ごみの減量効果の高い生ごみの水分を減らすことで腐敗・悪臭の防止とごみの減量が実現できるとともに、収集車の運搬効率や焼却施設の焼却効率が向上することで低炭素化社会の実現にも寄与します。生ごみの水切り用品の普及や促進のための助成制度等を検討するとともに、各家庭の台所からの発生抑制が重要であることから、生ごみの資源化を学ぶワークショップ等を開催し、生ごみ資源化リーダーの育成に努めます。また、約１０％の水分を減らすことを目標に乾燥処理等の研究を進めます。

③　環境教育・環境学習機会の充実

あらゆる年齢階層の市民生活に応じた環境教育や環境学習の機会の充実を図ります。市民や事業者一人ひとりが環境学習活動に取り組む拠点施設として、リサイクルプラザ「利彩館」と連携した環境学習のネットワークを構築します。また、ごみ処理の状況や施策を公開し、学習のきっかけとなる情報の提供をします。

④　市民への意識啓発

ごみの減量・再資源化に関する情報発信の場を設け、学習機会の提供やイベントを環境関連団体や企業との協働で行います。リサイクルプラザ「利彩館」と連携し、再生家具の展示及び販売や情報誌の発行、学習機会の提供を通じて市民の意識啓発を図ります。併せて、わかりやすいごみ分別パンフレットや外国語版ごみパンフレットの作成、出前講座などによって正しい分別と資源化、減量化の重要性についての意識を醸成します。

⑤　環境に配慮した物品の使用促進

エコマーク商品などの環境に配慮した物品の使用促進の啓発を行い、使い捨て品使用の抑制を働きかけ、環境への負荷の少ない製品・サービスを選択するようＰＲしていきます。

⑥　店頭・販売店回収の促進

食品用トレイや牛乳パックの店頭回収のほか、ペットボトル、ビンなどの店頭回収も促進します。また、更なる店頭・販売店回収による資源化の方法を研究します。

⑦　バイオマスの研究

低炭素化社会に適した環境負荷の少ない、生ごみや選定枝等のごみの再利用方法を研究します。

⑧　家庭ごみ有料化の研究

家庭ごみ有料化はごみの排出抑制や家庭ごみの排出量に応じた負担の公平化を図る手段の一つですが、市民に新たな負担を求める施策でもあるので、家庭ごみ有料化の導入の減量効果や経費効果、市民合意の在り方等の課題を志木地区衛生組合構成市の志木市と新座市とともに慎重に研究していきます。

(3) 事業系ごみの排出抑制・資源化計画

① エコアクション２１・ＩＳＯ１４００１の導入啓発

国の環境白書では、『持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聴き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと』としていることから、中小企業など向けに負担の軽い規格から取得するようＰＲしていきます。導入啓発にあたっては、近隣自治体と連携を図ります。

② 過剰包装の抑制

過剰包装の抑制を進め、多重包装の制限やばら売りなどによって容器包装の削減を図ります。また、不要になった容器包装の回収や環境負荷の少ない環境にやさしい商品の販売などの取組みを小売店に働きかけます。同時に事業者の自主的な取組を評価、ＰＲする制度を検討します。

③ 個人事業者への啓発

事業系一般廃棄物の減量･再生利用及び適正処理に関する指導の徹底を図るため、富士見市商工会加盟の事業者と協働で「事業系一般廃棄物排出・処理実態アンケート」を計画します。また、一般家庭のごみと同様にごみ集積所に出している個人事業者に対して、適正な指導を行います。

④ 発生源の排出抑制

事業系ごみの排出抑制・減量に向けて、事業所などから排出される一般廃棄物においては適正に排出することを指導していきます。また、事業者が環境に配慮した商品の製造を行うよう学習機会や啓発活動を通じて促進を図ります。同時に適正な処理手数料の負担を事業者に指導することで発生源の排出抑制を行っていきます。

⑤ 食品廃棄物の排出抑制

食品関連事業者（食品の製造・販売、飲食業など）から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等として利用する、食品リサイクルを推進していきます。

⑥ 環境に配慮した物品の使用促進

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品使用の抑制を働きかけ、環境への負荷の少ない製品・サービスを選択するようＰＲしていきます。

エコアクション２１及びＩＳＯ１４００１について

環境経営システムを推進するための認証制度。

エコアクション２１は

広域な中小企業、学校、公共機関などが「環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」方法として環境省が策定した「エコアクション２１ガイドライン２００９年版」に基づく認証・登録制度です。

ＩＳＯ１４００１は、国際的に認められた第三者認証制度です。

２　収集・運搬計画

(1) 計画目標

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における市民との接点であり、排出されたごみを生活環境の保全上支障のないよう、中間処理施設や最終処分場まで搬入する手段として位置付けられます。また、増大、多様化するごみの量や質に対して収集・運搬体制を整備する必要があります。

本計画は、ごみの発生・排出状況及び処理処分体系を整備し、市民サービスの適正化と合理的、効率的な収集・運搬体制を整備することを目標とします。

(2) 排出・収集・運搬の計画

① 収集・運搬体制の合理化、効率化

委託業者、定期資源回収業者、一般廃棄物収集運搬（許可）業者との連携を深め、市直営の収集業務の民間委託をはじめとする収集・運般の合理化、効率化等を推進し、CO_2削減を目指した収集・運搬体制を研究していきます。

② 高齢者や障がい者の収集・運搬体制の充実

高齢者や障がい者への日常生活支援を目的に、関係各課と連携して行う事業です。家庭から排出されるごみをごみ集積所等まで持ち出すことが困難な世帯に対し、決まった曜日に戸別訪問し、ごみの収集を行います（ふれあい収集）。訪問時にコミュニケーションを図り、日常生活等の安否確認を行います。

また、「大きな文字のごみ分別案内」の作成や小型回収かごやキャスター付の回収かごの設置、軽量かごの形状や耐久性、実際の使用状況をテストするなどの研究を行うなどの支援を図ります。併せて、粗大ごみなどを自ら運び出すことが出来ない場合は、運び出しの援助を行うなど、高齢者や障がい者にやさしい収集・運搬体制を検討していきます。

③ ごみ集積所管理システムの充実

市内に約３，１００か所あるごみ集積所の管理について、データベース化を充実することでごみの散乱及び不法投棄の防止を図るとともに、快適な生活環境の保全を図ります。

また、収集・運搬に関するルート管理や開発等に伴うごみ集積所の新設・移設及び廃止に迅速かつ正確に対応します。

④ クリーンエネルギー自動車の導入啓発

技術の進歩や経済性等を考慮しながら、天然ガス自動車や電気自動車（ＥＶ・ＨＶ）等をはじめとするクリーンエネルギー自動車の導入啓発を行います。

⑤ 市民・事業者・行政のパートナーシップの確立

市民・事業者・行政の協働をさらに確立し、各種リサイクル法に対応した分別・回収システムを構築します。また、収集・運搬事業の円滑化・適正化とともに資源回収を更に充実していきます。適正な分別・排出ルールの遵守や効率的な収集・運搬体制を推進します。

⑥ 一般廃棄物会計基準の導入の推進

一般廃棄物処理事業に係る会計を客観的に把握し、事業の原価内訳の説明や運営のあり方の検討、一般廃棄物処理施策の費用対効果の検証を行っていきます。

⑦ 粗大ごみ処理手数料納入方法の変更

利便性の向上と効率的・効果的な粗大ごみの処理手数料の納入方法を検討します。

⑧ 大規模災害発生時の廃棄物の対応

災害発生時の廃棄物の処理・処分を埼玉県、志木地区衛生組合及び志木地区衛生組合構成市の志木市、新座市と連携します。また、市収集運搬許可業者等と協議し協力関係の構築に努めます。

収集・分別・収集体制等の将来計画

<table>
<tr><th colspan="4">ごみの種類</th><th>収集形態</th><th>排出方法</th><th>収集方法</th><th>収集回数</th></tr>
<tr><td rowspan="15">家庭系ごみ</td><td rowspan="12">資源ごみ</td><td rowspan="6">①紙</td><td>紙パック</td><td rowspan="6">定期資源回収
（協定業者）</td><td rowspan="5">－</td><td rowspan="12">ごみ集積所
収集</td><td rowspan="11">週１回</td></tr>
<tr><td>新聞</td></tr>
<tr><td>雑誌</td></tr>
<tr><td>ダンボール</td></tr>
<tr><td>布類</td></tr>
<tr><td>雑がみ</td><td>専用あみ袋</td></tr>
<tr><td colspan="2">②ビン</td><td rowspan="9">委託業者</td><td rowspan="2">専用かご</td></tr>
<tr><td colspan="2">③カン</td></tr>
<tr><td colspan="2">④ペットボトル</td><td rowspan="2">専用あみ袋</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤資源プラスチック</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥有害ごみ</td><td rowspan="2">専用かご</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑦不燃ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑧可燃ごみ</td><td>透明袋</td><td>週２回</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑨粗大ごみ</td><td>－</td><td>戸別収集
（有料）</td><td>随時
（予約制）</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑩ふれあい収集</td><td>直営または
委託</td><td>専用かご</td><td>戸別収集</td><td>週１回</td></tr>
<tr><td colspan="4">⑪事業系ごみ</td><td>許可業者</td><td>透明袋等</td><td>－</td><td>随時</td></tr>
<tr><td colspan="4">⑫直接搬入</td><td>－</td><td>－</td><td>排出者</td><td>随時
（予約制）</td></tr>
<tr><td colspan="4">⑬集団資源回収</td><td>登録業者</td><td>－</td><td>排出者</td><td>随時</td></tr>
</table>

３　中間処理計画

(1)　計画目標

本市の一般廃棄物の中間処理及び最終処分については、志木地区衛生組合と連携し実施していきます。また、志木地区衛生組合を構成する志木市、新座市とも協力し円滑な一般廃棄物の処理を図ります。本計画を実施するにあたっての基本的方向は以下のとおりとします。

①　ごみの排出抑制、資源化を基本とした地域社会づくり

②　全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

③　消費者（市民）・事業者・行政が協働で策定した富士見市環境基本計画に則り、環境保全全体の見地からごみの減量に取り組む。

④　環境コーナー、環境講座等の循環型社会形成のための学習機会・啓発事業等の実施。

⑤　新たな資源化を図る。

(2)　中間処理計画　　**ごみ処理フロー（平成２７年度）**

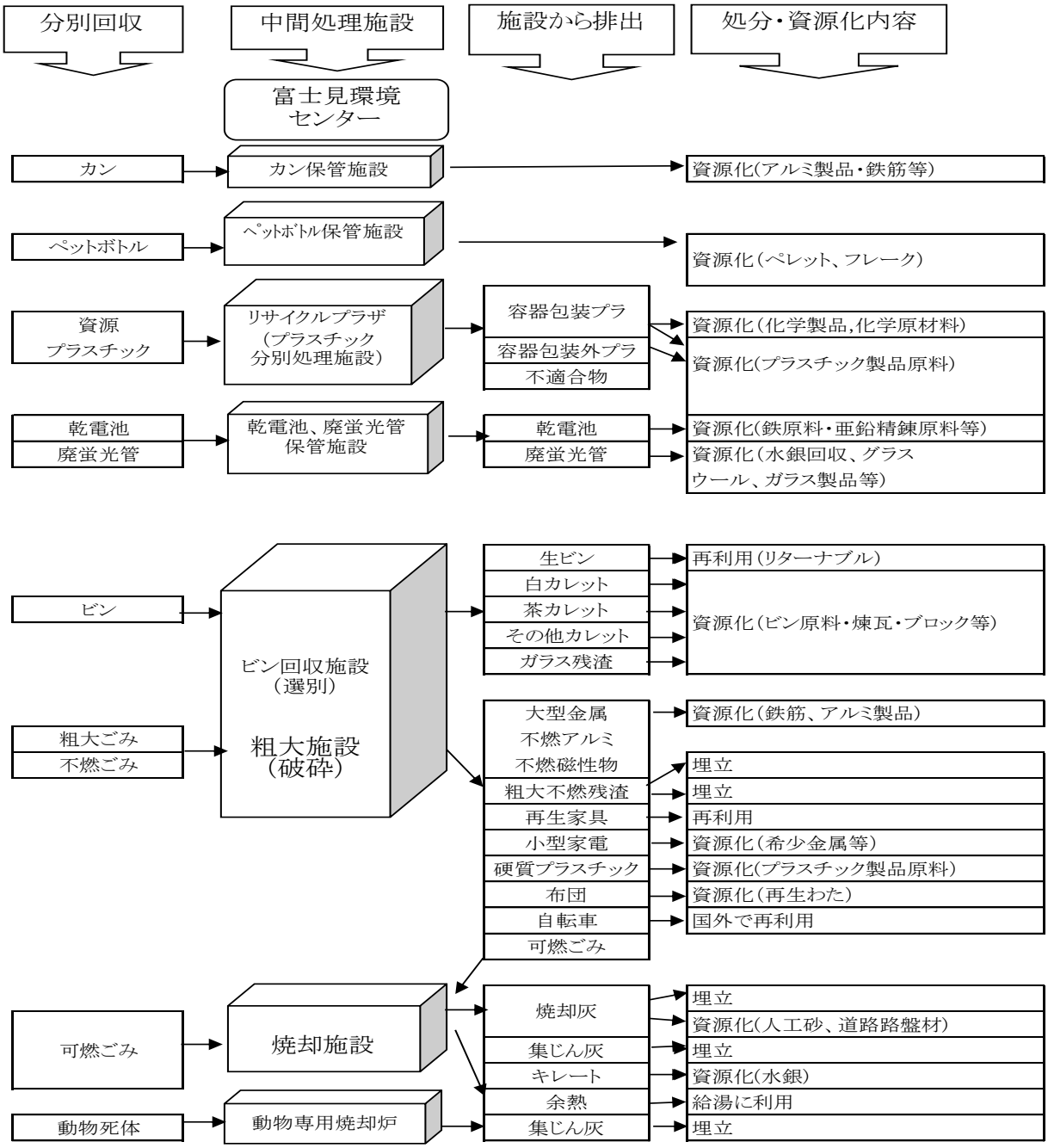

４　最終処分計画

(1)　計画の目標

現在の廃棄物の処理過程では、すべての廃棄物を循環させ、資源化することは困難で、処理の最終段階では埋め立てをしなければならない粗大・不燃残渣や焼却残渣が発生します。これらは、最終処分場に埋め立て処分されますが、現在、市内に最終処分場がないことから、すべての不燃残渣や焼却残渣を、市外の県営処分場や県外の民間の最終処分場へ運搬し処分しています。全国的に一般廃棄物最終処分場の残余年数は約１９年と推計されており、このまま埋め立てを市外の民間最終処分場等を中心に依存した場合、最終処分先が確保できなくなるおそれがあります。最終処分量についても、志木地区衛生組合と連携した排出抑制・再資源化を推進し、削減に取り組んでいきます。

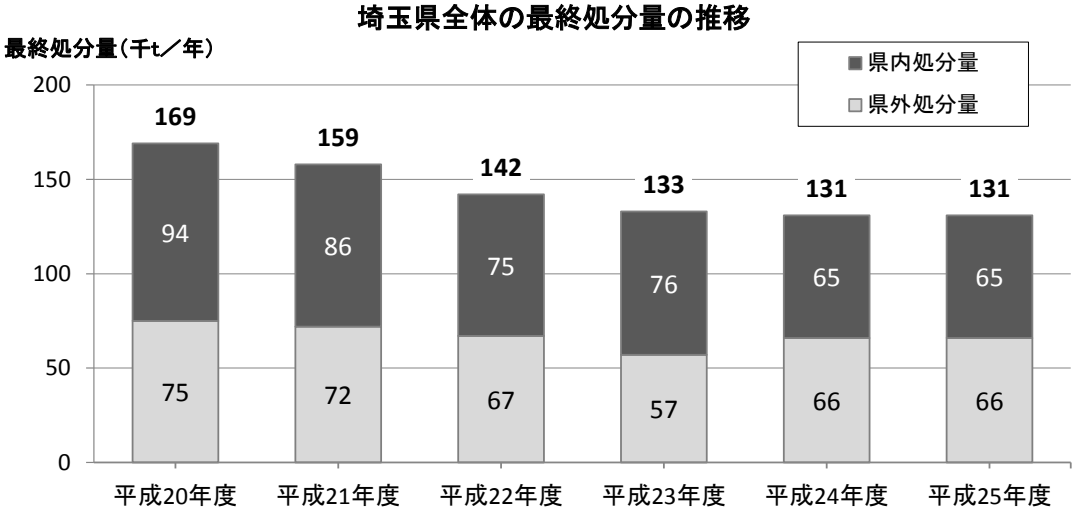

埼玉県全体の一般廃棄物の処理・処分の予測

（千t/年）

	実績	予測					
	平成25年度（基準年）	平成27年度	基準年比	平成32年度（目標年）	基準年比	平成37年度	基準年比
再生利用量	602	588	0.98	565	0.94	544	0.90
再生利用率*	(24.9%)	(24.8%)	―	(24.4%)	―	(24.1%)	―
減量化量	1,679	1,658	0.99	1,624	0.97	1,589	0.95
最終処分量	131	129	0.98	126	0.96	123	0.94
最終処分率*	(5.4%)	(5.4%)	―	(5.4%)	―	(5.5%)	―
処理・処分合計	2,412	2,375	0.98	2,315	0.96	2,256	0.94

※　表中の＊再生利用率、最終処分率は、処理・処分合計に対する割合です。

出典：第８次埼玉県廃棄物処理基本計画

５　基本施策のまとめ

計画	目標		施策の内容
発生・排出抑制・資源化計画	排出抑制の推進	家庭系ごみ	資源化率向上の取組
			生ごみ減量化の推進（重点課題）
			環境教育・学習の充実
			市民への意識啓発
			環境に配慮した物品の使用促進
			店頭・販売店回収の促進
			家庭ごみ有料化の研究
		事業系ごみ	エコアクション 21・ISO14001 の導入啓発
			過剰包装の抑制
			個人事業者への啓発
			発生源の排出抑制
			食品廃棄物の排出抑制(重点課題)
			環境に配慮した物品の使用促進
収集・運搬計画	市民のサービスの適正化と合理的、効率的な収集・運搬体制の整備		収集・運搬体制の合理化、効率化
			高齢者や障がい者の収集運搬体制の充実
			ごみ集積所管理システムの充実
			クリーンエネルギー自動車の導入啓発と普及準備
			市民・事業者・行政のパートナーシップの確立
			一般廃棄物会計基準の導入促進
			粗大ごみ処理手数料の納入方法変更
			大規模災害発生時の廃棄物の対応
中間処理計画	処理システムの整備と安定した処理を可能とする体制の確保		ごみの排出抑制、資源化を基本とした地域社会づくり
			全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
			市民・事業者・行政が協働で作成した富士見市環境基本計画に則り、環境保全全体の見地からのごみ減量への取組み
			環境フェア、環境講座などの催事を通じた循環型社会形成のための啓発や学習機会の提供
			新たな資源化
最終処分計画	環境に配慮した埋立処分の実施及び安定した処分を可能とする体制の確立		長期的な安定処分先の研究

中間処理・最終処分計画については、志木地区衛生組合と連携し、計画を推進する。

☆表中、青字斜字で書かれている施策は、食品廃棄物の排出抑制を排出量削減における重点目標とし、施策展開を行う。

６　数値目標

		実績 平成 25 年度	見直し 中期予測 平成 27 年度	見直し 計画目標 平成 32 年度
ごみ排出量	ごみの総排出量	30,113	30,642	28,741
	家庭系排出量(t)	24,156	23,964	21,987
	１人１日あたりの 家庭系ごみの排出量(g)	611	596	542
	事業系排出量(t)	4,345	5,080	4,990
資源回収量	資源総回収量(t)	6,298	6,219	6,585
	資源化率(%)	20.9	20.3	22.9
	定期収集による 資源ごみ*回収量(t)	4,685	4,621	4,821
	集団資源回収量(t)	1,612	1,598	1,764

*資源ごみとは、紙、布、カン、ビン、ペットボトル、プラスチック類等

７　市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政がそれぞれの立場で次の役割を確実に遂行することが求められます。

市　民 の役割	☆　自らがごみの排出者であるという自覚を持ち、ごみの発生の抑制を意識したライフスタイルへの転換を図る。 ・マイバッグの持参 ・簡易包装の選択 ・生ごみの水切りの徹底 ・必要なものだけを買い、使い捨て製品を買わない、使わない ☆　分別収集・資源回収とともに、様々な環境問題の学習機会や啓発活動等を積極的に活用し、低炭素化資源循環型社会構築のために、自ら学び実践していく。 ・不要になったものは分別収集のルールに従って排出する ・資源回収への参加（雑がみを分別し、資源ごみとして活かす） ・環境に関する学習活動や啓発活動 ・地域のクリーン作戦等のイベントへの参加 ・不法投棄をしない、させないための自覚と監視
事業者 の役割	☆　事業活動によって発生するごみの排出者であるという自覚を持ち、ごみの減量化・資源化を行う。 ・適正な方法で自ら処理する ・分別収集への参加 ・自主的なリサイクル活動を行う（食品廃棄物の排出抑制等） ・ごみ排出や処理基準を遵守し適正な負担を担う。不法投棄をしない、させない自覚と監視を行う ☆　できるだけごみになりにくくリユースやリサイクルのしやすい製品、製造過程や処分で環境負荷の少ない製品の製造、販売に努める。 ・簡易包装の促進 ・環境に配慮した商品の販売 ・分別に役立つ品質表示 ・修理等保守体制の充実 ☆　低炭素化資源循環型社会構築への認識を深め、エコアクション２１やＩＳＯ１４００１の導入等、環境経営システムの活用及び市民と行政が協働し開催する環境問題の学習機会や啓発活動等に積極的に参加する。
行　政 の役割	☆　ごみの排出状況を的確に把握し、４Ｒの推進を基本に排出抑制や適正処理を行うためのプランを構築する。 ・「富士見市環境基本計画」「一般廃棄物処理基本計画」に則った施策の推進 ・収集運搬、管理体制の合理化、効率化 ・高齢者や障がい者への収集体制の充実 ・一般廃棄物会計基準の導入 ・家庭ごみ有料化の研究 ☆　低炭素化資源循環型社会構築に向けた情報発信や学習機会及び啓発活動等の開催。 ☆　市民、事業者が協働し主体的に取り組む環境保全活動への支援。 ・富士見市環境施策推進市民会議をはじめとする環境保全団体活動への支援 ☆　大規模災害発生時の廃棄物の対応

第３編　生活排水処理基本計画

第1章　生活排水処理の現状

１　生活排水処理フロー（平成２５年度）

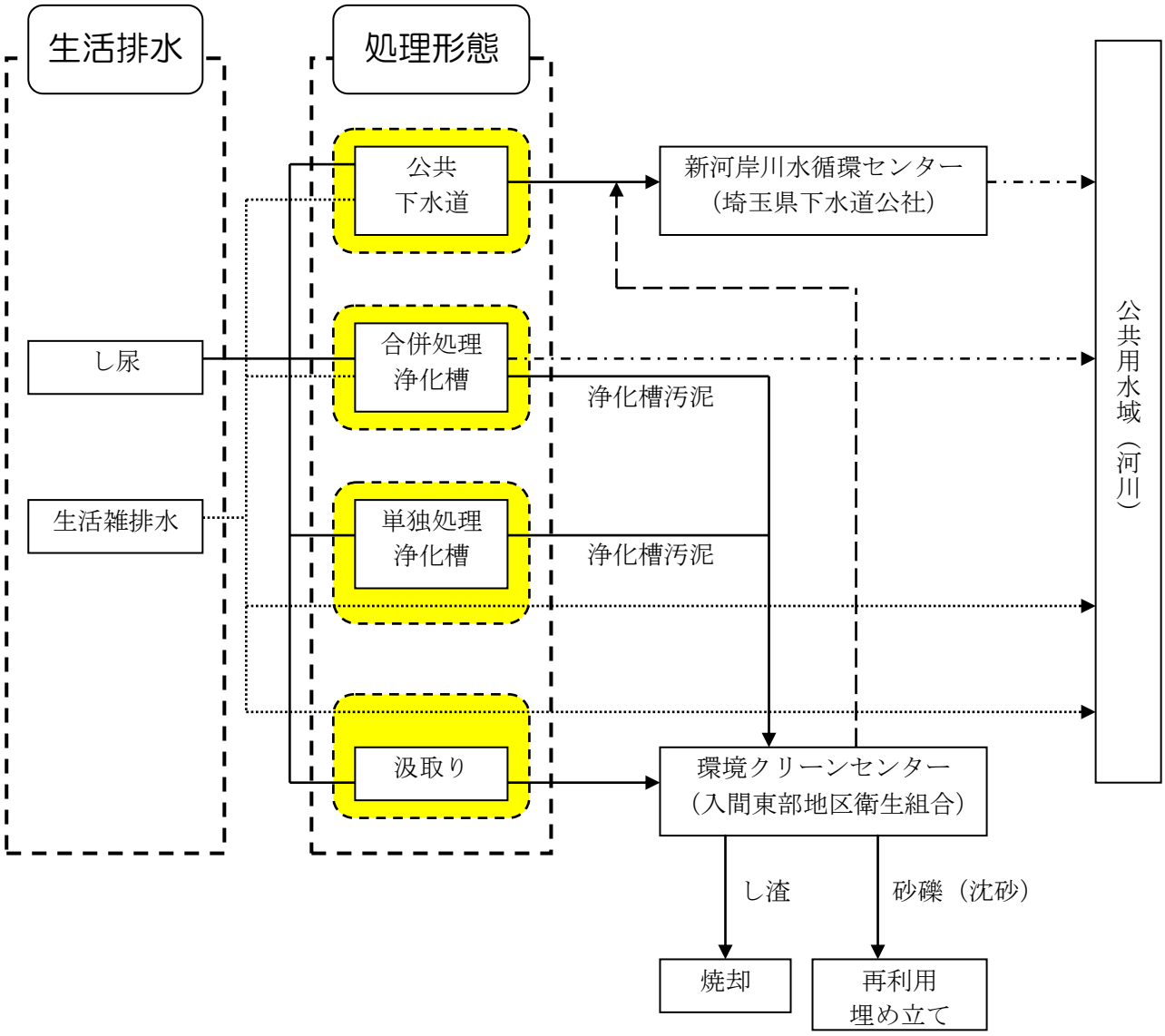

２　生活排水処理の状況

富士見市の生活排水処理は県荒川右岸流域下水道で行われていますが、下水道へ接続されていない地域のし尿は、富士見市、ふじみ野市、三芳町で構成されている入間東部地区衛生組合で行われています。水洗化人口は下水道、浄化槽の普及とともに年々増加しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
住民基本台帳人口	105,754	106,130	106,431	107,231	107,633
外国人登録人口	1,705	1,605	1,559	1,664	1,762
総人口	107,459	107,735	107,990	108,895	109,395
公共下水道人口	94,200	95,528	97,917	99,805	100,138
浄化槽人口	12,602	11,620	9,578	8,660	8,871
汲取り人口	657	587	495	430	386

*人口は各年度の３月 31 日時点での人口です。

３　下水道整備状況

富士見市では都市化による都市型水害や河川などの公共用水域の水質悪化を防ぐため、汚水と雨水を分けて流す分流方式により公共下水道整備を進めています。本市の公共下水道事業は「荒川流域下水道整備総合計画」において、荒川右岸流域下水道の関連公共下水道として位置づけられ、汚水については昭和５７年８月から、公共下水道の供用が開始され、和光市にある荒川右岸流域下水道の終末処理場で下水処理を行い新河岸川に放流されています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
処理区域面積(k ㎡)	844	876	898	920	975
総人口（人）(A)	107,459	107,735	107,990	108,895	109,395
処理区域内人口 (B)	98,365	99,279	101,457	102,892	105,090
公共下水道人口 (C)	94,200	95,528	97,917	99,805	100,138
普及率(%) (B)/(A)	91.5	92.2	94.0	94.5	96.1
水洗化率(%) (C)/(B)	95.8	96.2	96.5	97.0	95.3

４　し尿・浄化槽汚泥の処理状況

(1)　し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

富士見市のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移状況は下記のとおりとなっています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
汲取り人口（人）	657	587	495	430	386
浄化槽人口（人）	12,602	11,620	9,578	8,660	8,871
し尿汲取り量(kl)	1,156	970	849	697	611
浄化槽汚泥量(kl)	3,959	3,831	3,197	3,157	3,255
合計処理量(kl)	5,115	4,801	4,046	3,854	3,866

(2)　し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

し尿や浄化槽汚泥の収集は許可業者（３社）が行っています。し尿汲取り手数料は、月一回汲取る場合、基本料金が１世帯あたり９００円、１人ごとに３００円ずつ加算されます。浄化槽の清掃手数料については、浄化槽の大きさや種類ごとに各社で設定した料金となっています。

(3)　し尿・浄化槽汚泥の処理

市内で排出されるし尿及び浄化槽汚泥は入間東部地区衛生組合の環境クリーンセンターで処理されています。処理量は下水道の普及に伴って減少傾向にありましたが、現在は横ばい状態にあります。

現施設は昭和６１年に竣工しましたが、平成１８年１０月から老朽化による維持管理経費を抑えるため、処理工程を簡素化した下水道放流としています。処理に伴って生じた残渣については入間東部地区衛生組合から搬出され、焼却ないし再利用または埋め立て処分されています。

構成市町	富士見市・ふじみ野市・三芳町
所在地	ふじみ野市駒林１０６６番地
処理能力	３９kl／日
処理方式	標準脱窒素処理方式＋下水道放流
竣工年月	昭和６１年１月 平成１８年１０月下水道放流へ改造
残渣処分方法	し渣（夾雑物）：ふじみ野市上福岡清掃センターへ搬出 砂礫（沈砂）：市外へ搬出後、再利用または埋め立て処分
運転管理体制	直営

第2章　生活排水処理計画

１　管理主体

富士見市の生活排水の管理主体は下記のとおりです。

設備	対象となる生活排水の種類	管理主体
下水道	し尿及び生活排水	富士見市
単独処理浄化槽	し尿	各所有者等
合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	各所有者等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	入間東部地区衛生組合

２　処理目標

「富士見市生活排水処理基本計画」は、平成３７年度を目途に市内全世帯の水洗化を計画しています。整備手法については、公共下水道整備を主に進めていますが、計画期間内の整備の見込みが難しい地域や、投資効率が著しく低いと判断される地域など、合併浄化槽で対応したほうが望ましい場合も考えられることから、全地域を下水道で対応するのではなく、地域ごとに最も適していると思われる方法をとることとなっています。富士見市一般廃棄物処理基本計画・第２次計画の計画年度は平成３２年度までとなっていますが、本市の生活排水処理基本計画をもとに合併浄化槽の整備計画も含めて検討していきます。

３　処理計画

(1)　下水道の計画的整備

人口や市街化区域の動向を踏まえ、下水道の整備を計画的に進めていきます。また、現存する未整備区域において、計画期間内の整備の見込みが難しい地域や投資効率が著しく低いと判断される地域は、それぞれの地域性を考慮に入れながら整備方法を検討していきます。

(2)　下水道の普及と適切な維持管理

現在富士見市の公共下水道普及率は９６．１％（平成２７年３月３１日現在）ですが、今後一層の普及率向上を図るとともに公共下水道の適切な管理に努めます。

(3)　合併処理浄化槽の普及促進

下水道整備計画の動向を考慮に入れながら汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。単独浄化槽から合併浄化槽に転換するための費用や浄化槽の法定点検に対する補助制度等も検討していきます。

第3章　し尿･浄化槽汚泥の処理計画

１　収集運搬計画

(1)　収集運搬の目標

市内で発生するし尿については、迅速かつ衛生的な収集運搬体制を維持します。また、家庭の汲取り便槽から出る生し尿の処理については、処理対象人口がゼロになるまで現在の体制を維持しますが、同時に量が少なくなった段階で浄化槽の導入や下水道への接続を促す等の対応も検討していきます。

(2)　収集区域の範囲

収集区域は富士見市全域とします。

２　処理計画

(1)　処理の目標

下水道整備の状況を考慮しつつ、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥の全量を入間東部地区衛生組合の環境クリーンセンターで適正に処理していきます。

(2)　施設の適正な維持管理

処理施設の適正な維持管理を行うため、今後も入間東部地区衛生組合と連携していきます。

(3)　最終処分の目標

し尿処理施設から発生する最終処分の対象物は、受入槽などの水槽内に溜まる砂礫（沈砂）と前処理工程で出るし渣（夾雑物）です。これらは入間東部地区衛生組合から搬出され、焼却ないし再利用または埋め立て処分されています。今後も適正な最終処分体制を維持できるよう入間東部地区衛生組合と連携していきます。

第４編　一般廃棄物処理今後の課題

第１章　ごみ処理・資源化今後の課題

１　環境負荷を低減する低炭素化資源循環型社会の構築

「環境負荷を低減する低炭素化資源循環型社会」の構築を推進するためには、一般廃棄物処理の４Ｒのそれぞれの場面における具体的な資源化・減量化施策を繰り返し検証・検討することが重要です。

また、その施策内容をホームページ・広報・回覧・地域説明会等を通じ広く市民・事業者へ情報提供し、町会役員などをはじめとする地域リーダーや市民・事業者・行政が協働で実践に結びつけて行くことが大切です。また、４Ｒのテーマは、環境団体との連携はもとより庁内組織(プロジェクトチーム・研究チーム等)の設置、大学等の研究機関、学識者との連携を図る等、実現可能な手法を取り入れ調査研究を進めていく必要があります。

２　ごみ処理・資源化のＰＤＣＡサイクルの確立

「環境負荷を低減する低炭素化資源循環型社会」実現のための行政の責務は、一般廃棄物を処理することにとどまらず、一般廃棄物処理の課題を地球規模で環境問題として捉え、処理計画や行動計画に基づき具体的に実践をしていくことが求められます。そのためには、ＰＤＣＡサイクルを年度ごとに点検、見直し、評価を継続する必要があります。

また、実践した施策については類似団体と比較し評価を行いながら、ごみ総排出量の削減が求められます。その中で、定期資源回収の実践等、本市の優れている施策は継続しながら、生ごみの水切り等、すぐに実行できる施策は市民、事業所、行政による共同と信頼により推し進め、実行することが重要です。

３　超高齢社会への対応

超高齢社会への対応は、重要な行政課題であり、本計画改定の上でも大きな課題です。本市では、平成２１年度からごみ出しが困難な方に対して、関係各課と連携をしながら、個別収集（ふれあい収集）を行っています。今後もごみ出しの困難な方が多くなることが予測されますので、超高齢社会に対応した新たな分別方法やごみ回収容器の研究、ごみの出し方・回収方法等のシステム作りを市民協働で創意工夫しながら研究していく必要があります。

４　市民・事業者・行政の協働と連携の強化

富士見市のごみの減量化・資源化の推進は、富士見市環境施策推進市民会議を中心とした市民団体や環境行政に関わる多くの事業者等の協働と連携により多くの実績を積み上げてまいりました。

今後、「環境負荷を低減する低炭素化資源循環型社会」を推進するためには、富士見市自治基本条例の精神に則り、ＮＰＯ（環境）団体活動をはじめ、多くの市民や団体等との協働と連携を更に強化し、町会役員等の市内各地域のリーダーが環境施策推進の核となるように、協働と連携をこれまで以上に働きかけていくことが必要です。

また、国はごみ減量化・資源化を進めるために、「ごみ処理基本計画策定指針」等具体的なガイドラインを示しており、「ごみの排出抑制方策の事項」の中では、市町村の役割、住民の役割、事業者の役割を以下のように定めています。

(1)　市町村の役割
①　ごみ処理有料化の実施
②　環境教育、普及啓発の充実
③　多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底
④　容器包装廃棄物の排出抑制
⑤　リターナブルびん等及びリターナブル容器の利用促進
⑥　環境物品等の使用促進
⑦　食品廃棄物や紙おむつの資源化
(2)　住民の役割
①　住民団体による集団回収の促進等
②　容器包装廃棄物の排出抑制
③　リターナブルびんをはじめとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
(3)　事業者の役割
①　発生源における排出抑制
②　過剰包装の抑制
③　流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制
④　環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
⑤　食品廃棄物の排出抑制

このような、国の指針のもとに志木地区衛生組合構成自治体(志木市、新座市)とも連携しながら、行政・市民・事業者が適切な役割分担によりそれぞれの立場で積極的な取り組みを図ることが重要です。

５　低炭素化資源循環型社会に向けた環境施策の方向性

我が国の資源循環型社会の基本は、廃棄物の処理・処分が主体であり、一般廃棄物処理を担当する自治体がその課題解決のための大きな責任や義務を負っています。

これに対しドイツをはじめとするヨーロッパ諸国の一般的な考え方は、拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility　通称ＥＰＲ）であり、さらに、総合生産物政策（Integrated Product Policy 通称ＩＰＰ）のもとに生産者や消費者を巻き込む制度も立法・制度化がなされています。

日本でも各種リサイクル関係法で、拡大生産者責任の考え方が浸透しつつありますが、さらに世界では、１９９６年にオーストラリアのキャンベラで始まった「ゼロ・ウェイスト宣言」のもとに、無駄や浪費を無くすという理念をもとに、環境への負荷をより少なくする廃棄物処理を実現化しようとする新たな環境施策の考え方が広まりつつあります。

我が国でも、資源循環型社会や環境への負荷を低減するためのひとつの方法として、脱焼却・脱埋め立てを実現しようとする自治体も登場しています。徳島県上勝町（２００３年９月)、福岡県大木町（２００８年３月)、熊本県水俣市（２００９年１１月）が「ゼロ・ウェイスト宣言」を行っています。併せて、世界では、市民・消費者の立場から、「グリーンコンシューマー」の実践が注目されています。これは環境に負荷をかけないやさしい商品を選び、必要なものを必要な数だけ、使用・利用しようという考え方です。ヨーロッパやアメリカでは、６０～７０％が実践していますが、我が国では１％程度という調査結果があり、また、別の調査では、４～５％程度の実践にとどまっているという現実もあります。

このように、一般廃棄物処理に係る施策も大きく変化するとともに新たな環境施策の理念も展開されています。今後、低炭素化資源循環型社会に向けた環境施策を検討するためには、自治体においても、これまで以上にグローバルな視点を十分検証し検討することが重要です。

第2章　生活排水処理今後の課題

１　生活排水処理今後の課題

(1)　生活排水処理施設整備の見直し

平成１６年度に下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽など生活排水処理施設の効率的かつ適正な整備を進めることを目的に「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を埼玉県が策定しています。しかし、近年の人口減少や高齢化の本格化など諸情勢の変化に対応するため、５年を経過した時点で見直しの検討を行うこととされ、平成２２年度に構想の見直しがされました。更に、平成２６年１月に公表された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル　国土交通省・農林水産省・環境省」では、１０年程度での汚水処理施設の概成、既存整備地区の効率的な改築・更新や運営管理手法の検討などが新たな項目として追加され、平成２７年度に見直しを行いました。

今後は、平成３７年度までのできるだけ早期に生活排水処理人口普及率１００％の整備を目指し、効果的かつ効率的な施策を推進することが必要です。

(2)　し尿・浄化槽汚泥の処理

市内のし尿・浄化槽汚泥は、入間東部地区衛生組合「環境クリーンセンター」で処理されています。今後、下水道整備の進捗によっては、より快適な生活環境の維持と自然環境保全の見地から合併浄化槽処理の手法の検討も求められています。

各家庭の浄化槽では、し尿以外の生活雑排水も混入されるため、浄化槽機能が十分に発揮されるよう、定期的に点検・清掃をし、適正な管理がされるように浄化槽管理者（市民）に対して周知していかなければなりません。

埼玉県生活排水処理施設整備構想（平成２３年３月策定）

○基本方針

平成 37 年度までのできるだけ早期に生活排水処理人口普及率 100％の整備を目指す。また、効率性の観点から生活排水処理施設の整備手法を全面的に見直す

資料編

１　富士見市一般廃棄物処理基本計画策定委員会設置要綱

（設置）
第１条　富士見市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、富士見市一般廃棄物処理基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 基本計画に関する事項について調査及び検討を行うこと。
(2) 基本計画の素案を市長に提出すること。
（組織）
第３条　委員会は委員１５人以内をもって組織し、市長が委嘱する。
（任期）
第４条　委員の任期は、基本計画が策定されるまでの期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。
２　委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。
３　委員会は、必要に応じて分科会を設けることができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、自治振興部環境課において処理する。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則(平成２３年３月３１日告示第１００号)

この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則(平成２５年５月３１日告示第２１１号)

この告示は、平成２５年６月１日から施行する。

※この要綱は平成２５年６月１日に廃止されています。

２　一般廃棄物処理基本計画策定委員会委員名簿

（委員長◎　副委員長○）順不同　・敬称略

区　　分	氏　　名	所　　属
知識経験を有する者	◎長谷川　三雄	環境審議会
	○北澤　　惠　＊	環境審議会
	竹内　　正	環境審議会
行政	菊池　　直見津	志木地区衛生組合
	髙橋　　映治	入間東部地区衛生組合
事業者	関根　　良一	株式会社協和清掃運輸
	松田　　新一郎	東入間資源リサイクル協同組合
市民団体	清野　　善雄	環境施策推進市民会議
	遠藤　　義輝	環境施策推進市民会議
	古賀　　正信	環境施策推進市民会議
	大野　　知恒	環境施策推進市民会議
	坂間　　秀行	環境施策推進市民会議
	木内　　精一	環境施策推進市民会議
	富田　　實	環境施策推進市民会議
公募市民	吉原　　莞爾	公募市民

＊　北沢　惠委員は任期途中で退任されました。

区　　分	氏　　名	所　　属
アドバイザー	澤田　　譽啓	エコアクション２１審査人

２－２　一般廃棄物処理基本計画第２次計画改訂アドバイザー

区　　分	氏　　名	所　　属
アドバイザー	澤田　　譽啓	エコアクション２１審査人

３　富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画策定経過

（１）　一般廃棄物処理基本計画策定委員会等

開催日	内　　容
平成 22 年 6 月 21 日（月）	委嘱状交付式及び第１回会議 ○委員長、副委員長選出 ○講話「環境・ごみ問題の背景と一般廃棄物処理基本計画」 ○その他
平成 22 年 7 月 22 日（木）	第２回会議 ○策定スケジュール ○目次 ○第１編の概要検討
平成 22 年 8 月 25 日（水）	第３回会議 ○前回の審議結果を踏まえた訂正箇所の報告・審議 ○第２編第１章の検討

平成 22 年 9 月 29 日（水）	第４回会議 ○前回の審議結果を踏まえた訂正箇所の報告・審議 ○第２編第２章、第３章の検討
平成 22 年 10 月 20 日（水）	第５回会議 ○前回の審議結果を踏まえた訂正箇所の報告・審議 ○第２編第４章の検討
平成 22 年 11 月 10 日（水）	第６回会議 ○前回の審議結果を踏まえた訂正箇所の報告・審議 ○第２編第５章の検討
平成 22 年 12 月 1 日（水）	第７回会議 ○前回の審議結果を踏まえた訂正箇所の報告・審議 ○第２編第６章・７章の検討
平成 22 年 12 月 22 日（水）	第８回会議 ○前回の審議結果を踏まえた訂正箇所の報告・審議 ○第３編第１章・２章・３章の検討
平成 23 年 1 月 19 日（水）	第９回会議 ○前回の審議結果を踏まえた訂正箇所の報告・審議 ○富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画(案)の全体確認 ○パブリックコメントに向けての検討
平成 23 年 2 月 16 日（水）	第１０回会議 ○前回の審議結果を踏まえた訂正箇所の報告・審議 ○富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画(案)の内容確認
平成 23 年 3 月 29 日（火）	第１１回会議 ○パブリックコメントについて ○富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画(案)の内容確認

（２）　行政関連会議

開催日	内　　容
平成 22 年 7 月 26 日（月）	環境にやさしい都市づくり検討委員会 ○富士見市一般廃棄物処理基本計画策定委員会の進捗状況について
平成 22 年 10 月 1 日（金）	環境審議会 ○富士見市一般廃棄物処理基本計画について
平成 22 年 11 月 25 日（木）	環境にやさしい都市づくり検討委員会 ○富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画（案）の進捗状況について
平成 23 年 1 月 5 日（水）	環境にやさしい都市づくり検討委員会 ○富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画（案）の進捗状況について
平成 23 年 1 月 6 日（木）	政策会議 ○富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画(案)について
平成 23 年 2 月 9 日（水）	政策会議 ○富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画(案)について

（3）パブリックコメント

平成 23 年 2 月 23 日（水） ～　　3 月 23 日(水)	富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画(案)のパブリックコメントの実施

３－２　富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画改訂経過

（1）　アドバイザーとの打ち合わせ

開催日	内　　容
平成 27 年 9 月 9 日（水）	第１回アドバイザー打ち合わせ ○評価、見直しの進行と方針について
平成 27 年 12 月 9 日（水）	第２回アドバイザー打ち合わせ ○予測値と目標値の設定等について
平成 28 年 1 月 27 日（水）	第３回アドバイザー打ち合わせ ○全体の構成とパブリックコメント実施について

（2）　行政関連会議

開催日	内　　容
平成 27 年 12 月 21 日（月）	環境にやさしい都市づくり検討委員会 ○富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画の中間見直しについて
平成 28 年 1 月 27 日（水）	環境審議会 ○富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画の中間見直しについて
平成 28 年 1 月 28 日（木）	政策会議 ○富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画改訂版（案）のについて

（3）パブリックコメント

平成 28 年 2 月 10 日（水） ～　　3 月 9 日（水）	富士見市一般廃棄物処理基本計画第２次計画改訂版（案）のパブリックコメントの実施

４　生ごみの水分について

生ごみに含まれている水分の割合を含水率といい、百分率(%)で表します。
含水率（水分）の測定は次のような式によって算出されます。

水分(%)＝$(W_1-W_2)\div W_1\times 100$

ここで、W_1は水分の測定に用いた生ごみの試料(サンプル)の重さ（重量）です。
W_2は、この生ごみの試料(サンプル)を定温乾燥機で１０５±５℃で重さ（重量）が一定値となるまで乾燥した後の重さ（重量）です。
従って、$W_1 - W_2$は生ごみに含まれている水分の量（重量）となります。
また、$W_2 \div W_1\times 100$は、生ごみ中の固形分の重さの比（重量比、固形分の百分率%）ということになります。

更に、現状の生ごみ中の水分（含水率）は８０％ですので、固形分は１００％－８０％＝２０％ となります。
この生ごみ中の水分（含水率）を 10%減らして 70%にすると、
水分(%)＝$(W_1-W_2)\div W_1\times 100$＝７０％の式から、$W_2 \div W_1\times 100$＝３０％、即ち固形分の重さ（重量）は変わりませんが比率は３０％となります。

今、水分が８０％の生ごみ１，０００kg 中の水分及び固形分の量（重さ）は、それぞれ８００kg 及び２００kg です。この生ごみの水分を１０％減らし、７０％にすると固形分の量２００kg は変わりませんので、このときの生ごみの水分の量は次のようになります。
水分(%)＝７０％＝水分量(X)÷(固形分量２００kg＋水分量(X))×１００の式より、
X＝４６７ 即ち水分の量（重さ）は４６７kg となり、生ごみの重さ（重量）は、
固形分２００kg＋水分４６７kg＝６６７kg となり、水分が８０％の時の生ごみの重さ（重量）の３分の２になります。
生ごみの比重が１．０であれば、体積も３分の２になります。
比重＝体積÷重量（重さ）

（参考図）

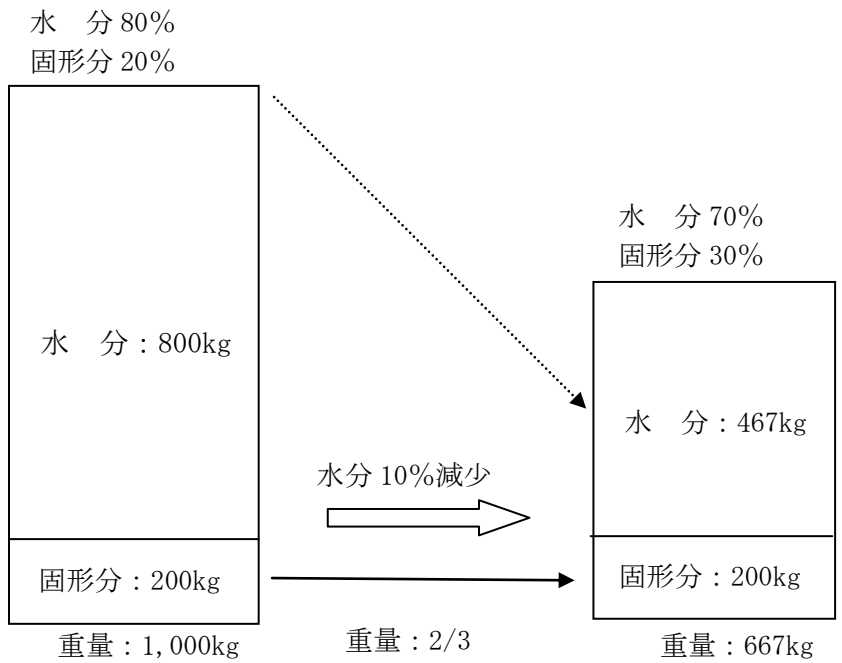

５　生ごみの水切りの工夫

台所の生ごみの７０～８０％は水分と言われています。
重さ１００ｇの生ごみは、固体分は２０ｇで水分が８０ｇと考えられます。この水分を１０％減らすだけで、生ごみの重量は約２／３の６７ｇ（－３３ｇ）になると推測できます。

◆　生ごみの水切りの効果

☆　水分を１０％減らすと、重さが約1／３程度軽くなり、ごみ処理費の節約ができます。

・富士見市の平成２０年度の可燃ごみ排出量は、１８，２４６ｔ です。この中で厨芥類は約１５％程度ですので、約２，７３６ｔ 程度が台所の生ごみと推測できます。前述したように、ごみの１０％の水分を減らすだけで約３０％程度のごみ量を減らせられるので、２，７３６ｔ の３０％ですから、水切りで約８２０ｔ程度のごみが減量できます。平成２０年度の富士見市の１ｔあたりのごみ処理費は３０，８００円ですから、約２，５２６万円の財源が節約できることになります。

☆　地球温暖化防止（低炭素化社会の実現）にも貢献します。

・清掃車（2t）が１年間で４１０台分減らせます。
・清掃車のガソリンの節約やＣＯ２排ガス（二酸化炭素）の削減にもなります。
・焼却場の燃料費の節減や燃焼排ガス量（ＣＯ２等）の削減にもつながります。

◆　生ごみの水切り工夫の３つのポイント

☆　１．ぬらさない　２．乾かす　３．しぼる

１　ぬらさない方法
（２０％以上の水分を減らすことが可能です）
・野菜や果物の皮・くず等は、トレイ・容器等に入れてシンクの水しぶきがかからない場所に置き、一晩置いてごみにから出す。

２　乾かす方法　（右図参照）
（１０％以上の水分を減らすことが可能です）
・三角コーナーや水切りアミに入ったごみは一晩置いてからごみへ出す
・お茶がら、ティーパック等は乾かしてから出す。
・生ごみカラットの利用（２０～３０％減の水分を減らすことが可能）

３　しぼる方法
（６～８％の水分を減らすことが可能です）
・三角コーナーや水切りアミに入ったごみは、手でしぼる。
（いらなくなったストッキング、ミカンの網等を利用する）
・水切りグッズ等を利用
（市販品・不要となったＣＤ・ペットボトル上部を切る等）

生ごみの乾かし方
出典　ＮＰＯ生ごみリサイクル
全国ネットワーク編
「生ごみのふしぎ」

５－２　生ごみ処理機（器）の購入補助（平成２１年度をもって補助制度は廃止されました。）

コンポスト型容器については、平成２年度より１基３，０００円、バケツ型（ＥＭ）容器については、平成１０年度から１基１，０００円、また電動式生ごみ処理機については、平成１２年度から２０，０００円を上限に、市内購入については１／２市外購入の場合は１／３の購入補助を実施しました。

生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機の普及状況（補助金交付実績ベース）

年度	ＥＭバケツ		コンポスト		電気式生ごみ処理機	
	補助件数	設置数	補助件数	設置数	補助件数	設置数
平成 16 年度	2 件	2 台	6 件	7 台	35 件	35 台
平成 17 年度	8 件	8 台	3 件	3 台	27 件	27 台
平成 18 年度	6 件	8 台	8 件	10 台	25 件	25 台
平成 19 年度	0 件	0 台	9 件	11 台	22 件	22 台
平成 20 年度	6 件	8 台	11 件	14 台	12 件	12 台
平成 21 年度	11 件	18 台	5 件	5 台	9 件	9 台

６　第８次埼玉県廃棄物処理基本計画（概要）

平成 28 年埼玉県

１　廃棄物処理基本計画の趣旨

埼玉県廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第５条の５及び埼玉県生活環境保全条例第１８条の規定に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に係る取組を推進し、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策の総合的、計画的な推進を図るため策定する計画である。

策定予定の第８次計画の計画期間は、平成２８年度から平成３２年度までの５年間とする。

２　第８次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）の概要

第１章　廃棄物処理の現状

一般廃棄物、産業廃棄物とも、排出量は減少傾向にある。ただし、一般廃棄物については、ここ３年間は、横ばいとなっている。

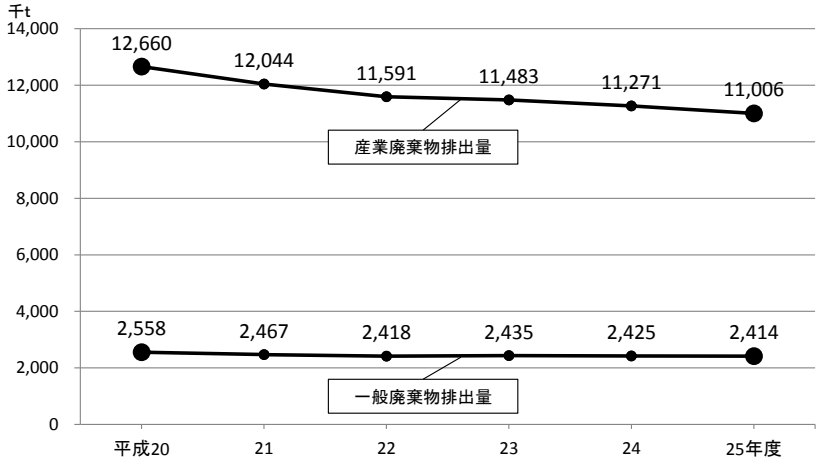

第２章　前計画の進捗状況

一般廃棄物の「１人１日当たりの生活系ごみ排出量」「１人１日当たりの最終処分量」は、現状では期間内に目標を達成する見込みである。産業廃棄物の「最終処分率」が増加しているのは、東日本大震災により汚泥の再資源化量が減少した影響によるものである。

		実績		平成 25 年度時点	目標値
		平成 20 年度	平成 25 年度	目標までの進捗率	平成 27 年度
一般廃棄物	１人１日当たりの生活系ごみ排出量（グラム／人・日）	６９８	６５３	８０％	６４２
	事業系ごみ排出量（千トン／年）	６０２	５４３	４８％	４７８
	１人１日当たりの最終処分量（グラム／人・日）	６５	４９	１６０％	５５
産業廃棄物	最終処分量（千トン／年）	２０９	１９４	３８％	１６９
	最終処分率（％）	１．６	１．７	▲３３％	１．３

第３章　廃棄物の将来予測

一般廃棄物、産業廃棄物とも、目標年である平成３２年度の総排出量は減少すると予測される。

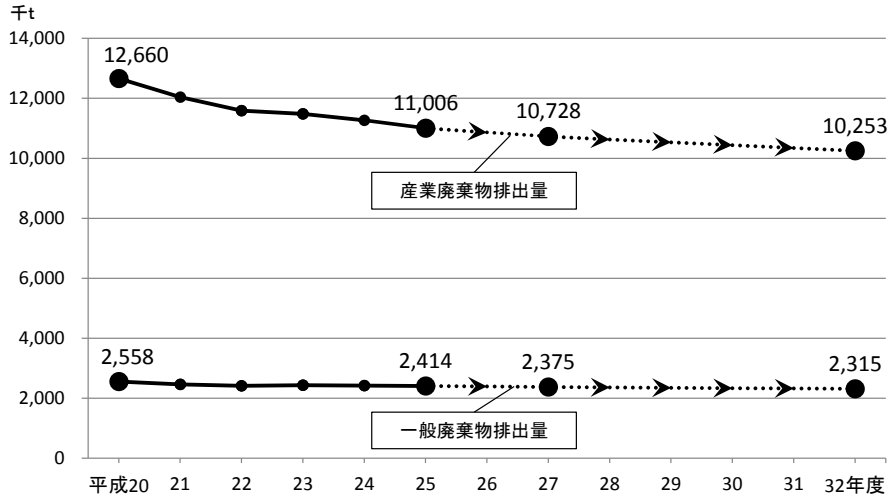

第４章　計画の方向性と目標

【計画の方向性】

廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して

【目標の考え方】

○　ごみを極力出さない社会を目指し「排出量」に関わる目標を設定する

○　埋め立てる廃棄物を減らすことを目指し「最終処分量」に関わる目標を設定する

○　目標値の設定に当たっては、国の目標値と整合を取る形で設定する

○　指標を継続的に捉えるため、第７次計画で設定した指標を基本に設定する

【目標値】

区分		実績	予測	第8次計画目標値
		平成25年度	平成32年度	平成32年度
一般廃棄物	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（グラム／人・日）	541	516	503
一般廃棄物	事業系ごみ排出量（千トン）	543	543	488
一般廃棄物	1人1日当たりの最終処分量（グラム／人・日）	49	48	44
産業廃棄物	最終処分量（千トン）	194	181	175

第５章　目標達成に向けた施策の展開

４つの柱を立てて、施策を展開する。

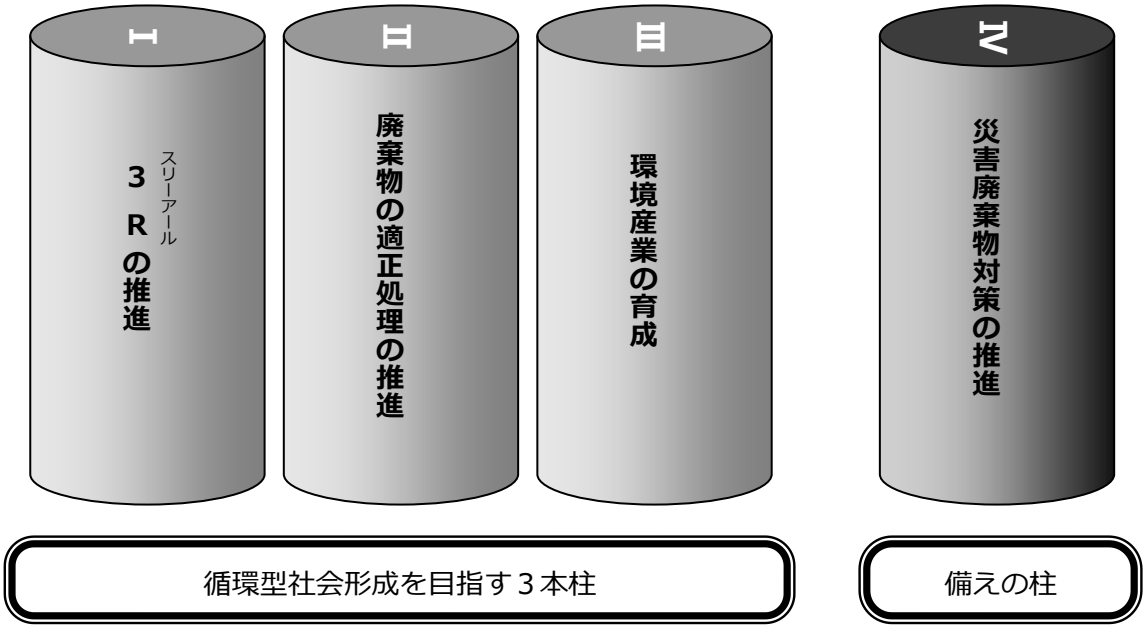

主な施策は、以下のとおり。

Ⅰ　３Ｒの推進

《２Ｒ（リデュース・リユース）の推進》

循環型社会形成に向け、リサイクルに先んじて求められる２Ｒ（リデュース・リユース）を、積極的に推進する。

- ごみを出さないライフスタイルの推進
- 食品ロス削減の推進 重点
- 事業系ごみ削減の推進

《リサイクルの推進》

環境に可能な限り負担を掛けないために、回収できる有用資源量の更なる拡大と、より高品質なリサイクルを促進していく。

- 建設廃棄物の再資源化の促進
- セメント原料化による再資源化の促進
- 各種リサイクル法の円滑な実施に向けての取組　ほか

《廃棄物系バイオマス利活用の推進》

いまだ利用されていない廃棄物系バイオマスについて、再資源化や効率的にエネルギーを回収するなど有効利用を促進していく。

- 食品廃棄物バイオマスの利用促進 重点
- 下水汚泥バイオマスの利用促進
- 市町村のバイオマス活用推進計画策定の促進　ほか

《将来に希望をつなぐ環境学習の推進》

家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場での環境教育、環境保全活動などを通じて、持続可能な社会づくりの担い手を育成する。

- 学校における環境教育の推進
- 様々な世代への環境学習機会の提供
- 地域清掃活動の推進　ほか

Ⅱ　廃棄物の適正処理の推進

《一般廃棄物・産業廃棄物の適正処理の推進》

立入検査を行い、廃棄物処理施設が適正に維持管理できるよう指導する。また、効率よくエネルギーを利用する廃棄物処理施設の導入促進や、排出事業者の意識啓発などを進める。

- 施設の適正な維持管理の確保
- ごみ処理施設効率化等の促進
- 廃棄物排出者責任の徹底・強化　ほか

《不法投棄の根絶》

家屋解体現場へ立ち入り、不法投棄防止の指導・監視を行う。また、休日や夜間においても監視パトロールを行うなど、不法投棄の未然防止・早期発見・早期対応に努める。

- 不法投棄防止に対する指導の徹底
- 不法投棄監視の徹底 重点
- 廃棄物運搬車両の路上検査の実施　ほか

《有害廃棄物の適正処理》

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物について処理計画に基づき、確実に適正な処理を推進する。また、アスベスト廃棄物について、解体工事現場へ立入検査を行うなど適正処理を徹底する。

- ＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進 重点
- アスベスト廃棄物の適正処理の推進

《安心・安全な最終処分場の確保》

県営最終処分場「環境整備センター」について、引き続き透明性の高い運営を推進する。また、安心・安全な最終処分場に資する研究を進める。

- 安心・安全な県営最終処分場の運営
- 安心・安全な最終処分場運営に資する研究

Ⅲ　環境産業の育成

《産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップ》

将来にわたって、廃棄物を適正に処理し、循環型社会の推進を図るため、廃棄物処理業のイメージアップと人材育成を促進する。

- 産業廃棄物業界のイメージアップと人材育成 重点
- 産業廃棄物処理の高度化 重点
- 一般廃棄物処理における産業廃棄物処理施設の活用

《リサイクル産業発展の促進》

リサイクル産業の発展は、環境負荷低減と経済活性化の両方の実現につながることから、グリーン購入やリサイクル製品の認定などにより、促進を図る。

- グリーン購入の促進
- リサイクル製品の認定
- 彩の国資源循環工場の適切な運営管理の推進　ほか

Ⅳ　災害廃棄物対策の推進

《平時からの備えの強化》

災害廃棄物対策については、万一の発災に備えた平時からの準備が大切であり、実効性のある災害廃棄物処理計画を策定し、市町村等との協力体制の構築と連携強化に取り組む。

- 災害廃棄物処理計画の策定 重点
- 県内市町村等との連携強化
- 廃棄物施設の災害拠点化・耐震化　ほか

《発災時の対応》

発災した場合は、情報収集に努め、災害廃棄物を円滑かつ迅速に、適正な処理を行うよう、柔軟で適切な対応を行う。

- 初動における情報収集
- 災害廃棄物処理に向けての協力・支援体制の整備等

第６章　計画の推進に向けて

計画の推進に向け、県民、排出事業者、廃棄物処理事業者、市町村、県それぞれの求められる役割を示すとともに、相互に連携しながら、社会全体で取組を進めていくことが重要である。

計画の着実な推進を図るために、毎年度、計画目標に定めた排出量、最終処分量等廃棄物の状況、施策の進行状況等を把握し、計画の進行管理を行う。

解説編

１　関連法

環境関連法令体系

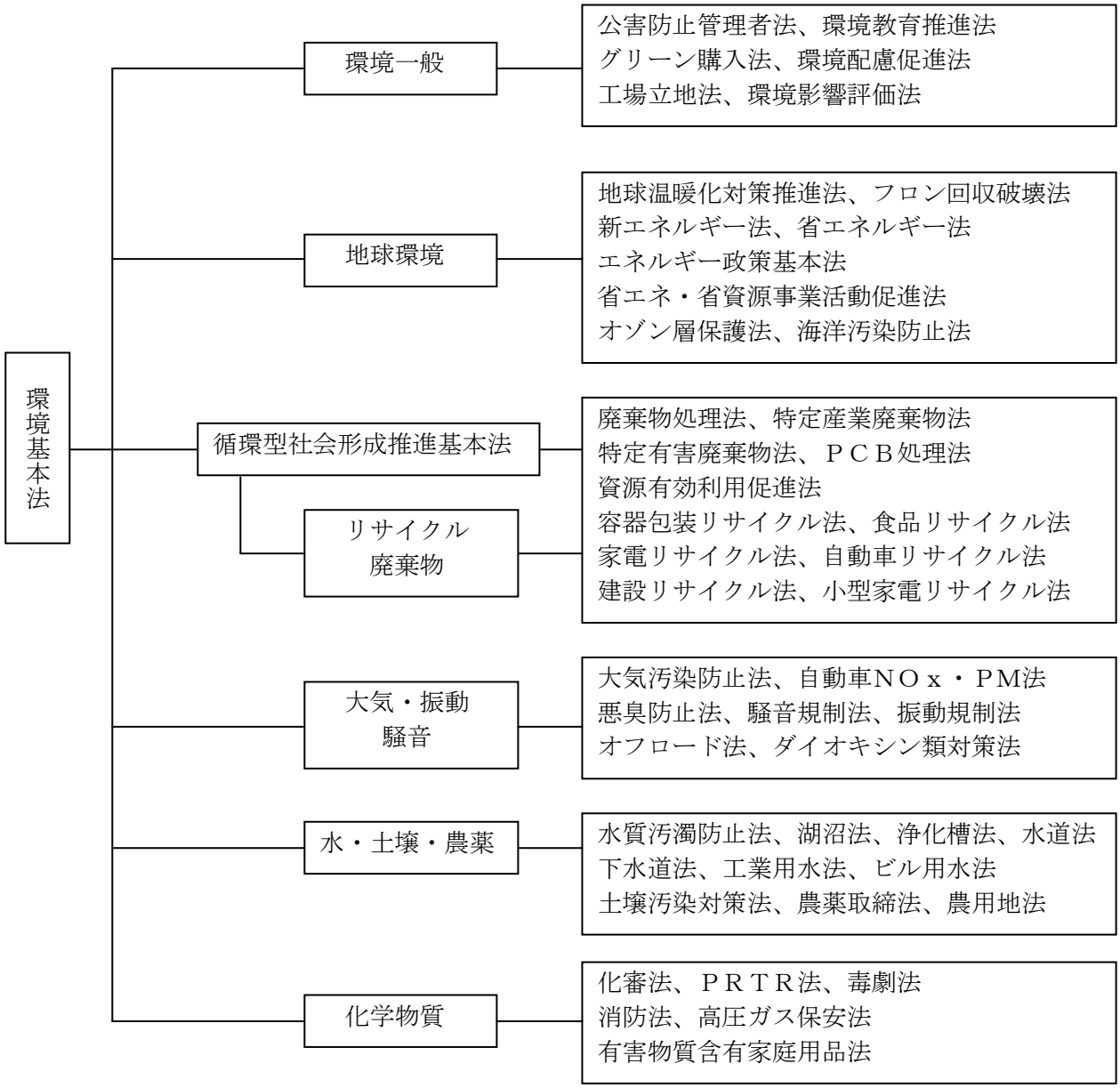

※略称標記となっています。

環境基本法　（平成５年１１月制定）

環境保全の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境保全の施策の基本事項を定めている。全ての環境関連法の基本となる法律。

国、地方公共団体、事業者及び国民の責務は、次の基本理念に則ることとし、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献すること等を掲げている。

○基本理念

① 現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されること。

② 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築され、及び科学的知見の充実のもとに環境の保全上の支障が未然に防がれること。

③ 地球環境保全が国際的協調のもとに積極的に推進されること。

環境保全に関する基本的施策のなかの環境基本計画では、環境破壊、公害問題、資源の枯渇の恐れ等の環境問題を引き起こした「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会」の反省として、「持続可能な社会」への転換を図っていくために、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」という四つの長期目標を掲げ、その取組に対して、国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等社会を構成するすべての主体が参加・協力しあうこととしている。

「循環」については、物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする社会経済システムを実現することとしている。

○循環に係わる中長期目標

① 資源消費が少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり

② 「もったいない」の精神も活かした循環の取組の促進とパートナーシップ

③ ものづくりの段階での３Ｒの内部化

④ 廃棄物の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化

循環型社会形成推進基本法（平成１２年６月制定）

この法律は、環境基本法の基本理念に則り、それまでの大量生産・大量消費･大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図るために、循環型社会の形成について、基本原則を定め、国や地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

環境への負荷を最小限にするような仕組みを目指すための基本的な枠組みを示したもの。

平成１２年に制定された。

○基本原則

① 循環型社会の形成に関する行動が、自主的・積極的に行われることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を推進。

② 1.発生抑制（リデュース）、2.再使用（リユース）、3.再生利用（マテリアル・リサイクル）、4.熱回収（サーマル・リサイクル）、5.適正処理の優先順位により、対策を推進する。
（但し、環境への負荷の低減にとって有効である場合には、この優先順位によらない）。

③ 自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策等と有機的な連携。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

昭和４５年に、従前の清掃法を全面改正し制定された。

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

この法律では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物とに定義付け分類わけしている。

○廃棄物処理法における廃棄物の種類

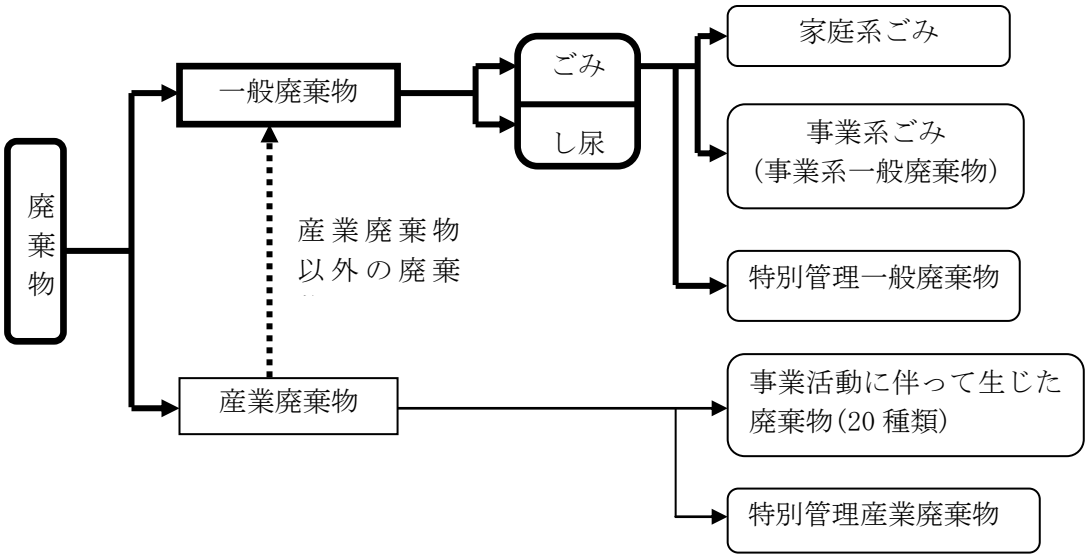

容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進に関する法律（平成７年６月制定、平成１８年６月改正）」の略称。

家庭から排出されるごみの排出量の増加分が、容器包装廃棄物とされ、その対策のために制定された。

法の目的は、次のとおり。

①容器包装廃棄物の排出の抑制、②その分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化（リサイクル）の促進、③一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用、④廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図る、⑤生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与すること。

浄化槽法

公共用の水域や海域の水質保全のため、家庭や工場等のし尿処理浄化槽の排水の管理が必要とされ、昭和５８年５月に制定された法律。

その後、調理・洗濯・入浴等の未処理の生活雑排水による公共用水域の汚染対策が必要となり、平成１２年６月に本法律が改正された。

浄化槽を使用する者は、雑排水を合併処理浄化槽で処理した後でなければ、公共用水域には放流してはいけなくなった。従来のし尿処理単独処理浄化槽の使用が原則禁止され、合併処理浄化槽しか設置できなくなった。

更に、平成１７年５月に改正され、公共用水域の水質保全のために、浄化槽の水質基準が定められ、所定の期間内の水質検査が必要となった。

２　用語の解説

【あ行】

荒川右岸流域下水道

埼玉県の広域下水道で、県の南西部の新河岸川流域を中心とする、首都圏４０㎞圏内の地域が処理区域。昭和４６年に川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、上福岡市及び大井町(現、ふじみ野市)、三芳町を処理区域として事業着手、その後、昭和５０年に川島町、昭和６０年に吉見町を編入し、現在１０市３町を処理区域としている。
新河岸川水循環センター（和光市新倉地内）は、昭和５６年４月に一部が完成し、現在計画８系列の水処理施設のうち、１～４系列及び５系列の２分の１が稼働中（平成１９年度、４４万８千㎥の汚水を処理)。

一般廃棄物

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。
家庭から排出されるごみ（家庭ごみ）と、産業廃棄物を除いた商店、事務所、工場等から排出されるごみ（事業系ごみ）に分けられる。

一般廃棄物会計基準

廃棄物処理基本方針（平成１７年５月改正）で国が示した市町村の一般廃棄物処理事業の３Ｒ化を進めるためのコスト分析手法で平成１９年６月に会計基準が公表された。
「一般廃棄物会計基準」では、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財政書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めており、「原価計算書」「行政コスト計算書」「資産・負債一覧表」を作成するとしている。

一般廃棄物処理基本計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、市町村に策定が義務づけられており、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」からなる。
１０～１５年の長期計画の策定と概ね５年ごとの改訂が望まれる。

一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画を推進するため、ごみ排出量の見込み、収集運搬から処理・処分、再資源化の方法等を年度ごとの定めた計画。

EM（Effecttive　Microorganisms・イーエム)

有用微生物群。自然界に存在する人間や自然にとって有用な乳酸菌・酵母・光合成細菌を中心に複数の微生物を選び出し、その相乗効果を発揮させるのが特徴。

入間東部地区衛生組合

富士見市、ふじみ野市、三芳町が共同で生活排水を処理するために昭和４０年４月に設立。
環境クリーンセンターでし尿や浄化槽汚泥等の処理を行っている。
公共用下水道については、荒川右岸流域下水道（新河岸川水循環センター）で処理。

エコアクション２１及びＩＳＯ１４００１

環境経営システムを推進するための認証制度。
エコアクション２１は、広範な中小企業、学校、公共機関などが「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」方法として環境省が策定した「エコアクション２１ガイドライン２００９年版」に基づく認証・登録制度です。
ＩＳＯ１４００１は、国際的に認められた第三者認証制度。

【か行】

回帰式

回帰分析で求められる一次方程式。
回帰分析とは、複数の変数間の関係を一次方程式の形で表現する分析方法（統計処理）。
ごみ排出量の予測計算では、過去の年度毎のごみ排出量の実績から将来の排出量を予測する方法として用いられる手法。
回帰式としては、①線形式（$y=a+bx$）　②対数式（$y=a+b\log x$）　③累乗式（$y=ax^b$）
④指数式（$y=ab^x$）の四種類が使用される。
ここでは、y はごみの排出量、x は年度を表す変数。

拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）

２００１年３月、OECD が完成させた「政府向けガイダンスマニュアル」では、次のように定義されている。
EPR とは、「生産物に対する生産者の物理的責任のみではなく、更には金銭的責任が当該製品の廃棄後までに拡大する」とする環境政策の手法であり、
①責任を、全面的あるいは部分的に地方自治体から製品のライフサイクルの上流にシフトすること、
②生産者に環境に配慮した製品設計を行うインセンティブを与えること、
という２つの特徴を有している。
ここで特に注意が必要なのは、責任(処理責任)を自治体から生産者（より厳密に言えば製品のライフサイクルを通して最も制御可能性を有する者）に移転するという点である。

合併処理浄化槽

し尿や生活雑排水等の汚水を、微生物の働き等を利用して浄化しきれいな水として河川等に流すための施設。
浄化槽法の改正により、公共下水道が整備されていない地域でトイレが水洗化されたときに設置が義務づけられている浄化槽。

グリーンコンシューマー活動

グリーンコンシューマーとは、「緑の消費者」の意で、 買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のことを言う。
グリーンコンシューマーの活動は、１９８８年にイギリスで展開され、 環境に配慮したやさしいお店や商品を選ぶ運動として、世界各国で取組が行われるようになった。
日本では１９９１年、京都で最初の地域版グリーンコンシューマーガイド「買い物ガイド・この店が環境にいい」が発行され、その後、日本各地にグリーンコンシューマー活動が広まった。

減量化

焼却等の処理により発生するごみの容積や重量を減らすこと。

公共下水道

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう（下水道法、昭和３３年)。主として市街地で実施される「公共下水道」及び農山漁村部や観光地などの環境を守るために実施される「特定環境保全公共下水道」等がある。

コンポスト

生ごみやわら、もみがら、木くず、樹皮などの動植物質の有機質物を堆積し、微生物の働きで発酵、腐熟・堆肥化させた肥料。

【さ行】

再資源化

不要になったものやごみとして排出されたものを分別等により資源としてリサイクルすること。ごみの破砕や焼却等の処理を経由してリサイクルされるものも含まれる。

最終処分

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋め立て処分すること。
処分場としては、安定型（有害物や有害物が付着していない廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずや陶磁器くず等を埋め立てる)、管理型（埋め立て物による地下水等の汚染を防止するために遮水構造を有している処分場)、遮断型（埋め立て基準値以上の有害物を含む廃棄物を埋め立てるために、周囲と隔離するため強固なコンクリート構造物で作られ、雨水流入防止のため屋根等の覆いが設けられている処分場）がある。

埼玉県生活排水処理施設整備構想

下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽など生活排水処理施設の効率的かつ適正な整備を進めることを目的として、平成１０年度に「埼玉県生活排水処理総合基本構想」として策定された。
その後平成１４年から１５年度にかけて見直しが行われ、名称も「埼玉県生活排水処理施設整備構

想」（新構想）として改められた。しかし、近年の人口減少や高齢化の本格化など諸情勢の変化に対応するため、５年を経過した時点で見直しの検討を行うこととされ、平成２２年度に構想の見直しがされた。さらに、平成２６年１月に公表された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル　国土交通省・農林水産省・環境省」では、１０年程度での汚水処理施設の概成、既存整備地区の効率的な改築・更新や運営管理手法の検討などが新たな項目として追加され、平成２７年度に見直しを行った。
○基本方針
　平成３７年度までのできるだけ早期に生活排水処理字脳普及率１００％の整備を目指す。また、効率性の観点から生活排水処理施設の整備手法を全面的に見直す。

３Ｒ

循環型社会形成推進基本法で定められている基本原則。
廃棄物等の発生の抑制（Reduce）、循環資源の循環的な利用（再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の３つの頭文字をとったもの。

志木地区衛生組合

富士見市、志木市、新座市の３市が共同で一般廃棄物の処理を行うために昭和３９年６月に設立。富士見環境センターと新座環境センターの２施設でごみ焼却や粗大ごみ破砕や有価物の回収等を行っている。

資源ごみ

資源としてリサイクルが可能なごみ。紙類、布、カン、ビン、ペットボトル、プラスチック類等が挙げられる。

集塵灰

ごみの焼却処理によって生ずる灰分の一部が燃焼ガス中に飛散し、排ガス処理装置（バグフィルター等の集塵装置）で捕集（集塵）されたもの。

終末処理場

下水道の汚水を浄化し、河川、湖沼または海へ放流する下水施設のことである。下水道法では、「終末処理場」と呼称しており、「下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設」と定義している。浄化センター、水再生センターなどと呼ばれることもある。
荒川右岸流域下水道の新河岸川水循環センターはこれにあたる。

焼却灰

ごみの焼却処理によって生ずる灰分や不燃物（燃えがら）。

循環型社会

大量生産・大量消費･大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図るために、循環型社会形成推進基本法では、循環型社会とは、
①製品等が廃棄物となることが抑制され、②製品等が循環型資源となった場合は、適正な循環的利用が促進され、③循環的利用が行われない循環資源については、適正な処分が確保され、④これにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減される社会としている。

ストーカー式焼却炉

ごみを火格子（ストーカー）の上で移動させて処理する焼却炉。ストーカーは、乾燥・燃焼・後燃焼の段階に分けられており、下部から燃焼用の空気を送り、炉上部からのふく射熱や燃焼ガスによる接触伝熱によって、ごみを燃焼する。火格子の形状や移動方式によりさまざまな種類がある。燃焼時に生じる不燃物や灰分の多くはストーカー終端から排出され、灰分の一部が燃焼ガス中に飛散した「飛灰」は、排ガス処理装置で捕集される。焼却灰の処理については、1）溶融スラグ化や、2）セメント原料、3）焼成による土木材料への資源化技術などがある。ストーカー式焼却炉は、燃焼がゆるやかで長い時間がかかる一方で、安定燃焼しやすいという利点がある。また、収集したごみを前処理する必要がなく、大規模な施設の建設が可能である。このため、日本では１９５０年代から多くのストーカー式焼却炉が建設され、国内で圧倒的なシェアを占める。

ゼロ・ウェイスト宣言

ゼロ・ウェイストとは、ごみを「燃やす」「埋め立てる」「なんでもリサイクル」ではなく、「ごみを発生させないようにする」という考え方で、生産者･消費者･行政３者が協力して行うもので、次のようなこと考えられている。
①生産者は、リサイクルにかかる費用を商品価格に組み込み、廃棄された商品を回収。
②消費者は、ごみが出ないように工夫してあるもの、有害物質を含まないものを選び、問題点を生産者、販売者、行政に指摘。
③行政は、ごみゼロを目指す政策を採用、ごみの処分（焼却・埋め立て）ではなく、生産者への返却、拡大生産者責任の徹底によるごみの発生抑制を促す法律、条令の制定を行う。１９９６年にオーストラリアのキャンベラで「ゼロ・ウェイスト宣言」が初めて行われた。

総合生産物政策（IPP：Integrated Product Policy）

包括的製品政策ともいう。
１９９８年のＥＵワークショップはＩＰＰの構成要素として以下を勧告している。
①環境により負担の少ない製品の開発を目標とする措置
②製品の消費により発生する廃棄物の削減と管理を目的とする措置
③環境により負担の少ない製品の市場を創設するための措置
④製品連鎖における上流・下流への情報伝達のための措置
⑤製品システムによる環境への負荷を管理するために責任を割り当てる措置
○ＩＰＰは、製品ライフサイクルのすべての段階を視野において、製品がもたらす環境負荷を最小化することを目指した政策である。
①原材料の採掘、製品の生産、流通・販売、使用、廃棄・リサイクルなど製品ライフサイクルの各段階に対する②自主的な取組や規制、経済的手法や環境ラベル、製品設計ガイドラインなど様々な政策手法を活用した包括的な取組が求められている。

EU では、最適な政策手法の組み合わせを探るための議論の土台として、２００１年２月にIPP に関するグリーンペーパーを公表している。

【た行】

脱焼却・脱埋め立て

ごみを「燃やす」「埋め立てる」ではなく、リサイクルや拡大生産者責任等をとおして、ごみを減量化し、発生させないようにする考え方。
ゼロ・ウェイストの考え方に類似。

単独処理浄化槽

し尿だけを処理する浄化槽。
浄化槽法の改正により、原則として新たな設置はできなくなった。
法改正後「浄化槽」とは、合併処理浄化槽のことをいい、従来の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として扱われている。

中間処理

可燃ごみ等の焼却や不燃ごみの破砕・選別などにより、ごみの容積や重量を減少させ、最終処分等の後工程に対し、環境に影響を与えないように処理すること。
金属やガラス・プラスチック類等、再資源として利用できるものを選別回収する役割もある。

厨芥類

食べ物のくず。生ごみ。

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。
２００７年（平成１９年）５月に政府が発表した政策パッケージ「クールアース５０」において、生活の豊かさの実感と二酸化炭素の排出削減が同時に達成できる社会の姿として提唱された。
２００８年（平成２０年）７月には、低炭素社会への具体的な道筋を示した行動計画が閣議決定された。
○低炭素社会づくり行動計画
　２０５０年までに温室効果ガス排出量を現状よりも６０～８０％削減するとする「福田ビジョン」で表明されたわが国の長期目標達成のための具体的行動計画。
２００９年から２０１０年にかけて実施されたエコポイント、エコカー減税・補助金などは、この行動計画による新制度。
　行動計画の主要項目は、以下のとおり。
①再生可能エネルギーの主役は太陽光発電とし、家庭用発電装置の価格引き下げ、設置費用補助。
②原子力発電の１３基の新規建設計画のうちの９基を２０１７年度までに新設。
③次世代自動車（ハイブリッド車、電気自動車など）の購入費用の補助や省エネ家電の購入にポイント付与。
④「トップランナー方式（省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準の策定方法）」を建売住宅に

も導入（家電製品や自動車にはすでに導入済み）。
⑤国内排出量取引制度の試行。
⑥温室効果ガスを削減の革新的技術として期待される CCS（二酸化炭素を回収・貯留する技術）の大規模実証実験を開始し、２０２０年までに実用化する。

トレンド法

現時点のごみの排出量等の傾向が今後も続くものとして将来の推計を行う方法。

【な行】

生ごみカラット

生ごみカラットとは、容器，虫対策ネット，水切りネット等で構成されおり、生ごみを乾燥させる用具。下記の図のように、生ごみを新聞紙等で包み、容器に入れて、風通しのよい場所に干し乾燥させてから生ごみの排出をする。この方法により生ごみの排出量における水分量を減らすことができる。

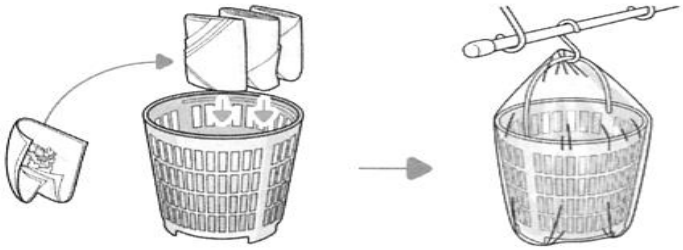

新聞紙等で生ごみを包み
容器の中に入れます。

風通しのよい場所に干し
生ごみを乾燥させます。

生ごみカラット使用例

出典 NPO生ごみリサイクル
全国ネットワーク編
「生ごみのふしぎ」

【は行】

バイオマス

再生可能な生物に由来する有機エネルギーや資源のこと。

破砕

砕いて細かくすること。志木地区衛生組合富士見環境センター内に処理施設が設置されている。

発熱量

ごみの単位量(１kg)を完全に燃焼させたときに発生する熱量。
ごみには、多量の水分が含まれるが、その水分やごみ中の水素（H）分が蒸気のときの値を、低(位)発熱量（真発熱量）という。
単位としては、ジュール(J)やキロカロリー(kcal)が用いられる。
１kcal：１kg の水を１４．５℃から１５．５℃で 1℃上昇させるために必要な熱量。
１kcal＝４，１８６J　１J＝０．０００２３８９kcal＝０．２３８９cal

PDCA サイクル（PDCA cycle、plan-do-check-act cycle）

PDCA サイクルは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つとして運用される。現在では、環境経営システムや安全活動の手法としても使われる。
PDCA サイクルという名称は、サイクルを構成する次の４段階の頭文字をつなげたものである。
Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
Do（実施・実行）：計画に沿って業務を行う
Check（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
Act（処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする
この４段階を順次行って１周したら、最後の Act を次の PDCA サイクルにつなげ、螺旋を描くように１周ごとにサイクルを向上（スパイラルアップ）させて、継続的に業務改善する。この考え方は、ISO９００１、ISO１４００１、ISO２７００１、JIS Q１５００１などの管理システムや、ソフトウェア開発におけるスパイラルモデルをはじめとする反復型開発などにも反映されている。また労働安全マネジメントシステムでは、これらの ISO と同様な PDCA サイクルを活用して危険元凶を特定しリスクアセスメントを行うことでリスク低減を継続的に実施している。

標準脱窒素処理方式

人為的・工学的に培養・育成された好気性微生物群を主成分とする浮遊性有機汚泥を用いた汚水の浄化方法（活性汚泥法）の中で、低希釈法と呼ばれる好気性処理方式。
汚水を５～１０倍程度に希釈し、浮遊性有機汚泥量を６，０００mg/L 程度で運転し、原則として加温なしで処理する。

不法投棄

廃棄物を法律に準じて適正に処理せず、山林や河原など法に定められた場所、処分場以外に投棄すること。不法行為として禁じられており、実行者は規定により罰せられる。

ふれあい収集

地域の協力が期待できない、高齢者や障がい者の世帯のごみの排出を援助する目的で、自宅まで訪問して行うごみ収集事業。平成２１年５月から運用開始。

【や行】

有害ごみ

人体に影響を及ぼす恐れのある有害な物質を含む廃棄物（ごみ)。
富士見市においては、乾電池や蛍光管等を「有害ごみ」として扱っている。

４Ｒ

富士見市独自のもの。前述の３Ｒに、ごみとなる物を持ち込まない持ち込ませない「Refuse」を加えた。一般的には、Refuse は発生抑制(Reduce)に包含されるが、本市においては平成６年度に策定した「ごみ処理の基本方針」の目標達成のための基本的考え方として設定した。

【ら行】

リサイクル法

平成３年に「再生資源の利用の促進に関する法律」として制定された。
その後、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から持続可能な社会への転換を図るために、３Ｒの積極的な導入を図るため、平成１２年に改正され「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）として名称も改められた。

類似団体（自治体）

本市とともに志木地区衛生組合構成市の志木市と新座市及び人口規模や財政規模が類似した近隣の自治体の朝霞市・和光市・戸田市・入間市･ふじみ野市の７市を類似団体（自治体）とした。
国の「ごみ処理基本計画策定指針」の中では、ごみ処理の評価方法について、国の基準値との比較評価に加えて、類似団体の平均値を基準値とした比較評価を求めている。
〇国の「ごみ処理基本計画策定指針」のごみ処理の評価方法（抜粋）
客観的な評価の方法は、標準的な評価項目について数値化し、当該数値について次の方法のいずれか、または次の方法の組合せにより評価を行うこととする。
ア．当該市町村で設定した目標値を基準値とした比較による評価
イ．国の目標値を基準値とした比較による評価
ウ．全国または都道府県における平均値や類似団体の平均値を基準値とした比較による評価
なお、この３つの方法の中で、類似団体間の比較分析を行う方法は、他市町村と比較して優れている点、不十分な点を把握し、その理由を分析し、市町村間で情報共有することによって、市町村が自らの一般廃棄物処理システムを改善することが可能となる。したがって、類似団体間の比較分析をできるだけ実施することが望ましい。

富士見市一般廃棄物処理基本計画

（ごみ処理・生活排水処理基本計画）
第２次計画改訂版　（平成２８年度～平成３２年度）

平成２８年４月
発行　富士見市
編集　自治振興部 環境課

〒354-8511　富士見市大字鶴馬１８００－１
℡049-251-2711（代表）
URL　http://www.city.fujimi.saitama.jp/